

平成25年9月13日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯	9 番	福 井	正
2 番	稲 富	雅 和	10 番	水 頭	喜 弘
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	橋 爪	敏
4 番	竹 下	勇	12 番	中 西	裕 司
5 番	角 田	一 美	13 番	松 尾	征 子
6 番	伊 東	茂	14 番	松 本	末 治
7 番	光 武	学	15 番	松 尾	勝 利
8 番	徳 村	博 紀			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
議 事 管 理 係 長	西 村	正 久

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総	務	藤	田	洋	一郎
市	民	迎		和	泉
産	業	中	川		宏
建	設	中	村	博	之
会	計	平	石	和	弘
会	計	橋	村	直	子
総務課長兼人権・同和対策課長		松	浦		勉
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		打	上	俊	雄
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		寺	山	靖	久
市	民	有	森	弘	茂
市	民	一	ノ	瀬	健
税	務	大	代	昌	浩
福	祉	栗	林	雅	彦
保	険	土	井	正	昭
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
産	業	橋	口		浩
農	林	下	村	浩	信
商	工	有	森	滋	樹
都	市	森	田		博
環	境	福	岡	俊	剛
水	道	松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		澤	野	政	信

---

## 平成25年 9 月13日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第 2 議案第46号 平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第 3 議案第47号 平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第 4 議案第48号 平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第 5 議案第58号 財産の取得について（質疑、討論、採決）
- 

### 午前10時 開議

#### ○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

#### ○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から報告1件、議案6件の追加提出がっております。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております。議案書（その2）の目次記載のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第 1 議案追加上程（市長の提案理由説明）

#### ○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

報告第7号及び議案第59号から議案第64号の6議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

#### ○市長（樋口久俊君）

改めましておはようございます。本定例会に提案をいたしておりました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本日、追加提案をいたします議案は、報告が1件、決算認定が6件でございます。

それでは、提案理由の要旨について申し上げます。

まず、報告第7号 平成24年度鹿島市一般会計継続費精算報告書について申し上げます。

これは、継続費に係る鹿島市庁舎空調設備改修工事が平成24年度で終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書として報告をいたすものでございます。

議案第59号から議案第64号に関しましては、平成24年度の一般会計並びに公共下水道事業、谷田工場団地造成・分譲事業、国民健康保険、後期高齢者医療及び給与管理のそれぞれの特別会計に関する歳入歳出決算となります。なお、説明の都合上、決算額などの数字につきましては千円単位で申し上げます。

平成24年度におきましては、事務事業の見直しによる事業の厳選、後年度の財政負担の軽減を図るため、限られた財源から基金への積み立てを行うなど、効率的で健全な財政運営に留意しながら、必要な事業に積極的に取り組んでまいりました。その結果、各会計別の決算状況は、一般会計を初め、それ以外の各会計も昨年に引き続き黒字決算となり、おおむね順調に各種事業を推進いたしました。

それでは、初めに議案第59号 平成24年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成24年度の歳入につきましては、総額13,358,985千円となり、地方交付税が1.8%の減、地方特例交付金が71%になると、大幅な減となったものの、「79.1%」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、79.1%と大幅な減となったものの、市税が1.9%の増、漁業経営構造改善事業補助金などにより県支出金が17.9%の増、市債が19.4%の増、繰入金が50.6%の増となり、歳入全体では、対前年比3.8%の増となりました。

一方、歳出につきましては、総額12,900,093千円となり、扶助費が保育所運営委託料などの影響で3.8%の増、繰出金が5.3%の増となっておりますが、物件費は緊急雇用対策事業の減などで5.7%の減、積立金が51%と大きく減、公債費も1.0%の減となっております。

また、投資的経費につきましては、補助事業として保育所整備事業や赤潮対策施設整備事業などを、また、単独事業として肥前鹿島駅整備事業や定住促進住宅の取得などを実施したことにより、それぞれ120.1%の増、24.5%の増となり、歳出全体では、対前年比3.6%の増となりました。その結果、繰り越すべき財源を差し引き、318,902千円の黒字決算となりました。

職員採用の抑制、各種事務事業の見直しなどにより歳出面の削減効果は着実にあらわれておりますが、地方交付税などの主要な歳入一般財源が伸び悩み、これが投資単独事業などの政策経費を圧迫する決算状況となっております。

このように厳しい財政状況の中、財源不足補填のため、一旦は市の積立金であります財政調整基金から142,000千円、公共施設建設基金から201,000千円の繰り入れをいたしましたが、年度末までにそれぞれ、142,835千円と133,362千円の積み立てを行い、今年度以降の財政運営に備えることといたしました。

次に、平成24年度一般会計決算における主な財政指標につきまして、説明をいたします。

財政構造の弾力性を判断する指標としての経常収支比率は91.3%で、前年度と比較して1.4ポイントの増となりましたので、今後注視をしなければと思っております。主な要因としましては、市税は増加したものの、普通交付税の減少により、主要一般財源が減少したことに加え、扶助費などの経常経費が増加したことによるものでございます。

経常収支比率は、税収と普通交付税の動向に大きく左右され先行きが不透明ではございますが、人件費の抑制や経常経費の徹底した見直しを行うことにより、改善に努めてまいります。

公共下水道などの公営企業や一部事務組合の公債費も含めた実質公債費比率につきまして10.3%となり、0.8ポイントの改善となりました。この結果、平成21年度より継続して18%を下回っており、市債の発行に際し知事の許可が不要な協議団体という立場を維持しております。

また、一般会計が黒字か、赤字かを判断いたします実質赤字比率、水道事業会計や国民健康保険特別会計などの特別会計を含む全会計が黒字か、赤字かを判断する連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字のため昨年同様比率はございません。

さらには、市債現在高や上下水道などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰入見込額、全職員の退職手当支給予定額など、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の比率を示す将来負担比率は35.3%となり、早期健全化基準の350%を大きく下回る良好な結果となりました。今後とも、それぞれの指標の改善に向けてさらなる努力を行ってまいります。

これまで、総合経済対策や都市基盤整備に積極的に取り組んだ結果、その財源とした市債の元金償還などの公債費は、ピークを過ぎて年々減少を続けております。平成12年度のピーク時には138億円あった市債残高は、今年度末には8,660,000千円に減少する見込みであり、償還費を普通交付税で全額措置される臨時財政対策債を除けば、実質45億円の市債残高になると見込んでおります。さらに、市債残高全体に対する償還費の普通交付税によります措置率は、平成24年度決算では75%に達しており、市の自主財源で返済をする金額は、実質的には21億円程度と見込んでおります。

鹿島市の行財政運営の主要な部分を占める一般会計においては、今後とも改革の手を緩めず、さらなる行財政改革や市税などの自主財源の確保に取り組んで財政基盤を強化し、新たな政策的経費の財源を確保していくことが大きな課題であると認識いたしております。

次に、議案第60号から議案第64号までは、それぞれの特別会計の決算認定でございます。これらにつきましては、各特別会計の設置目的に従いまして事業の推進を図ってきたところでございます。

まず、議案第60号 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

申し上げます。

平成24年度の歳入の総額は958,645千円、歳出の総額は948,877千円で、差し引き9,768千円となり、平成25年度への繰越明許事業分の財源として使用することといたしております。

次に、議案第61号 平成24年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成24年度の歳入の総額は1,712千円、歳出の総額は237千円で、差し引き1,475千円の黒字決算となっております。

次に、議案第62号 平成24年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成24年度の歳入の総額は4,044,587千円、歳出の総額は3,997,187千円となり、差し引き47,400千円を平成25年度において国民健康保険基金へ積み立てたところでございます。

次に、議案第63号 平成24年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成24年度の歳入の総額は369,721千円、歳出の総額は368,627千円で、差し引き1,094千円となり、平成25年度会計へ繰り越したところでございます。

最後に、議案第64号 平成24年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

この会計は、職員給与支給事務の簡素化を図ることを目的とした会計でございまして、水道事業を除く一般会計及び特別会計のそれぞれの給与費決算額と重複した決算となっております。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、本市は、ますます厳しさを増す財政状況の中、第二次鹿島市行財政改革大綱を着実に実行し、収支のバランス、ハード事業とソフト事業のバランスをとりながら、今後とも市民生活に直結する福祉、環境、教育、文化、産業振興、都市基盤整備などの事業推進や第五次鹿島市総合計画に基づく主要施策の展開、さらには鹿島ニューディール構想の実現のため、必要な財源確保に努めてまいり所存でございます。

なお、各会計の決算の詳細につきましては、歳入歳出決算書及び主要施策の成果説明書を参照していただくとともに、御審議の際は、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

## 日程第2 議案第46号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．議案第46号 平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

おはようございます。補正予算書と議案説明資料に基づき説明を行いますので、お手元に御準備をお願いします。

議案書は10ページとなっております。

議案第46号 平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

それでは、お手元の補正予算書をごらんください。1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に367,931千円を追加し、補正後の総額を13,681,186千円としたものでございます。

2ページをお開きください。

2ページから6ページまでは、今回の補正の集計表でございます。

7ページをお願いします。

債務負担行為の補正について御説明いたします。

追加分は鹿島市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託につきまして、本年度の予算と合わせて、平成26年度まで2カ年間で業務委託を行いたく、今回、債務負担行為の補正をお願いいたすものでございます。

8ページをお願いします。

地方債の補正について御説明いたします。

追加分の地域農業水利施設ストックマネジメント事業は、排水機場等の整備に伴い3,600千円、災害復旧事業は、7月の豪雨災害に伴うもので1,800千円を補正いたすものでございます。

変更分の緊急防災・減災事業は、需用費の増額に伴い37,200千円から37,600千円に400千円の増額を行っております。臨時財政対策債は、額の確定に伴い460,000千円から476,392千円に16,392千円の増額となっております。

9ページから10ページは、今回補正の事項別集計表でございます。

11ページをお願いいたします。

それでは、歳入について主なものを御説明いたします。

8款1項1目の地方特例交付金は、交付額の確定に伴いまして1,390千円増額いたしております。

12ページをお願いします。

11款1項1目・農林水産業費分担金、2目・災害復旧費分担金で総額1,054千円を増額いたしております。主なものは、地域農業水利施設ストックマネジメント事業分担金が279千円の増額、7月の豪雨災害に伴います農地農業用施設災害復旧事業分担金が775千円の増額でございます。

13ページをお願いします。

13款 1 項 1 目．民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金を11,790千円増額、障害児施設措置費（給付費等）負担金8,838千円の増額、児童手当交付金、過年度分でありませんが、6,273千円を計上いたしております。

14ページをお願いします。

13款 2 項．国庫補助金は、総額1,022千円を増額いたしております。主なものは、1 目．民生費国庫補助金で、地域子育て支援事業補助金3,133千円の減額、一時預かり事業補助金2,700千円の減額、セーフティネット支援対策事業費補助金2,982千円の増額、3 目．農林水産業費国庫補助金で、農山漁村活性化プロジェクト交付金を3,347千円の増額でございます。

15ページの14款 1 項の県負担金は、1 目．民生費県負担金、障害者自立支援給付費負担金を5,895千円増額、障害児施設措置費（給付費等）負担金4,419千円を増額いたしております。

16ページをお願いします。

14款 2 項の県補助金は、総額49,475千円を増額いたしております。主なものを御説明いたしますと、2 目．民生費県補助金で、介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金6,570千円、地域共生ステーション防災対策整備事業費補助金2,400千円を新規に計上いたしております。

また、安心こども基金特別対事業（保育所整備事業）分を20,535千円増額いたしております。

4 目．農林水産業費県補助金で、地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金8,750千円増額、さらに8 目．災害復旧費県補助金が4,872千円の増額となっております。

18ページをお願いします。

14款 3 項の委託金は、総額371千円を増額いたしております。主なものといたしまして、住生活総合調査業務委託金を446千円増額いたしております。

20ページをお願いします。

基金繰入金の補正でございます。財政調整基金繰入金を69,000千円減額し、学校、教育、諸活動参加補助金のためのふるさと人材育成支援基金繰入金151千円、スポーツ振興基金繰入金544千円を増額いたしております。

21ページの18款．繰越金は、平成24年度の決算額が確定いたしましたので318,901千円を繰越金として補正を行っております。

22ページをお開きください。

雑入の補正でございます。総額4,578千円の増額でございます。主なものは平成24年度エイブル指定管理委託料返還金2,209千円、市民会館指定管理委託料返還金1,195千円を計上いたしております。

23ページの市債については、1 目から 6 目までの合計で22,192千円を増額いたしております。

歳入の説明は以上でございます。

次に、歳出につきましては、議案説明資料により説明いたしますので、別冊の議案説明資料をごらんください。

議案説明資料の 8 ページをお願いいたします。

8 ページから10ページは、今回補正の増減比較表でございます。

11ページをお開きください。

11ページから14ページにつきましては、今回補正の歳入の内訳表でございますが、先ほど説明いたしましたので説明は省略させていただきます。

15ページをお願いします。

ここからが歳出の説明となります。

歳出につきましては、新規事業及び特徴的なものを中心に御説明いたします。

ナンバー 1 の基金積立金管理は、地方財政法第 7 条の規定により、決算剰余金のうち、2 分の 1 相当額を基金に積み立てることとなっております。平成24年度決算剰余金318,902 千円の 2 分の 1 相当額の160,000千円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

ナンバー 3 の一般社会福祉事業は、平成24年度事業の精算に伴う国・県返還金を35,252千円計上いたしております。

ナンバー 4 の地域福祉積立金は、島原市の西垣様から指定寄附をいただきましたので、その趣旨に沿い、地域福祉基金へ積み立てるものでございます。

ナンバー 5 の障害児通所支援事業は、施設利用者の増に伴い17,676千円を増額いたしております。

ナンバー 6 の障害者共同生活支援事業は、施設利用者の増に伴いまして20,540千円増額いたしております。

16ページをお願いします。

ナンバー 9 の介護基盤緊急整備等特別対策事業は、小規模多機能型居宅介護事業所等の 3 カ所へスプリンクラーの整備補助金として6,570千円を新たに計上いたしております。

ナンバー10の地域共生ステーション防災対策整備事業は、地域共生ステーション 3 カ所へのスプリンクラー整備補助金として3,600千円新規に計上いたしております。

ナンバー11の子ども・子育て支援事業計画策定事業は、平成26年度末に義務づけられた子ども・子育て支援事業計画の策定のための経費3,248千円を計上いたしております。

ナンバー12の保育所整備事業は、七浦保育園、飯田保育園の整備補助金30,804千円を増額いたしております。

17ページのナンバー17、鹿島市活性化施設整備事業は、施設に設置します備品の増額に伴い5,640千円増額いたしております。

ナンバー19の鹿島市活性化施設運営事業は、平成26年の 2 月完成予定であります活性化施

設の配置予定の専門員等の賃金ほかで13,148千円計上いたしております。

ナンバー20の鹿島市鳥獣害防止強化対策事業は、イノシシ対策として狩猟期間においても捕獲奨励金の対象とするものでございまして1,500千円新規に計上いたしております。

ナンバー22の地域農業水利施設ストックマネジメント事業は、行成頭首工の緊急工事を行ったため12,813千円の増額をいたしております。

ナンバー24の作業道整備事業は、間伐材搬出のための作業道整備等に対する補助金を含めまして4,045千円を計上いたしております。

18ページをお願いします。

ナンバー28の都市計画道路井手・西葉線整備事業は、県営事業負担金を450千円計上いたしております。

ナンバー31の生徒奨励対策事業は、中体連の全国大会、九州大会、九州吹奏楽コンクール出場への補助金等で1,241千円計上いたしております。

ナンバー32の一般経常（生涯学習事業）は、生涯学習センターの特殊建築物定期調査委託料の増加等に伴いまして、9,460千円を増額いたしております。

ナンバー33の体育館及び広場管理事業は、市民体育館の特殊建築物定期調査委託料ほかで3,454千円増額いたしております。

ナンバー34の現年発生農地農業用施設補助災害普及事業は、7月の豪雨災害の復旧事業として農地1カ所、施設2カ所分7,031千円を補正いたしております。

最後の予備費で324千円の減額調整を行っております。

今回の補正の主な内容は以上でございます。

20ページをお願いします。

県営事業負担金の一覧表でございます。表の中の括弧書きしております部分が今回の補正額となります。

21ページは地方債市債の現在高調書でございます。

一番下の欄の合計欄の右から2番目8,658,296千円とありますが、この額が今回の補正後の一般会計における市債残高の見込みでございます。その右が対前年比で145,692千円の増となっております。

22ページには基金の状況を添付いたしております。

以上で説明は終わりますが、御審議よろしく願いいたします。

#### ○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。1番中村一堯議員。

#### ○1番（中村一堯君）

おはようございます。1番議員の中村です。何点か質問させていただきます。

まず、1点目の質問なんですけれども、学校生活支援員の件で質問します。

今回、学校生活支援員さんの予算をとられていますけれども、これはどういった状況の中でこの9月にとられたものなんでしょうか、説明をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

昨年までございました緊急雇用で特別支援教育支援員とか学習支援員、あるいはスクールソーシャルワーカーとか、そういった支援員が数多くおりました。その制度がなくなりまして、ことしなくなるということで、その部分は一般財源で見ないといけないということで内部で検討いたしまして学校生活支援員という名称で、言うなれば、先ほど申しました3つの部分で学校のその状況に応じた支援をしていただくという形で学校生活支援員というのを創設いたしました。

当初といいますか、6名ということでスタートをしたわけですがけれども、今年度始まりまして、言うなれば、ちょっと発達障害のお子さんとか自閉症のお子さんとか、そういった方を受け入れないといけないという数が多くなりましたので、そんな中でどうしても先生だけでは足らなくなりました。そういった中で、補正で今回その分として1名をお願いするという内容でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

ありがとうございます。これは今年度の来年の3月までということによろしいですかね。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

今回の補正につきましては、10月から3月までの期間1名ということで計上をいたしております。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

わかりました。この学校生活支援員というのは学校それぞれに足りないところを補うということと、今、認識がありますけれども、これほどこの学校も先生の人数というのは足りていると認識しておっていいんですか。1名だけその分が足りないとか、ほかの学校とかいろいろ人数的にこれで1名だけ足りないよとかということではないんですか。学校でその必要な人数、先生の人数とかはどういうふうに把握されていますか。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

学校に配置される先生の数については決まっておりますので、例えば、学級数とか、あるいはそれに特別支援の学級とか、そういったもろもろの中で教職員の配置については決定をされていきます。その中でもどうしても足りないよという部分で市のほうで特別教育支援員とかを配置しております。今おっしゃられているのは恐らくその7名になりましたけれども、その分で十分足りているかという御質問だと思いますけれども、先ほども申しましたとおり今年度、当初予算を組むときに6名ということでスタートをしました。それで十分足りているかという、そうじゃない部分もあるのかもしれませんが、しかしながら、全体の予算の中で工面をした中で6名、今回どうしても現実的に立ち行かなくなりましたので、1名増ということであります。もう一回そこら辺の人数につきましては、暫定的にといいいますか、今年度補正で1名増員をしておりますけれども、新年度に向けてはもう一回その人数とかを吟味しながら新年度の要求に向かっていきたいというふうに思います。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

わかりました。この予算がとられる前に教育長が現場を見られたと思うんですけれども、そのときの教育長の思いとか、どう思ったかとか、そういう感想というのをちょっと聞かせてください。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

学校のほうに直接見に行きました。見に行ったその理由としましては、校長のほうからこういった状況がありますよと、ぜひ見に来てくださいということがありまして、やっぱり現実を見ないと判断ができないわけですから行ったわけでございます。行きましたら、いろんな子供たちがおりますけれども、やはりどうしても手が離せない、目が離せないというような子供さんも数名いらっしゃいました。その中で学級の担任の先生1人ではなかなか対応が難しい、やはり手助けが必要だということで支援員をつけているわけですが、その支援員をつけていてもやはり厳しいという状況がございました。そういうことで、今回1名の補正をお願いしたわけでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

ありがとうございます。現場を見てふやしたほうがいいということでふやされた、今回予算に計上されたということですが、年によってやっぱりその人数というのが違ってくると思うんですけれども、例えば、来年からはですね、4月からこの予算がとられるまで、10月から支援員さんふえるんですけど、その間とかやっぱり厳しいような状況が続くこともあるんじゃないかなと思うので、もう少し柔軟に特別支援員さんをふやすとか、そういったお考えとかは教育長の中に、来年度に向けてとかはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

来年度に向けてということでございますけれども、11月になりますと就学時の健診等がございます、その辺の状況を見ながら検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

はい、わかりました。どこの部署も本当予算が限られている中で、一番大切なのは子供たちがどう安心して育てられるかということだと思っておりますので、きちんとした対応を来年度、今回の議案でも計上されていますけれども、していただきたいなというふうに思っています。

次の質問に移ります。

次の質問では、農業の活性化施設の件で質問したいと思います。

今回、新たに七浦の活性化施設の備品関係の予算とかいろいろ組まれていますけれども、今まで市民の皆さんにですね、余り御存じじゃない方が多いと思いますので、この活性化施設についてももう少し詳しく教えてもらっていいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

活性化施設、来年の4月オープンを目指して10月から建設が始まります。場所はオレンジ海道沿いの音成地区になります。

そこで何をやるかといいますと、基本的な柱は地域農業の再生に向けた取り組み3本あります。2つ目が6次産業化、農商工連携に向けた取り組み、それから、観光資源としての活用、今ありますニューツーリズム、体験農園そういうの、それとか干潟体験、そういうものと連携ができないかということでございます。

この中でやはり特に目指したいのは、我々の、もうここ2年ほどやっていますが、新規作

物の実証実験、それと既存品目の収穫安定向上、それから、新規就農者の方たちへの支援、それと、やはり加工施設の中にいろんな基本的な加工ができるものを導入します。ドライ、粉にするもの、それから、急速冷凍ができるもの、そういうものを使って生産者の方々、鹿島市内の民間企業の方々、そういう方たちが自由に使っていただいて加工品等を試していただける場所になればと思っております。その中から、例えば6次産業化のヒントとか、農商工連携の場にそこがなればという期待を持っております。

観光資源につきましては、ちょっと長くなりますので、省略させていただきたいと思えます。

活性化施設が目指すものはそういうことでありまして、その全体、活性化施設だけができただけからそれでオーケーじゃ当然ありません。その中にやはり人材がいてくれて、そしてソフト事業、国からのソフト事業等をいろいろと今調べております。そういうのを持ってきて研究の講演も当然必要ですし、加工のやり方、そういうのを教えていただく人材も必要ですし、幸いに鹿島市産業アドバイザー制度というのを予算でお願いしていただいておりますので、その人たちもその活性化施設に来ていただいて、生産者の方々とか、鹿島市民の方々、特に食加工等に興味がある方々、そういう方たち、そして新しい作物をつくりたいと思っていられる方々、そういう方々にそこに集っていただければということで思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

わかりました。今、鹿島市では鹿島の大豆とかを使ったマヨネーズとかいろんな新規の商品開発にも取り組まれていて、すごい、これで活性化施設でこういったところがもっとできれば、それは本当すばらしいことだと思うんですけど、市長にちょっとお聞きしたいんですが、この活性化施設によって意気込みとか、市長がこういう施設があって鹿島市の農業とか、そういうのがどうなってほしいとか、そういう思いというのをお聞かせください。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えします。

鹿島で1次産業が大事な産業であるということはもう既に御説明するまでもないと思えます。そのときに私は、もともと鹿島には足元見つければ資源になるものがいっぱいあるということを再三お話してきたと思っております。そのときに、単にそれがあるだけじゃなくて、先般、オレンジ海道が開通をしましたし、そこでつくるということと運び出すということ、

その間をつなぐ加工、まさに第6次産業と言えるようなですね、6次産業化を考えるというのは大変大事なことだと思っていますし、国もそう思っていて、その対策に力を入れていると、これはもう御承知のとおりだと思います。

先日、九州大学の清水先生がお見えになって講演がありまして大変有意義なお話だったということで、この中にも、あるいは市民の多くの方がお聞きになったかもしれませんが、先生は、一つの言葉でおっしゃったんですよ。鹿島は宝の山だと、自分の目から見たらいろんな能力を含んでいるし、商売になるような産物がいっぱいあるはずだと、それを一緒に探しましょうというお話をされました。まさに私はそういうことでありますから、足元を見つけて、産物を見つけて、それを商品にして売り出していくと、十分その能力は備えていると思います。ただ、それには幾つかの不足するものがあると思います。そのためにこういう活性化施設をつくって、そこでつくるんじゃなくて、そこでアイデアを練り上げて、実際商売に展開をしていかれる方に、いわばアイデア、それからそれを実際現場へ落していく、そういう手法の展開をしていただくと。具体的なことはさっき部長が申し上げたとおりでございますが、私がお話をしていましたもので、清水先生と一致しましたものをひとつ御紹介しておきますと、ミカンをもうちょっと使おうじゃないかということなんですよ。手法は違いましたけどね。私はミカンの花が何かできないかなと思っておったんですが、先生は鹿島にある青ミカンを使ってもっとやろうと、青いミカン、つまり摘果をするミカンに焦点を当てておられました。いずれにしても、そういう関心を持たれておりますし、我々も持つべきであるし、そのモチベーションを上げるためにこういう施設をつくる、そういう推進をしたいと思っています。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

はい、わかりました。ほかのまちにはこういった施設、なかなかないんじゃないだろうかなというふうに考えています。農林の畑でずっと働かれていた市長なんですからね、こういったところに私はよさがあるんじゃないかなというふうに考えていますので、こういった1次産業とかですね、今、青ミカンというふうなこともありましたけれども、そういったことを生かしてもっと多くの方が鹿島のためになるような、そういったことに挑戦していただければなというふうに思っています。

最後の質問なんですけれども、補正予算書の43ページの災害復旧費の件です。

ここで7,000千円の災害復旧、農地農業用施設補助災害復旧費ということでとられていますけれども、最近ここ二、三週間ですかね、すごく雨、ゲリラ豪雨とか多かったと思っています。崩れているところとか、それが自分の地域とかいろいろなところであったと思いますけれども、この災害復旧工事ではどういったところにお金が使われるんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

お答えいたします。

今回補正をお願いしている分につきましては、7月に発生いたしました梅雨前線豪雨によりまして農業用の道路、水路1カ所ずつと、農地1カ所、計3カ所が被害を受けております。それで、これ国庫補助事業で行いますけれども、これに該当する事業費というのが1カ所当たり400千円以上ということとなっております。

それで、場所的に言いますと、音成のほうと広平の道路ですね。

それで、補助率について申し上げますと、農地につきましては、国が50%で、あと市と受益者で折半ということですね。それと施設につきましては、国が65%で市が26.25%、受益者が8.75%となっております。

概要は以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

はい、わかりました。7月の豪雨で3カ所のその工事費ということだったんですけど、関連質問になるかわかんないですけど、そういった豪雨のときにすぐに使えるような、この緊急対策のような費用は鹿島市としては、農業だけではなくて、ほかには考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

緊急時の対応ということなんですけれども、災害復旧に関していえば、そこら辺にまだ原形は当初段階では予算措置しておりません。ですから、緊急もしあって補正を待てないという状況が発生しましたら、予備費のほうで対応していくという形になると思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

はい、わかりました。最近の本当ゲリラ豪雨とか、困られているところはたくさんあると思うので、いろいろテレビ等でも状況は御存じだと思いますが、本当に非常に強い雨で崩れている箇所も鹿島市内にはたくさんあると思うので、そういう状況を少しでも早く察知して

早急な対応をしていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩します。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き議案審議を続けます。

ほかに質疑ありませんか。4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

4番竹下でございます。2点だけ質問をさせていただきます。

補正予算書の27ページ——済みません、37ページのほうを先に。申しわけないです。

37ページのところに、定住促進住宅のことが載っております。入居者もふえてきているということで喜ばしいことだと思っております。今回、水道メーターの取りかえの工事が計画されておりますけれども、あの住宅に行ってみると、あの住宅に行くと、サンコープラスとか雇用促進住宅という名前の看板が、まだ駐車場でありますとか建物の入り口に残っているというのですか、それしかございません。これを定住促進住宅というふうに簡易な物でも構いませんけれども、かけかえる計画はないのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

定住促進住宅の看板がそのままということでございますが、これにつきましては、再度現地を確認いたしまして、取りかえる方向で検討をしていきたいというふうに思っています。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

顔となる場所ですので、ひとつよろしくお尋ねをいたします。

改めまして、27ページのほうですけれども、これは今回条例も出ておりました子ども・子育て支援事業のことでございますけれども、今回福祉のほうでこの予算について説明をいただきましたが、内容といたしましては、学校とかぶる部分もたくさんあるし、学校関係でも似たような協議会やら計画をお持ちだと思います。学校は、この計画の策定のとときとか支援事業に対してどのようなスタンスというのですか、どのような役割を果たしていかれるのか、教育委員会のほうにお尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

この子ども・子育てにつきましては、対象者が就学前、学校に入る前の児童というふうになっております。ですから、学校教育とは直接は関係がないといったらちょっとまた語弊があるというふうに思われるかもしれませんが、教育委員会として、そこにどのようにかかわっていくかというお話でございますけれども、そこはきのう提案されました会議の中でとか事業計画の中で、幼稚園の関係で恐らく教育委員会のほうに御指名があったのではないのかなというふうに思いますけれども、幼稚園につきましては、またうちのほうの教育委員会のほうでは補助金をやるとか事業内容についても、ちょっとうちのほうがかかわりがございませんので、そこら辺は、どのようになっていくのかは、むしろ福祉のほうが——ですから、教育委員会のほうでは直接はかかわりが無いというようなお答えにしておきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

教育委員会にということございましたけれども、所管、現在出しておりますのが私のほうでございますので、私のほうからも追加の回答をさせていただきたいと思っております。

子ども・子育て支援法等ができ上がりまして、先ほど言われましたとおり、確かに就学前の子供たちにつきましては、教育、保育の給付ですね。こういったものを確かに教育委員会と十分話し合いながらやっていかなければならないというふうな部分が出てまいります。

ただ、この内容につきましては、今から詰めていく部分でございますので、詳しいことは子ども・子育て会議ができましたから、いろんなことができてくると思います。

それから、このこども園とかこういったものにつきましても教育委員会等が入ってまいりますし、また、先ほど就学前というふうな話が出てまいりましたけれども、これは12歳まで、小学校までですね。と申しますのは、放課後児童クラブとかいろんな学校に関係するものがどんどん出てまいります。また、基本的に子供が入ってからという妊婦健診まで、この子ども・子育て会議の中での議題に当然上がってくるものでございます。ですから、保険、福祉、それから教育といった部分については、総合的に子供たちをどう育てていくのかといった形での内容になるというふうに考えているところでございます。

ただ、まだ具体的にその会議が開かれておりませんし、今回お願いをして、さらに内部で検討を詰めてから、この会議は進んでいくというふうな形になると思っておりますので、今のところ、大方のことしかわかっていないということでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

まさに私、心配していたとおりのことでございます。これは、昨年、うちの所掌の委員会のほうでも視察に行った先が、この子供を育てるところが教育委員会部門にあったというお話は、昨年の議会の中でもやってきたところですが、私以外の議員がお話をしたところですが、そういうことで一貫してないと。就学前と就学後で子供が変わるわけでもないですし、やり方というのが、連携がうまくとれていかんとうまいとこ行かんだらうというふうに思っております。そうすると、期間が長いのが、学校教育の期間じゃないかというふうに思うわけです。

それで、この今から策定される事業計画がどのようなものになるかわからんですが、これが福祉サイドの子供を保育するという観点からのものになると、子供が育ち、親が育っていく機会というのを、また少なくしてしまうんじゃないかと思えます。

再度お尋ねします。積極的に教育委員会としても取り組まれる覚悟がおりになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

策定される中で、今後作成される計画の中で、そこら辺は十分に議論をされて、計画をされていくと思しますので、そこのかかわらないといけない部分については、積極的にかかわっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

お願いを兼ねて申し上げます。

一委員として教育委員会から参加をするのではなくて、福祉と学校教育、教育委員会のほうが同じような立場で一緒になってつくっていただきたい。つくればいいというものではないので、よりよいものにするためには、ぜひそういうふうなかかわり合いの中で、お手伝いということではなく、一委員ということではなく、この策定に取り組んでいただければと思います。要望にしておきます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに。2番稲富雅和議員。

○2番（稲富雅和君）

2番議員の稲富です。2点ほど質問させていただきます。

私は、議案説明資料のほうで質問いたします。18ページをお願いいたします。

竹下議員も先ほど質問されましたけれども、定住促進の水道メーターの取りかえが80台分今回補正で上がっておりますけれども、経緯を説明していただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

定住促進住宅の水道メーターの取りかえでございますけれども、これにつきましては、計量法、この施行令第18条に、別表3になりますけれども、水道メーターにつきましては有効期間が8年というふうになっておりますので、8年に1度メーターを交換する必要があるということでございます。

○議長（松尾勝利君）

2番稲富雅和議員。

○2番（稲富雅和君）

わかりました。

そしたら、あとの40戸、あと1棟ですね。第3棟になりますかね。あれはいつが交換の予定でしょうか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

3号棟につきましては、12号棟より新しいということで、今度のメーターの交換は平成29年度になっております。

○議長（松尾勝利君）

2番稲富雅和議員。

○2番（稲富雅和君）

わかりました。ありがとうございます。こういう8年とか期間が決められて交換をする場合は、非常にわかりやすくいいと思います。

でも、関連してですけれども、こういう維持管理の部分でありますけれども、都市公園だったり、こういう市の持ち物の管理なんですけれども、そういった場合は、市の職員が管理をするというのも確かにいいと思いますけれども、今後の方向性として、業務委託をして管

理をしていただくとか、公園も含めてそういうお考えがあるのか、そういう計画をなされているのか、お聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

定住促進住宅の業務委託ということで、指定管理者の検討もあると思います。しかしながら、昨年購入いたしました関係で、まずは職員が十分その定住促進住宅について熟知することが前提となりますので、当面は我々職員で管理をしていくというふうに思っています。

○議長（松尾勝利君）

2番稲富雅和議員。

○2番（稲富雅和君）

わかりました。ぜひ大事故にならないように管理等はしていただきたいと思います。

次に質問いたします。

同じ18ページの下の段でありますけれども、教育振興費の生徒奨励対策事業の中学校の分であります。

今回、西部中が吹奏楽のコンクールで九州大会に行かれて、そこでもまた銀賞というすばらしい成績をおさめられて帰ってこられました。毎回、夏の時期になりますと、九州大会、全国大会に行く子供たちが最近ふえているんじゃないかなと思っております。

そこでなんですけれども、今回150千円補助をされておりますけれども、その内訳をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

150千円の内訳でございますけれども、あくまでもその大会に出場するための費用ということで、交通費、また楽器を運ばないといけないので、その分の運搬費、もちろん先ほどの交通費というのは、具体的に申しますとバスの借り上げ料でございますけれども、あるいはその大会へのエントリーのための費用、その他でございます。

○議長（松尾勝利君）

2番稲富雅和議員。

○2番（稲富雅和君）

今、西部中の吹奏楽部はかなり盛り上がりまして、部員数も90名ほどいると、この

間サマーコンサートの中で説明もありました。今回全て学生90名が、その大会に出場なり見学なりされたのか、お聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

まず、大会に出場する人数というのは限られております。50名でございます。全体数は97というふうに聞いておりますので、残り47名につきましては、何らかの形で行かれています。もちろんバス借り上げですので、そこに乗れる方もいらっしゃるでしょうし、また個人の車で行かれた方もいらっしゃる、父兄の車で行かれた方もいらっしゃると思いますので、正確に何名がそこに、会場に行ったのかというところまで把握はしておりません。

○議長（松尾勝利君）

2番稲富雅和議員。

○2番（稲富雅和君）

西部中も初めてのこういう九州大会の参加ということで、父兄さんも大分盛り上がりおられ、子供たちも一生懸命練習をされてきた中であります。今後また頑張っていってほしいという思いもありますけれども、中学校生活たった3年間のうちですので、ぜひよかったらこういういいことに関しては全部の部員が体験する。1年生はもちろん出られませんけれども、見て経験するというのは非常に大事だと思っております。大学の誘致を陸上もされておりますけれども、見ることによってというのは非常に大事だと思っております。そのために小学校とその大学生との事業があったり計画されておる中でありますので、こういう補正じゃなくても、来年度はぜひこのスポーツに関しては予算を組んでいただいて、確実に学生のために、頑張った生徒のために、できるような事業を盛り込んでほしいと思いますけれども、そういう計画は今後、今からまた来年度の新年度予算に対して計画をされると思いますけれども、今の段階で、今後こういう補正で対応していくのか、それとも新年度に盛り込むのか、計画があれば教えてください。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

2点あったかと思えます。

まず、1点目ですけれども、部員全員を連れていくようにしてくれと。予算というか市費の中でしてくれということですのでけれども、あくまで教育委員会としては、大会するための費用だというふうに考えています。その分については、昨年改正をしました。全額もう市費の

ほうで持ちますよということです。ただ、全員をとると、またちょっと話は違ってくるのではないかというふうに考えております。

あくまでもそこは観戦、もちろん見て、それで向上心が生まれ、それによって技術が発達するという面もございましてしょうけれども、それと、大会に出場して、その分を公費で賄うというのは、やはり公費の支出の問題でございまして、あくまで大会に出場するという部分に限ってのみ、今後もやっていきたいというふうに自分は考えています。

それから、もう1つ、来年の予算の組み方、先ほどスポーツに関してはもう当初の予算で組んでくれというお話でございましたけれども、予算を組む場合に、このくらいやろうというような組み方はいたしません。あくまでその分が発生して初めてそこで予算を組むし、そこで執行していくわけですので、このぐらいやろうというて、そいでいかんやった、そいぎそのまま落とすぎよかたいと、そういう考えでは予算運用はできませんので、来年も、その分が出場が決まったということで補正ということで行きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

2番稲富雅和議員。

○2番（稲富雅和君）

わかりました。ぜひもう少し柔軟に考えていただきたいと思います。きちっと型にはまるのも確かにいいと思いますけれども、せっかく頑張った生徒がいらっしゃいますので、また今後、教育委員長ともに、この予算については議論をしていただきたいと思います。

次に、最後になります。

15ページですけれども、今回、第五次総合計画の見直しで、製本代ということで金額が上げられておりますけれども、何冊の予定でありますか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

印刷の部数の御質問です。

計画書は、製本を100冊、そして、各家庭へ配布をいたしますダイジェスト版を1万2,000冊ぐらい印刷したいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

2番稲富雅和議員。

○2番（稲富雅和君）

この五次総合計画なんですけれども、5年間ですよ。5年間のうちに本時代が目まぐるしく変化する中であります。計画は計画なんですけれども、ここまでお金をかけてするものなのか、ちょっと疑問が残る部分もあります。計画をした段階で、まだ1つの計画が半分

ぐらいしか達成していないとなった場合に、そこをどう部の中で、執行部の中で一生懸命するのか。それとも、まだまだ20%、10%しか達成できていない。それはもう削除してしまうのか。そういうのを本当時代の流れで議論すべきなんですけれども、その点に関して、どこまでさま変わりするものなのか、その内容がですね。内容がどう変わっていくといたしますか、ごろっと変わっては、なかなか五次総合の目的というのが明確にならないと思いますけれども、そういった点、どういう決め事があって5年の間の途中でされるのか。そこら辺も含めて少し詳しく説明いただきたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

打上企画財政課長。

**○企画財政課長（打上俊雄君）**

見直しの必要性の観点から若干御説明をいたします。

確かにこの鹿島市の総合計画は5年間という短い期間で、そして2年半で見直すというのは、新しい試みではあります。そういうわけで、見直しの是非を含めてまず検討する必要があると思いますが、ただ、東日本大震災の発生とか、安全・安心のまちづくり、また新エネルギー対策、そういったものがまだ十分には私どもの計画には反映されていない部分があるかと思います。そういったものをまず庁内で洗い出しをいたしまして、そして、審議会を開いて、委員の皆様の見解を聞きながら、この中間点で1回見直しをやってみたいというふうに考えております。

**○議長（松尾勝利君）**

2番稲富雅和議員。

**○2番（稲富雅和君）**

わかりました。ぜひいいものをつくっていただきたいと思います。

以上で終わります。

**○議長（松尾勝利君）**

ほかに質疑ありませんか。3番勝屋弘貞議員。

**○3番（勝屋弘貞君）**

3番議員、勝屋でございます。よろしく申し上げます。

議案説明資料の15ページお願いします。

障害児支援のほうで、見込みのほうで40人が実績140人と、グループホームのほうで、見込み13人が実績が19人、ケアホーム、見込み18人が23人と、実績のほうで上回っております。今、鹿島市、福祉に対して厳しいよねというようなお声を現場からお聞きすることもございますが、そういったところが改善されてきたということで理解してよろしいのでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

今現在、かなりデイサービス、それからステイ、その他がふえております。これは新しい施設が2件できております。「そら」という施設と、それから「ありお」のところに施設ができております。受け入れ体制がかなり整ってきたと。

また、鹿島だけではなく他の市町においても、こういった施設が整ってきたというふうにお考えいただければと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

わかりました。

それでは、同じ資料の17ページの20番ですね、鳥獣害防止強化の対策事業ですが、狩猟期間も奨励金のほうを対象とすることで、これはありがたいことだと思います。これで、どれぐらい捕獲量がふえると想定されておりますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

この捕獲頭数につきましては、今現在まで、4月から10月については報奨金を払っております。過去3年のデータを取りまして、11月から3月までの5カ月間ですけれども、それから逆算いたしまして、これの補正でお願いするのは300頭、1頭当たり5千円を予定しております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

300頭とれるだろうということですね。奨励金を出しても、捕獲される方というのがだんだん高齢化されて減少しているような実態がございますが、その辺で後継者の育成とかの考えをどういうふう考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

狩猟免許者の後継者対策ということでございますけれども、今現在、後継者対策と言えるかどうか分かりませんが、免許を取得される際に、その一部を補助しているところで

ございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

済みません、ちょっとはつきり聞き取れなかったので、最後のだけもう一回言ってもらってよかですか。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

失礼いたしました。免許取得費用の一部について、市から補助を行っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

他の自治体では、いろいろな講習等の助成とか、そういうこともやっていたらいいと思いますので、そっちのほうの力も、育成のほうの力も入れていただければと思います。

では、次のページの18ページの、先ほど稲富議員が熱く西部中学校の吹奏楽部のことについて語られておりましたけれども、今回、鹿島高校も鹿島小学校も金賞を県内でとっておるわけです。教育長の、その辺の彼らの頑張りに対する感想をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

小学校、中学校、高校、本当にすばらしく頑張ってくれていると思っております。うれしい限りでございます。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

実に簡単にまとめていただきまして、ありがとうございます。

実際、今、先ほど西部中の部員が97名ということで、結構大所帯になっておるのはなっておるわけですね。そういった中で、楽器等の不備、その辺があるのではないかと思います、今どういった感じなんですか。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

楽器の不備と（「不足とか」と呼ぶ者あり）不足とか。毎年楽器については予算を立てて、西部中学校、東部中学校、ブラスバンド部のほうには備品を購入して更新をしていると。また、故障の分については、学校配当の中で修理をしていただいているという状況です。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

じゃ、きちっと充足されておるということで理解してよろしいですね。

でも、こんな小さな鹿島市ぐらいの規模のまちで、小・中・高、金賞と、実に私はすばらしいことだと思います。ぜひとも強いところは伸ばすというのが教育の鉄則ではないかと思えますので、ぜひともその辺の、今まで以上の拡充をお願いできればと思います。

それでは続きまして、補正予算書のほうの36ページ、都市公園費のほうで旭ヶ岡公園放流管設置工事、これは私が一般質問で申し上げたのに応えていただいておりますものだと思います。ありがとうございます。少し内容をお聞かせ願えますか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

旭ヶ岡公園の放流管設置工事ということでございまして、現在考えているのは、上のお堀と下のお堀の間に井戸ポンプがございまして、そこからくみ上げて、上のお堀には供給をしておりますが、それを途中から分岐をいたしまして、口径の50ミリぐらいの管を園路に埋設して、赤門近くのお堀に供給するというふうな計画でおります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

赤門のところは、赤門を正面に見て、左側と右側があるわけですよ。赤門のほうに橋がかかっている。多分あそこの水路は2メートルぐらいだったと思います。右側と左側の堀がつながっているのがですね。左側のほうに排水口を持ってくるということですか。赤門を見て左側のほう、ということですか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えします。

今の詳細な測量はまだやっていませんが、現在のところ、赤門の左側に供給をするというふうな計画でおります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

そうすると、右側のほうは、単純に考えても余り水の流れないよねというようなことになるわけですよね。それでは余り意味がないかなというのが、思いがあるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

お答えいたします。

今の計画では赤門の左側ということで計画をしております。状況によっては、途中からまた分岐をしまして、右側のお堀にも供給できるように、そういうふうな設計をしていきたいと思っています。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

パイプの径が50ミリということで、どれくらいのポンプの強さで、毎分どれくらいの水量がいくのかとか、そういう計算をされての設計でしょうか。計画でしょうか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

口径につきましては50ミリということでございます。今、井戸ポンプが稼働しておりますけれども、現在、井戸の能力にはまだ十分な余裕があるということでございますので、詳細に毎秒何分というのが、現在のところまだ把握しておりませんが、設計に入りましたら、供給量とかそういう面も十分考慮していきたいと思っています。

○議長（松尾勝利君）

3番勝屋弘貞議員。

○3番（勝屋弘貞君）

計画を立てるときに、ある程度のこれぐらいの流れがあるからというような考えを持って

やらんと、また足らんかったから追加、追加となっちゃうようなことじゃいかんと思いますので、その辺しっかりと計算していただいてやっていただきたいと思いますが、せんだって見に行ってみまして、中のしゅんせつ、結構たまっておる部分があるんですよ。そういうのもやっぱり省いていかんと、とっていかんと、水の流れというのはよくなると思うんですけども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

一部土砂が堆積している部分もございます。それについても、水質の浄化のためにはやはりしゅんせつが必要かと思っておりますので、それも含め検討していきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時51分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ほかに質疑ありませんか。5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

5番議員の角田一美です。4点ほどお尋ねをいたします。

まず第1点目に、民生費の中の障害者支援費として、障害者共同生活介護給付、あるいは共同生活給付、グループホーム、ケアホームですね、支援費を40,756千円ほど予算立てていただいておりますけれども、そこでもう1つ、先ほどの課長の説明に漏れていたかと思うんですけれども、相談支援給付費の増額ということで2,316千円から5,356千円、3,040千円ほど増額していただいておりますけれども、この相談支援体制についてお尋ねですけど、どの、こういった形で予算措置されているのか、まずお伺いします。

○議長（松尾勝利君）

栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

お尋ねの件が、まことに申しわけございません。最初のほうが私が聞き取れなくて、施設整備事業をとおっしゃいましたが、生活支援事業でございますでしょうか。（「相談支援給付費」と呼ぶ者あり）のほうだけ……（「増額を」と呼ぶ者あり）はい。（「この予算の内訳として上がっておりますけれども、その内訳を」「議事進行」と呼ぶ者あり）

基本的に、この部分についてモニタリングと申しまして、今、介護保険で介護支援事業の中で、こういった介護をこの方にすればいいのかということをしております。と同じように、

障害者の方にどういったサービスをしていくのか、これからどういったサービスをしていけばいいのかといったような計画書を作成いたします。それがこの相談支援事業ということで、それをずっとつくりなければなりませんので、今後どんどんふえていくと、これが。ということで増額をさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5 番角田一美議員。

○5 番（角田一美君）

相談支援体制の充実ということで、システムづくりのための増額ということでしたけれども、先ほど勝屋議員の質問の中で、いわゆる障害者の共同生活介護事業について、いわゆるグループホーム、ケアホームが非常に市民の皆さんからの要望で、そういった施設が民間NPO等で設置がされて、それに対する支援として充実してきたということですが、そういった形で、例を挙げますと、鹿島市では蟻尾山公園の陸上競技場、補助競技場の下の方に、特定非営利活動法人のいわゆるNPO法人が、障害者のケアホームをことし6月、開設をいたしております。重度の障害者として定員10名、比較的軽度の方を6名、16名、あと1名、1名の、いわゆるショートステイ、短期入所者生活介護事業のショートステイのための2名、19名のそういった定員枠で、立派な施設をつくっていただいております。今回、文教厚生産業常任委員会のメンバーが全てかわったということで、文教厚生産業常任委員の全議員でその施設を見学していただいて、非常にすばらしい施設ができた后感心していただいたようです。これは前の文教厚生産業常任委員が長野の先進地視察等をして、やはり長野に負けないそういった障害者施設をつくろうということで、我々議会としても支援してきたんですけれども、聞き及ぶところによると、その16名の定員のちょうど半分ぐらいしかまだ入っておられないところなんですね。非常に市民の皆さんから、ぜひこの施設をつくっていただきたいと要望があったんですけれども、いざすると、なかなか入ることについて非常にまだ迷っていらっしゃる方がいる。そういった中で、この鹿島市の障害者支援の相談支援体制というものが果たしてどうだろうか。というのは、入所がずっと6月開設されて3カ月たった中で、状況を見てみますと、武雄とか白石町とか地区外からの、市以外からの方が入所がどんどんして、肝心の地元の鹿島市からの入所者がまだ決まっていない。しかし、NPO法人としては経営の安定化のために、これは知事がぜひ医療ケアつきの、重度の障害者のケアホームを杵藤地区にぜひつくろうということで、その対象としては杵藤地区ですので、武雄、杵島まで含めたところの入居対象なんですけれども、できたらやはり鹿島の皆さんに、地元にあるから優先的に入ってもらいたいんですけれども、そこら辺の指導体制が果たして十分なのか、非常に疑問を持っているわけなんですけれども、そこら辺の指導体制についてどう思っているのか。また、今後それに対する支援体制、どういうふうにかえら

れたのか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

今の件については、私のほうからお答えをいたしたいと思います。

実は、理事長さんともお話をいたしました。確かに今半数ぐらいしか入っていないと、そういう状況もお聞きをしております。今後私たちも協力をしていながら、入居者が満杯になるように、そういうふうなことは協力を努めていきたいと思います。

具体的に申し上げますと、市内の方が少ないということで、確かに市内の方、現時点では少ないです。実は、居宅で障害者の方の世話をしておられる方と、何名さんかお話をさせていただきました。その中でおっしゃられるのは、やっぱりできたのは非常にありがたいと、ただ、今はちゅうちょしているとおっしゃっていました。というのは、やっぱり今まで居宅で、自分の家で面倒を見てきたということで、幾ら市内であっても、そこにさっと、なかなか親心として預けるのをちゅうちょしているという方もいらっしゃいます。ただ、将来的にはいろいろなことを考えながら、そこにお世話になりたいという方もいらっしゃいますので、その辺については相談支援員を含めて私たちも入居できるような形の指導はやっていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5 番角田一美議員。

○5 番（角田一美君）

ありがとうございました。積極的な支援をしていただくということで、非常にうれしく思っております。

といいますのは、ある程度、1年以内ぐらいに早く入れないと、やっぱり後々の経営に非常に難しいなと。そうすると、やはり鹿島市ばかりじゃなくて杵藤地区、武雄、鹿島、白石、あるいは太良まで含めたところに働き、それでもできなければ県内を対象にしたって、早く満杯にしないとだめだということで、理事長が一生懸命に対象者が入所されるように活動をされていらっしゃいますけれども、せっかく鹿島につくって、よその地区が早く入られて、鹿島の方が入りたと言われたときに、もう満杯で入れないということであれば、非常にせっかく地元につくったあれがなりますので、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

それでは2点目の、高齢者福祉総務費の中で、介護基盤緊急整備等特別対策事業で、いわゆる既存施設のスプリンクラー整備ということで、小規模多機能型の居宅介護事業所1カ所、それから認知症高齢者グループホームの2カ所のスプリンクラー、消防設備の整備に対する補助が3カ所、6,570千円ほど予算化されておりますけれども、こういった介護施設で小規

模多機能施設、あるいは認知症高齢者グループホームのほうで、鹿島市内にある施設のうちで、こういったスプリンクラーの整備状況、そういった状況がどういうふうな状況になっているのか、まず最初にお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

土井保険健康課長。

○保険健康課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

先ほど議員がおっしゃられました介護基盤緊急整備等特別対策事業の既存施設のスプリンクラーの整備事業ですけれども、少し説明をさせていただきますと、ことし2月に発生をしました長崎市での認知症高齢者グループホームでの火災ですね、これを受けて、佐賀県において今回緊急に取り組みを充実したいということで、既存の施設のスプリンクラーの設置事業をしたいというものであります。

その中で、御質問のありました小規模多機能型居宅介護事業所と認知症高齢者グループホームにつきましては、鹿島市内11カ所ございます、民間で運用されているのがですね。そのうち8カ所は既にスプリンクラーの設置が進んでおります。これ、今回3カ所をすることになります。これで、この事業に該当するグループホームとか小規模多機能型の居宅の介護事業所については、鹿島市内は全てスプリンクラーの整備ができるということになります。これは、もともとが消防法で275平米ですね、それ以上のところは消防法の決まりでスプリンクラーを設置しないといけなかったんですが、今回は275平米、この施設は275平米以下の施設ですので、今まで法的な決まりがないものについて、今回補助をするというふうなものになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

わかりました。整備状況はそういうふうな形で、市内11カ所のうち未整備の3カ所、今回の県の特別対策事業で実施してもらうことによって全て完了するというので、一応安心をいたしました。

それから、次の高齢者福祉総務費の中に、同じく地域共生ステーション防災対策整備事業、これについてのいわゆるスプリンクラー支援が3カ所、3,600千円ほどされておりますけれども、1カ所当たりが1,200千円ですけれども、大体この地域共生ステーションについては、その整備状況はどうなっているんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

土井保険健康課長。

○保険健康課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

これ、地域共生ステーションにつきましては、先ほど説明をいたしました介護基盤のほうは介護施設ということでの扱いでありまして、これは、地域共生ステーションは佐賀県が進めている介護の施設ではないけれども、こういったことで、子供から高齢者まで問わず、そこで生活できるような施設ということでの進め方をしておりますので、これは佐賀県が3分の2、それから鹿島市のほうで3分の1の補助をして整備をしようというものであります。これは26年度までの事業でありまして、宅老所、ぬくもいホームですか、これ、宅老所とぬくもいホームに対して補助をするというものであります。今、市内に宅老所、ぬくもいホームが10施設ございます。その中で、現在スプリンクラーの整備ができていたのが1カ所、それで今回3カ所の御希望がありましたので、それに対応するものであります。残りの分についても、26年度まで事業がありますので、それで市としてはぜひこの機会を利用して整備をしていただきたいということをお願いをしているところです。

先ほどちょっと申し損ないましたけれども、福祉施設の宿泊の機能がある施設についてスプリンクラーを整備するというものであります。2つの事業ともそういったことでの整備となっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

ありがとうございました。

ぬくもいホーム、あるいは宅老所、いわゆる宿泊型の施設で10施設のうち、これまでやってきた1カ所に今回の補正で3カ所、4カ所で、あと6カ所がまだそういったスプリンクラーが設置されていないということで、26年度まで——といっても、あと残り1年であと6カ所ができるかということなんですけれども、そこら辺が非常に制度してありながら、こういった市のほうの対応で非常に取り組みが遅くて、こういった残り、制度がなくなった時点でどたどたっとくるような取り組みが鹿島市の場合に見られるようなんですけれども、ぜひそういうことのないようにですね。

そして、この施設事業費を見ますと、1カ所当たり1,200千円ぐらい、果たしてスプリンクラー整備がそういった施設でできるのか非常に迷っていらっしゃる。国、あるいは市町村で補助率をされているんですけれども、やはりこういったところには特に昨年の長崎の介護施設の火災等を踏まえて、早く整備ができるような支援を、独自の上乗せ制度でも実態をつかむなりして、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思うわけなんですけれども、お願いにして、これは終わりたいと思います。

それから、保育所運営費で今回新たに保育所の整備事業として、追加要望による増ということで、七浦保育園と飯田保育園が上げられております、2カ所ですね。2カ所で30,804千円ということで、県の20,535千円、鹿島市負担の10,269千円というような形で2カ所分上がっています。昨年質問したときに、もう昨年度、24年度から誕生院とか旭ヶ岡園とか北鹿島の保育園、あるいはほかの施設ですね、ずっと取り組んでいって、もうありませんのような感じで聞いたんですけども、さらに追加要望で2カ所ぼろって上がってきたんですけども、こういうふうに、やはり十分そこら辺の要望等の把握といったのが、把握できていなかったんじゃないかと。そこでお尋ねしますけれども、これで本当に最後なんでしょうか、その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

基本的に、ことしの2月ぐらいに全園に対しまして希望があるかどうかを聞いております。希望がある園につきましては、もちろんこれは自己負担を4分の1伴いますので、その資金準備という部分がございます、その資金が準備できなければ、ちょっとできない事業でございますから、その中でこの2園は、したいけれども、ちょっと自己資金がというお話であったわけでございますが、今年途中から何とか都合がつかましたということで上がってきたものでございます。ですから、全園に対しまして、やっていないところに対しましては全部お伺いをいたしております。その結果がこういうふうな形でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

5番角田一美議員。

○5番（角田一美君）

わかりました。

昨年はもうありませんよと言いながら、ここに出て——事業主体のいわゆる自己負担の分がどうしても伴うことで、できなかったということで今回。しかし、ほかの園がずっと整備されて残されたような感じで、自己資金の手だてができたから取り組まれたんだと思うんですけども、このような形で、早く県なり国の補助制度があるうちに、やはりせつかくすばらしい制度がありながら、鹿島市の対応で十分制度があるときに対応できなくてはいけませんので、その点積極的に、やはり市民の皆様の要望等を常に把握して、やはり国、県に対して積極的に要望して実現していただきたい。というのは、県のほうから聞くと、鹿島市からのいろんな要望というものが余り上がってこない。相談とか、いろんな市民の皆さんが困っていることに対して、こういった補助制度がないですか、あるいはつくってもらえないで

しょうかという要望があるようです。そういう、ほかの地区はあるけれども、鹿島は比較的そういった積極的な要望というものが無いようにお聞きしています。そういうことが無いように、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますし、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑はありませんか。6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

6番議員の伊東です。何点か質問させていただきます。

まず、保健体育総務費の中で、スポーツ合宿の誘致のための旅費ということで補正が上がっております。ここ2年ぐらいですかね、陸上、駅伝の選手というか、そういうふうなのをスポーツ合宿誘致をして、成功の方向に私も向かっていると思っておりますが、以前から質問等も出ておりますが、このスポーツ合宿の誘致の今後の方向性というのは、今のやり方を継続していくのか、それとも、何回か質問にも出てきたように、ほかの種目、野球とか、そういうふうなのも視野に入れていくのか。これは皆さんも御承知のとおり、ソフトバンクホークスの誘致で、多久とかいろんなどころ、唐津とか手を挙げていらっしゃいますよね。特別よそがするから鹿島もというわけではありませんが、一回おさらいをしておきたいということで、今後の方向性、まず教えていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えをいたします。

スポーツ合宿については、先ほど議員がおっしゃるように、駅伝、陸上ですね、そちらのほうで今実績を上げております。それで、今年度もその合宿に向けた、方向性としてはそちらのほうにも同じように力を入れていくということで、今年度も、25年度につきましてレスリングの合宿とかもう受けております。先ほどソフトバンクの誘致ということで議員言われましたけど、誘致する要件がうちのほうにも来ております。要件が8万平米ですかね、用地がありまして、もううちではとてもその用地を確保することができないということで、そちらのほうはなしということで回答しているところでございますけれども、陸上に限らずスポーツについては誘致のほうを頑張っていきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

澤野課長、ありがとうございました。

あと、ことしの反省として、私、鹿島実高のほうの同窓会の関係もしております中でお話

が出てきたのが、あそこの合宿所、利用したけど、やはりあそこでは無理だということで、途中でホテルに戻られていますよね。やはり当初から問題となっていた宿泊の問題、ここはやはり、もう次、ことしの平成25年度の冬の時期、また誘致をかけていくんだったら、やはり快適に、実績を上げていただくためにも、そこはクリアすべきところだと思いますが、今後どのように、特にことしの冬に向けて反省をどのように生かしていくつもりなのか、御答弁をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

議員おっしゃるとおり、昨年そういうふうな形で、宿泊について、そういう状況でございました。今年度、うちの鹿島市の中で宿泊施設が少ないもので、そういうことで、合宿の調整ですね。これも昨年度からですけれども、合宿日の調整をしながら、大学等ともいろいろ調整をしながら、その辺で図っていきたいと思っております。ですから、今、限られた施設の中でどのような形で調整をしていくかということで、考えていきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

今、課長御答弁いただいたように、限られた施設の中でやりくりをしていく、それはこちらの都合ですよ。先方はそうは思わないでしょう。やはり成績も十分に伸ばせる環境、そして、その限られた期間、10日間、2週間の期間の中でどれだけ、やはり向こうも手ぶらで来られるわけではない、何かを求めてこられるわけですから、そのあたり、これは市長の最終的な判断になるんだろうと思っておりますが、やはり近郊の太良、嬉野と連携をして宿泊地の確保をしたほうが、私は今後やっぱり近郊の市町と仲よくするためにも、積極的に私たちのほうから手を差し伸べる必要があると思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

スポーツ合宿は2年たったと言っていいんじゃないかと思えますね。一応その限りにおいては、思った以上の成果を上げていると私自身は思っているところなんです。ただ、課題が逆にいっぱい出てきたんですね。その課題で1つ言いますと宿泊施設です、おっしゃるとおり。これは今、駅伝に限っているものですから、ある時期に集中してきます。できれば、ほかの競技にも広げられれば、逆に周年化すれば、今度は施設の活用という面から可能性が出てくるということではないかと思っております。

そういう意味では、私自身、昨年北海道に行きまして、どういう施設でやっているんだろうかと見てきました。そうすると、いわゆる豪華ホテルに泊まっているという大学はほとんどないですよ。どういうところかという、簡単に言えば、民宿に毛の生えたような施設ですよ。そして、一番使い手がいいのは、おやめになった病院が一番いいということを知っていました。というのは、ある程度個室があって、入院室があって、食堂があって、厨房があるというので、そういうのがもしあれば活用できるなど。あと、もう営業をやめておられる、ある程度大規模の店舗が、こま割りというんですかね、少しずつこまが切ってあって使えるようなところがあればいいかなと、そういうことで実際見てきたんですよ。そのかわり、10日間とかの営業では、とてもじゃないけどやってられないというので、横に広げる。とすれば、ほかの競技までも対象にしないといけないなというお話でございまして、これは申し上げていいのかわかりませんが、せっかくのお尋ねですからお話をしますと、レスリングで少し鹿島で合宿をしようかというお話が、引き合いがございまして、その場合は別に駅伝と関係ありませんから、何かうまく使えないかと。それから、幾つかの大学に野球で何かできないかというお話、これは勝手にこっちが呼びかけただけで、反応がまだ参っておりません。

それから、今月中に中国地方の——中国って、我が国の中国地方ですけれどもね——の有力な高等学校から、鹿島で合宿を、駅伝をしてみたいけど、箱根と関係ないから、時期はずれてもいいかなというお話があったりしていますので、ぜひそれは実現をしたいなど。

したがって、2つあると思います。1つは、できるだけ競技というか、かち合わないような、周年にできるような体制にするということ。施設は整備されていますので、あとは受け入れの合宿施設ですね。その場合に鹿島市だけでやったほうがいいのか、近隣で少し連携をすればいいのか。実は、ことしの2月は隣の町と連携をして実施をすることになっておったんですが、御存じの方もおられるかもしれませんが、最終的に受け入れ側のほうの事情でうまくいかなかったということもございまして、そういう縦横の連携、時間的な組み合わせ、そういうのをやれば、まだまだ十分余地があると思います。

それから、ついででお話をしておきますと、ソフトバンクホークスのほうは距離的な要件、これは決定的な要件でした。高速道路を使って1時間ぐらいで行けるところと、そもそも鹿島には高速道路を使って来られないということですから、いわば予選でもう外れていると。幾ら施設がよくても、なかなかこれは困難だろうと思っておりまして、無理に競争するというのではなからうかなと思っているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

市長ありがとうございます、詳しくお話をしていただきまして。

ソフトバンクに関しては、お隣の北村副市長が一番悔しい思いなのかなど。何とかして呼びたい気持ちじゃないかなという気がしております。しかし、今お話があったように、そういうふうに、また新たなレスリング、野球とか、そういうふうに、この2年足らずの事業ですが、大きく膨らんでいくということは私たちも楽しみですので、あとは宿泊施設、そのあたりをクリアしていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

次の質問が、オレンジ海道のところにできる活性化施設ですね。先日、オレンジ海道の活性化推進協議会だったですかね、あって、市長も参加されていまし、地元の議員も参加をいたしました。そこ、いろいろ参加者を見ていて、新たに生産組合の組合長さんとか地元の振興会、区長会とか出られていたんですが、何かこの施設、もう本当、基本的な質問になりますが、利用の条件というのは、生産者とか農業者だけですか、一般の方はどういうふうになっているのでしょうか。まず、それを御答弁いただきたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

同じ会合に私出ておりましたので、私から答弁をいたしましょう。

御質問にお答えするには、2つだと思います。1つは、あの会合はどちらかというとな農業の方が多く出席をしておられたということと、この施設が農林水産省のほうのいわゆる予算ですかね、それに軸足を置いているものですから、ややもすれば農業関係の施設ではないかと思っておられるということですが、御質問ございましたように、これは全くそういうふうに限定をいたしませんで、極端に言うと、みんなひっきゃかたんしゃいという話でございまして、例えば、鹿島実業高校の食品科の皆さんが一生懸命今やっておられますよね。伊東議員も一生懸命そっちでやっておられると思いますけれども、そういう方も来ていただいて結構ですと。それから、決して農業、漁業だけじゃなくて、現実加工、さらに最終的にいろんな農林水産物をつくっておられる方、ただ、決して試作品がまだなかなか自分のリスクでつくるには、機械を買うのも高いもんねとか、ちょっとした検査やからほかでやってくれるところがあればと、まさにそういうための施設なんですよ、ここはですね。だから、そこにある機械を使いたいということであれば、もちろん調整はしてもらわないといけないと思いますが、かなり高度な機械、実験設備が入りますので、ぜひ御活用いただいたほうが、むしろありがたいと思っております。

それからもう1つは、決してそこは最初の製品をつくる工場ではございません。一種のモデルをつくり出すものでございまして、ある程度の製品化のめどが立って、大量生産に移るということになれば、むしろ市内、あるいは現場の皆さんがそれをお使いになるというふうなことを想定いたしておりました、ここは、先ほど部長がお話もしましたが、研修とか、研

究とか、実験とかというのを主に対応をいたすようにしております。なお、場所が観光ということも使えればということで、非常に見晴らしのいい場所を選択してつくってありますので、いずれそこで何らかの形で、そういうふうな人々のためにサービスを提供できればということも視野に入れて立地をされているということをお願いしておきたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

まず、やはりどうもこの前の会議に出ていると、生産者の方主体の何か施設なのかなという感じもしましたが、そういうふうに今市長からお話があったように、いっぱいあそこを使いたいという方はいると思うんですよ。じゃあ、そこをどういうふうに使っていただくようなやり方に持っていくのか。午前中、中川部長から御答弁をいただきましたけど、やはり人材、そのPRの仕方ですよ。この前のオレンジ海道の推進協議会の会議のとき、市長が所用で先に退席されたので、その後、私ちょっと発言をさせていただきました。そのとき取り上げたのが、今注目を集めている福岡県うきは市の「うきは百姓組」、このグループの活動ですね。さまざまなツイッターで追跡をしていく、そして、どういうふうなことをやっているか。浮羽町ですから、フルーツ、そういうふうなの、それでさまざまな食品をつくっていく。これのやり方が非常に、何かしらプロが入っているような気がしてちょっと調べてみました。やはりここには厚生労働省の雇用創出のプロジェクト、九州ちくご元気計画という、このプロジェクトを立ち上げてある。そして、生産者の方々にはなかなかなじみの薄い商売繁盛への入り口ということで、基本のお勉強、具体的な研究、商売繁盛への実践と、3段階で進められているわけですね。これと同じやり方というわけではないですが、そういうふうなソフト面、先ほど中川部長が午前中お話しされたように、どのようなやり方でそういうふうなプロの人材を確保していくのか、そこのあたりが非常に重要なところかと思いますが、部長でも結構です、市長でも結構ですが、どのように考えていらっしゃるのか。まず、出だしがこれは大切だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松尾勝利君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

お答えしたいと思います。

まず、人材の確保ですが、今、関係機関、それから大学関係、そういうところにちょっと御相談をしながら、ここの活性化施設に本当に加工、農業、それから販売、流通ですね、そういうことのプロの方、そういう方の御紹介を今お願いしております。今のところ、前向きに考えて、ほぼ確定している方もいらっしゃいます。

それから、どういうソフト事業を入れていくかといいますと、今、農林水産省がネットワーク事業、要するに異業種間交流事業のメニューがあります。その申請の準備を今いたしております。これは鹿島市の、先ほど市長からありましたように、あらゆる業種の方たちが、そのネットワーク事業に入っていて、お互いに知恵を絞っていただいて、加工なり新しい作物なりつくっていただくという形の事業になってくると思います。

それと、これはうちではないですけども、佐賀大学と西九州大学が地（知）の拠点整備事業の採択を5年間でですけども、受けていらっしゃる。西九州大学の生徒たち四、五十人が毎月鹿島にやってきて、鹿島の産業についての研究とか環境の研究、言えばものづくりのようなものも含まれますけれども、そういうことをやっていただくと。そういう場にもこういうところになってくるのではないかと考えております。

それと、今現在、大学とか仲卸さんとか、そういうところといろいろつながっております。ですから、これも先ほど申し上げられましたネットワーク事業等とつなげていければいいと思っています。それから、当然、ソーシャルネットワークサービス、これをその施設の中でやっていく必要があると思っています。

ちょっと御紹介しますが、東京のマルシェとの連携が進みまして、鹿島の、例えばアンテナショップとして、農産品ですけども、それを今出荷を行っております。少量であります。ですが、そこで鹿島のPRができるような形ができております。ここは明らかに間違いなくネット販売も含まれますが、そういう農業の種まきからというよりも、土づくりから種まき、そういう作業を全て、今の生産者の顔が見える、この方たちがつくったものをこうやって我々は販売している、そういうノウハウまで含めて、この作物の成分、そういうのも含めてネット上で公開をされております。その中に鹿島でつくった作物も、今、ネット上で公開がなされているところです。そういうのも、この活性化施設と連携が取ればと思っております。

以上です。（発言する者あり）

そしたら、市長から許可が出ましたので、場所は東京中目黒のルナファームという会社でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

6番伊東茂議員。

**○6番（伊東 茂君）**

ありがとうございます。

毎回思うんですけども、中川部長の思いはわかるんですよ。非常にわかります。わかりますが、新しいこういうふうな施設、余りかた苦しく考えないで、結局ここがにぎわえばいいですよ、ここが。それだけのことなんです。大学とかそういうふうな、鹿島はいろんなところをお願いをして、連携もしてきています。もちろん大学の生徒さんたちがもうデー

夕収集は得意でしょう、さまざまなものは、それはいいんです。それはそれでいいんですけど、やはり新しい形の施設として、ICTを駆使した、何かしらおもしろい、若い人たちが、お母さん方が、子供たちが、あそこに行ってみようかと、今度の休み、グループで。それで、何かしらつくってみようかとか、そういうふうな軽い発想でしていただくのが一番いいかなと思っております。来年の2月完成予定ですから、それを楽しみにしております。何か御答弁ありますか。

**○議長（松尾勝利君）**

中川産業部長。

**○産業部長（中川 宏君）**

今、伊東議員がおっしゃられるとおりで、ここの施設にたくさん子供さんから高校生、大学生、それからおじいちゃん、おばあちゃん、そういう人たちが集まっていたいて、わいわいと加工品あたりをつくらせていただく、そういうことが一番重要と思っています。当然の話だと思っています。

それと、これは10月1日からなんですけど、その愛称募集、要するに、ある面ここを知っていただくということもあるわけですが、愛称募集、ここの施設に見合うような愛称を御提案いただけないかということで、1カ月半応募を行うことにいたしております。ぜひ市民の方々、応募いただければありがたいと思っています。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

6番伊東茂議員。

**○6番（伊東 茂君）**

ありがとうございました。

今、さまざまな補正を含めて計画もごさいます。やはり期待できる場所、本当に大きい、多いと思っています。着実に実行していただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（松尾勝利君）**

ほかに質疑ありませんか。10番水頭喜弘議員。

**○10番（水頭喜弘君）**

10番水頭でございます。何点か質問をさせていただきます。

まず初めに、福祉のことで、今ずっと出てきています。それで、この議案説明書の16ページの中に出てきています、先ほどからずっと質問があつて、角田議員も言われたと思いますけど、このスプリンクラーの件ですね。これ、やっとな長崎の事故を受けて県のほうも、このことで佐賀県もこれを積極的にということ考えて、先ほども説明があつたと思います。その中で詳細ですね、課長のほうから言われました。それで、現在、未設置のところに対

してのということも聞きましたけれども、消防法で言えば、275平米以下のところにこれが設置、それで全てがということで説明ありました。それから、9、10に対しても、共生ステーションのところに対してもありましたが、この設置補助ですね、県が3分の2と市が3分の1ということをおっしゃいましたが、介護施設のほうもそのように考えて、全部負担はもうそういう負担率でよかわけですかね。そういうことで設定されているとでしょうかね。

○議長（松尾勝利君）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

議案説明資料の16ページの9のところは介護基盤緊急整備等特別対策事業で、ここに、財源のところは県が6,570千円とありますように、県が10分の10、100%補助をすることになっております。下の地域共生ステーションは県が3分の2、鹿島市が3分の1という補助の割合になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

ごめんなさい。ちょっと細々とした点はわからなかったもので、非常に大変いいことじゃないかと思えます。これで完璧ではないと思うんですけども、まずはこういうふうにできたということは、いいことじゃないかと思えます。

じゃ、次に行きます。

17ページの活性化施設の17番ですね、このことは今、伊東議員からもありました。また、先日も七浦のほうでいろいろとあった中で、説明も下村参事のほうからいろいろ説明はありましたけれども、ちょっとわからなかった点がありますので、お聞きしたいと思います。

この中で、いろいろと機材を購入されています。この中に資料もいただきました。この中で、下処理保存共通用、それから青果、ジュース、ジャム、ゼリー、クッキー、ケーキ、まんじゅうなど、それから乾燥野菜、米製粉というふうには、こういうふうにして相当の機材を入れられるということで予定になっておりますけれども、かなり専門的な知識もここで要ってくるんじゃないかと。普通の我々が家庭用に考えているようなものとちょっと違うような感じで見受けられます。その中で、そのためにいろいろと説明される方も、ここについていただいて、その中で先ほどもあったとおり、みんなの、若い人からお年寄りまで、子供さんたちも全部が寄って何でもできるような、そういうものができるように多分説明もしていただいて、そして、その中でスタッフもおられて、十分にやっつけられると思えますけれども、この中で、そのためにいろいろと採用もされて、5人の採用をとということはこの

中で説明を聞きました。その施設長は別にして5人の採用、施設総括担当、また総務担当、それから営農支援担当、加工担当、営業推進員ですかね、こういうふうにして5人の採用をされていかれると思うんですけども、こういうふうにして採用に対して、本当にここで専門性のある、やっぱり機材にしても営業にしてもそういうものと思われそうですが、そういうことに対して今から採用されていく中でどういう専門性の、そして今の状況をクリアできるような、そういう人たちを採用されると思うんですけど、その件に関してどのようにこれを考えておられるのか、まずお聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

お答えいたします。

今度機材の関係、当然この機材のことを精通している方が必要になります。1回公募をかけました、加工の専門員ということで。ただ、残念ながら面接までいたしました、それに応えていただく方はいらっしゃいませんでした。そこで、今我々がお願いして回っているのは、やはりそういう加工機材について知っていらっしゃるプロの方、その関係の機関、そういうところにちょっと訪問させていただいて、先ほど言いましたように紹介をしていただくというような方向で今は動いております。非常に、正直言いますと厳しい状況ではありません。ただ、もうとにかくそういう方を探していく、それしかないと思っておりますので。今、佐賀農業大学校が同じような機材を入れて、3月にオープンしています。——3月か4月か、ちょっと済みません、失念しておりますが、オープンしております。そういうところに加工の機器の専門家の方たちがいらっしゃいます。そういうところにも相談しながら、とにかくこの活性化施設で働いていただく、活躍していただく方を探していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

時間はかかるかもしれませんが、ことしの10月には愛称の募集、また、来年に向かっていろいろと着々と進められていると思いますけれども、なかなか専門性があるとなったら、誰でもということはいかないと思いますので、そういう面では、今言われたとおり、佐大の農業のほうとか、そういう専門的なものに問い合わせをされながらやっていかれると思いますので、どうかよろしく願いをしておきます。

鹿島市としてやっぱり活性化、せっかくのオレンジ海道の中で、これがいいアイデアで進んでいくと思いますので、皆さん方も、今お聞きした中では、さっき伊東議員も言われたとおり、やっぱり農業関係者、もちろんそういう意味での、オレンジ海道の人の総会というこ

とで、そういう方々しか来ておられなかったので、そういう意味で、私もそう見えました。でも、今の説明を聞いている中では、いろいろな人にやっぱり出入りをしていただきたいという思いがあったことに対しては安心いたしました。

それから、もう1点ですけど、機材の中でちょっと見て、3番の乾燥野菜、米製粉とありますけど、その中で、粉砕機というの2番に載せてあるわけですよ。これは、ちょっとわからんけど、米粉をつくるための機械ですかね。この機械はどういう、そういうふうに理解してよかですか。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業部参事。

○産業部参事（橋口 浩君）

製粉機につきましては、今回のものについては米粉等を製粉するための機械ということで考えております。特にこの機械につきましては、余りこちらのほうにはないということで、特に米粉あたりの今後の有効活用というふうなことを考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

何でこれをお聞きしたのか、ほかにもいっぱい機材はありますけれども、特にこのことをお聞きしたのは、私、以前から給食センターのことで、米粉パンのことでいろいろずっと質問して、米の消費の中で米粉パンとか、米の消費ということで、以前質問をずっとしてまいりました。そこにあって、なかなか米粉をつくる、こういう機械がないということで、それで、佐賀県は特に、佐賀県外のところに多分こういう機械があって、そこで米粉をして、その中からパンもつくっていかにかいけないということで、今は知らんですよ、以前に聞いたときはそういう答弁をいただきました。

そこで、これ、こういうとができたということは非常にまた使い勝手からいってらばらしい、また、喜ばれるんじゃないかと思って質問をさせていただきました。よろしく願いしておきます。機材もいっぱいそろえておられるので、かなりの方が出入りされたいものじゃないかと思います。駐車場あたりもかなり広くできていますし、また、観光に向けた、そういうものでも鹿島の一つの名所というか、そういうものになったら幸いじゃないかと思っています。よろしく願いしておきます。

次に行きます。

20番の鳥獣被害防止強化対策事業です。これは先ほども質問が出ています。その中で、このことに関しては、いろいろ議員が質問されて、特に狩猟期間に対しての奨励金はないのかということで、今まではこれは厳しい状況で、今までも何回も、私も一般質問の中で取り

上げましたけれども、なかなか厳しい状況でございましたけれども、これができたということは幸いです。

先ほどの説明では300頭ということで、予算計上の1,500千円ですか、そういうことも言われましたけれども、この狩猟期間ですけど、1頭5千円というのは、普通のあれでも5千円で1頭頭数掛けるでされているんですかね、それで計算を今までずっとされて、補助をされているのか。ちょっとわからないですから、その点よろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

イノシシ捕獲につきましては、今現在4月から10月まで、1頭当たり10千円の捕獲報奨金を払っております。それで、これはイノシシ1頭当たりですので、成獣とか幼獣関係なく払っております。それと同じ考えで、今度11月から3月まで、1頭当たり5千円ということで、イノシシ1頭当たり5千円の捕獲報奨金の支払いをするということでございます。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

4月から10月までは10千円、それから狩猟期間中は5千円ということで、こういう差ができたのは何か理由が特別あったんですかね。鹿島市が5千円の時、太良町は10千円やっていたわけですね。それで、何で鹿島市は安いんですかと言われたときに、それからずっと上がって行って10千円、今現在されています。やっぱり太良町の例に倣ってされているのか。例えば、この狩猟期間のあれも、太良町は多分もうできていたんじゃないかと、そういう感じがしますが、どうでしょうかね。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

藤津管内の状況を申し上げますと、嬉野市が年間を通じて1頭5千円です。もう狩猟期間、有害鳥獣期間、関係なくですね。それで、太良町につきましては4月から10月については11千円、狩猟期間の11月から3月については、鹿島市と同じように、今回あたりの議会に補正予算を出されているかと思っております。鹿島市が先ほど申しましたように10千円と5千円になっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

いずれにしても、狩猟期間に奨励金ができただということは、これは一つの前進じゃないかと思しますので、これで幾らかでもイノシシの被害が少しでも防止できるようになったら幸いじゃないかと思えます。細々としたことは私も一般質問に上げていますので、この中でお聞きしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

最後に行きます。これは生涯学習課のほうにお尋ねしますが、よろしく願いします。

ちょっと私も勉強不足でわからなかったので、18ページから19ページにかけて、ここに一般経常で上げておられる生涯学習センターの特殊建築物定期調査委託料の増ということと、それからもう1つ、33には、市民体育館の定期調査委託料ということで、こういうふうにして計上されていますけれども、これはちょっと私わからないので、どういうことで理解してよかでしょうかね。よろしく願いします。

**○議長（松尾勝利君）**

澤野生涯学習課長。

**○生涯学習課長（澤野政信君）**

お答えをいたします。

生涯学習センターの特殊建築物定期調査委託料ということで、この特殊建築物でございますけど、平成18年ごろ、全国で事故、落下事故とかですね、そういう事故等が多発をいたしまして、平成20年4月1日から建築基準法の第12条が一部改定になっております。この分で、改定前が、通常これは外壁の打診調査ということになりますけど、改正前が外壁で手が届くところについては打診調査、届かないところについては目視による調査で報告ということでございました。20年4月以降、この改定から、手の届くところは当然打診ですけど、これが竣工をして10年、もしくは外壁の改修等をしてから10年経過をした建物については、全面の打診調査をして報告をなさいたいというふうな改定になっております。

それで、エイブルにつきましては平成12年が竣工でございまして、今年度10年過ぎますので、全面の打診調査ということで計上をしております。

それと、市民体育館でございまして、当初予算には上げておりませんでした。これが特定建築物という判断をしております。体育館の2階部分に観客席がございまして、この観客席ですけど、これが30平米以上の建物については特定建築物に該当するというので、今回補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

10番水頭喜弘議員。

**○10番（水頭喜弘君）**

インフラ老朽化で、いろいろ各全国的に事故が起きている中で、こういうふうにして以前

は目視で、天井とか高いところは目視でやっていたのが、要するに、このようにして目視ではだめだと、打診検査をなさいということですね。そういうことでのこれが国のほうで建築基準法が改正されて、改定になって、このようになったんじゃないかということで今言われたので、詳しく言っていてありがとうございます。

それで、この特殊なものですね、特殊建築物というのは、今生涯学習センターが管理されている中では、ほかにはこれだけしかないということで理解してよかですかね。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

議員おっしゃるとおり、生涯学習課については2件でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

わかりました。

安全・安心のために、このようにして打診検査して、これで100%十分ということは、これは言えるか言えないかわからないですけれども、そういうふうにして国の方針としてこのようにやっていただくというのは大変結構なことじゃないかと思えます。

これは今10年、例えばエイブルの場合は平成12年に建てられたので、もう10年以上たっているわけですね。これで今回打診検査もされますけど、これは、じゃ10年以上たって、次の打診検査というのは、やっぱり10年たってからか、それとも、その期間のもっと前に、定期的に打診検査をされるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えいたします。

この全面の打診検査というのは、先ほど言いましたように、竣工、改築後10年過ぎた分で、今回全面をしておりますので、次に全面をするのは10年後でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番水頭喜弘議員。

○10番（水頭喜弘君）

よくわかりました。そういうことで安心・安全のためにもぜひ皆さんが喜んで、また使用できるような、そういう環境整備をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩します。

午後 2 時11分 休憩

午後 2 時20分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ほかに質疑ありませんか。13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

13番です。1点だけお尋ねをしたいと思いますが、先ほどから盛んに論議されておりますオレンジ海道につくられる活性化施設の問題ですがね。これが成功すればいいでしょうが、特に私は観光の面で伸びるんじゃないかなというふうな気もしていますがね。それはそれとしまして、私はどうしてもまだ十分わからない面があるんですね。といいますのは、ここでいろんな商品の開発とか、いろんな研究をしていって取り組みをしていく、鹿島市の農産物その他を利用しながらしていくという、そしてまた、そういうのに対して市民の人たち、子供たちも含めてそこを利用していただくという、それはそれとしていいと思いますが、私は、例えば民間と行政の協力、それから農業と商工関係の協力、そういう協力関係の問題についてどこまでどう行政が、これはこれとして、ここでやっていかれると思いますが、その他の問題で取り組んでいかれるのかということが、私はこれから課題があると思います。

といいますのは、これまでも、こういう形はしなくても、それぞれの製造をされている人たち、商売をされている人たちが新たな製品をつくらうということで、いろんな努力をされてきているのはもう十分御承知だと思います。特に一番鹿島で多いのは何でしょうかね、酒はもちろんですが、ケーキ類なんかが多いですね、お菓子類なんか新製品を次々いろんな形でつくっていくと、それが大きく伸びるものと伸びないものがありますがね。そういう面で、私は1つだけどうしても納得いかない問題がありますのは、鹿島市ではことしですか、売り出したのは。アレルギーができないマヨネーズというんですか、「S o i S o i（そいそい）」というのを、どうもぴんときませんが、「S o i S o i（そいそい）」というのをつくられたんですね。私は、これを見たときに、本当に何だったのかなと思ったのは、実はこれと同じではありませんが、担当をなさっている方はもう十分御承知だと思いますが、樋口市政に入る前から私は鹿島の一企業の方と、鹿島市で大豆を使った、大豆をペースト状にした食品をつくったらしいということで、何遍も何遍も農林水産課に足を運んだことを思い出します。そして、それをされようとする人は、そのことをすることによって、鹿島市の農家の人に大豆を契約栽培しながら、この地でそれを伸ばしていけばいいということで、非常に夢を持って農林水産課のほうに足を運ばれたと思いますし、私も一緒に来ました。

私なぜそれを一緒に足を運ぶようなことをしたかといいますと、これが絶対に受け入れられるという確信があったんです。それはもう私からお話を聞かれた方は御存じだと思います。

すが、その会社は、今ここではできていないけど、ほかの地域から大豆ペーストを仕入れて商品にまぜて使うことによってすごくいいということがわかったんですね。それで、私自身もそれがすごくいいということがわかって、一般の主婦の皆さんにも大分使ってもらいました。恐らく「S o i S o i (そいそい)」よりもこの大豆ペーストのほうを使った人が多いと思います、知っている人は多いと思います。私は、多くの主婦の人たちが、そういう形で、うん、これはいいと、値段も手軽でいいというようなこともありましたから、私はその会社が何とか自分のところでそれをやって、そして、農家の人たちとも一緒になって、そして健康な食品を市内の人にも分け与えられればいいというような、そういう大きな希望を持って、ほんの小さな会社だけど、そういうことをやっていたんですね。ところが、ある日突然、そのことについてどうという説明も何もないままに、「S o i S o i (そいそい)」の発表がありました。

私は正直言いまして、うちの議会で品物なんか見せんですかと言うたとき出されたとき、これは一般主婦は買いえんですよと正直言いました。値段的に買い切らんですよと言いました。それはそれとしていいでしょう。しかし、せっかく一つの企業がこういう形で既に、それがもう本当に市民の方に受け入れられて広がりつつあるときに、いいかなということで希望を持って、何とか一緒に協力をお願いしますというような、それは正式に文書は出していませんよ。ただ、何度も何度も話し合いを重ね、雑談でもあったかもわかりませんが、そういうのをやってきた中で、全くそういうのには目もくれない、大学だとか、さあ専門家だとか、そういうところに一生懸命目を広げて、今もうあたかも、これが最高のような形で発表される。私はどうしてもこういうやり方は納得いかないですよ。私は、あるとき申し上げたかもわかりませんが、農業の問題をやるなら、鹿島市で先祖代々からやってきた専門家の農家の人ともっと話し合いをして、何がいいのかということをやすべきだということ私に言ったことを思い出しますが、まさにそうではないかと思うんです。

例えば、先ほどここでいろいろ実験してつくって、試作をしながらめどが立ったら別につくったらいいというような、そういう安易な発言ありましたが、一般の人たちはめどが立つまでが大変なんですよ、生活がかかっているんですよ。ところが、ここは生活かからなくていいですよ、土台を準備してもらわなければならない。そして、それがうまくいかなかったって、ああだめやったね、そいぎまたこいば使うてしゅうか、それでも成り立つでしょう。ところが、一般の鹿島の零細業者の方はそれでだめなんですよね。何の手助けもない中で、そういう準備をしてやってきて、したけど、したけどやっぱり財政的にやっていけない、本当に泣く泣く畳まなくちゃいけないというような、そういう状況もあるんです。幸い、今、私が申し上げた人は努力をなさっています。私も、言い出したからには徹底して援助をしたいと思いますが、そういうところにこそ行政が手を差し伸べる、それこそ市民の人たちがほんなこて鹿島市はよかばいと、我がたちのためがしこ一生懸命になっくんしゃあばい、そういう

一人でも多くの市民の人がおっしゃっていただけるような、そういう行政を私はやっていただきたいと思いますが、もう本当にバラ色のきょうのこの説明聞いていますと、本当は言いたくありませんでした。しかし、余りにもひど過ぎます。もう私が言っていること御存じの部長もいらっしゃいますので、お答えいただいていると思いますが、なぜ、そういう結果に、全く受け入れてもらえなかったのか。極端に言えば、製品さえ違うかもわかりませんが、アイデア的には同じだと思うんですよ。その辺についていかがなんでしょう。

**○議長（松尾勝利君）**

中川産業部長。

**○産業部長（中川 宏君）**

鹿島のある民間の企業の方が「フクユタカ」を使って大豆ペーストをつくろうとされているお話は、3年前にお聞きしました。それで、何度となく足を運ばせていただきまして、話をさせていただいております。その中で、福祉事業を利用されまして大豆ペーストをつくる工場を今完成されております。ここで違うのは、確かに今松尾議員が言われたように、内容的には同じ部分があるかもしれませんが、ただ、「フクユタカ」を利用するのと「オレリッチ50」を利用するのとの違い、その（「もう一遍言うて」と呼ぶ者あり）「オレリッチ50」という大豆です。（「何て」と呼ぶ者あり）「オレリッチ50」。これは、佐賀大学に眠っていた大豆の品種でございます。それを何とかしたいということで始めたのが「Soi Soi（そいそい）」でございます。これは、鹿島の中で基本的に販売しようという考え方は持っておりません。鹿島市のPR、それと外に出ていくための商品と基本的に考えております。

この「オレリッチ50」を、ことし中山間地の農地で栽培拡大をお願いいたしております。民間企業の方が大豆ペーストをつくられた方、これについては、私たちとしても何とか販路拡大の支援ができればという思いは十分に持っております。ですから、そのすみ分けの難しさはわかっておりますが、それと大豆の契約栽培、ここの壁があります。そう簡単にできる話ではありません。その問題もありますので、その中で、何とかその大豆ペーストについても、確かに安価でいろんな加工品の中に入れられる商品だと思っております。ですから、その応援ができるものがあればやりたいと思っております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

13番松尾征子議員。

**○13番（松尾征子君）**

今、大豆成分の違いですか、成分じゃないんですか。（発言する者あり）専門的にはわかりませんがね、そういうのはもう理屈じゃないんですよ。つまり、こういうふうにしてやろうとなさっていることについて、ありますというんじゃないかと、もう3年前のことなんですよね。3年間向こうは一生懸命なさっているんですよ。その一方では、どんどん金のある

ところでは、こういう形で進んでいる。それから、大豆の栽培を委託する問題があります。じゃ、問題があるなら、それにどうかなという動きをなさったんですか、鹿島市の農家の人に対して、こういう発想があるんだけど、もし大豆の栽培をお願いしたら栽培を受けていただけますかというような、1件でも、1人にでもそういう打診をされたことがありますか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業部参事。

○産業部参事（橋口 浩君）

大豆の実際の栽培についてなんですけれども、一応転作をいうふうなことで、その仕入れ等を全てJAさんのほうで管理をされております。その中で、実際ここがどういうふうになるかということで、いろいろ協議はいたした経緯がございます。ただ、なかなかその壁を破るというのは非常に厳しかったかなというようなことで、実際来られた中でいろいろお話をさせていただいた中で非常にやはりそこが壁になったと。転作についても、そこをどういうふうにしてはしていくかとか、いろんなことも検討いたしましたけれども、なかなか厳しいというふうな状況であったかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

その民間業者でつくられる大豆の作付について打診をしたかという御質問ですので、お答えいたしますが、幾つかの生産者の方にお話はしましたが難しかった、現実的にできなかったとお答えさせていただきます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

今、中川部長が幾つかの方にお話をしましたが、難しかった。どういう壁があったんですか、具体的に。難しいからということで手を引いちゃ、何だってできませんよ。例えば、さっきおっしゃった自分たちはするのに、中山間地につくらせていますって、こんなのはすぐできるでしょう、何なんですか、それは。そこを努力するのが行政なんですよ、難しい壁を個人ではできないから、その手助けができるのが行政なんです。そのために、あなたたちはいらっしゃると思うんですよ。優しいのだけすーすーすーすー抜けていったら要らんですよ。それはこれだって努力されていると思いますよ。しかしね、じゃ言ってください、何がどういう壁があったのか、そして、どこまでそれをしたけどできなかったのか、そこまで言ってもらわないと納得できませんよ。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業部参事。

○産業部参事（橋口 浩君）

一つの大きな壁と言いましたけれども、それについては生産調整の枠でございます。それにつきましては、転作が今現在行われておりますけれども、その転作の中で鹿島市に対する転作の配分がございます。その中で、転作したものについては農協さんを通じて出荷をするというふうな決まりがこちらのほうではございますので、一応そこからどれだけこちらのほうに回すかというふうなことになりますと、販売ということで先ほど議員のほうからも安値でというふうなことがありましたけれども、やはりそこを通した値段になるというふうなことで、非常に単価的には高くなるというふうなことがございます。

ですから、先ほど言われましたように、では中山間地でどうかというふうなお話もいたしました。そういった中でもやはり土地の問題、それをどうするかと、それとあと栽培の問題、刈り取りをどうするかというふうなこといろいろな問題としてあったもので、そこについてはお互いに話をして、非常に壁が大きかったというようなことがあったんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

確かに今、転作の問題で大豆なんか特にいろいろな制限もあると思いますがね。これだけ今、荒廃地だとか何だとかいろいろ言って、遊んでいる土地もあるわけですよ。そこを本当にその農業を、企業を守っていこうという立場に立つならば、それは別枠として行政がやれないんですかね。その辺は市長、専門じゃないんですか、農業問題ではね。

私は、そういう壁があったら、それをどうしたら払いのけることができるか、どういうことがあってもやっていこうと頑張っていこうと頑張っているんですよ。これは、このまましといたらよそに大豆は頼まれますよ、現にそういう動きありますから。そうしないと、鹿島が受け入れてもらえないわけですからね。

だから私は、ぜひ、まだ出発したばかりです。いろんな機械も入っていますよ。まだ遅くないと思います。性質的には違うと思います。今おっしゃったように、福祉関係が主になりますよね、あそこはね。そういう足かせもあるかもわかりませんが、しかし、それはそれとして、やっぱり地元で地元の商業、農業を栄えさせていこうという目的があるわけですから、それなりのことがどうしたらできるのかと、手を差し伸べることができるのかと、先ほど全く違いますが、教育委員会と福祉と一緒に課をつくってせろと、同じレベルにするためにというふうなお話がありましたが、こういう問題だって、やっぱりこれは福祉やけん、これは

農業関係だから、商業関係だからと、こうこうしよつたらできんでしょう。もちろん、今の枠内では困難だと思いますよ。しかし、それなりに、そこから発展できるのなら、そのことをやっぱりやっけていく。そういうことこそ、プロジェクトをつくってでも考えていく。このことが私は大事だと思いますし、地域の農商工の発展の力にもなっていくと思うんですよ。やっぱり地元から、足元から力をつけて広がっていく。はいつくばって頑張っている人たちが、自分たちの食べる物も半分にしなからでも頑張っている人たちこそ、本当にその力を出して行って、どんな困難なときにも乗り切っていくことができると思うんですよ。

私は、ここでこれだけの設備をつくって、いつまでも長く続いてくれることを望みますよ。莫大な機械でしょう、これだけ入れるの。

例えば、今はもうなくなりましたが、北鹿島の農村夫人の家、あれできたときにはすごかったですね。全然違いますよ、性質はね。しかし、あれができたことによってみそをついたり、お漬物を漬けたり、いろんなことで私たち農家の主婦じゃありませんが、利用しなからずっと来ましたよ。だんだんだんだん利用できなくなっただのは何かと言いますかと、道具が非常に古くなってきた。買いかえてくださいと言ってもちょっとまだ予算が、何度私も言ったかわかりません。そういう形になって行ってだんだん、つくったときの人たちの満足ではいけないんですよ、永久にそれが続くようなことにならないといけない。私は、これがそういう形にならないように、本当にせつかくつくるんだから永久にやっけていけるようなことになってほしいと思いますが、これに対してのしつかり、これを守ろうとするのは専門家を連れてきたり、大学の先生は最初は必要でしょう。しかし、本当に地元でやろうという人たちが、ここで根を張ってやっけていこうという人をいっばいつくっていかんと、これは長続きしないんじゃないかという心配を私はします。私の考えが間違いなら間違いだと言ってもらっていいと思います。それから、これに対して何かあったらどうぞ。

**○議長（松尾勝利君）**

中川産業部長。

**○産業部長（中川 宏君）**

今のことについてお答えになるのかどうかわかりませんが、間違いなくこの活性化施設というのは、鹿島の産業の拠点になるところ、それこそ今、先ほど言いましたように、子供からおじいさん、おばあさんまで集まっけていただいて知恵を出して、いろんな加工品をつくっけていただく、そこに地元にあるものを使っけてしていただく。ですから、地元の足元が強くなるための施設だと思っけております。そういう形の施設にしたいと思っけております。

それから、先ほどの地元の企業の開発された大豆ペーストについては、どんなにかして、何とかして壁を超えたいという思いで何度も何度も本当に足を運ばせていただきましたが、残念ながら今のところ、それを超えることができないでいる現状、それは自分自身も悔しさはあります。でも、まだ諦めたという思いではありません。とにかく、地元の企業があっけて

こそ、極端な言い方ですけど市役所というものは存在があると思っておりますので、何とかそこら辺頭の中に入れながら、まだ動かさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子議員。

○13番（松尾征子君）

実は、この大豆ペーストは今、よそでできたものを持ってきてもらっているんですがね。例えば、私たちは先ほど花祭りでもすごい宣伝をやったんですよ。そこで、例えば卵焼きとか、お焼きをつくりながら、それを目の前でまぜ合せて、そしてつくって食べていただく。すごく好評で本当に売れたんですよ。もういっちょ詰めてきて、もういっちょ詰めてきて。それまでパッケージなんてしゃれたものなかったんですよ。営業用でビニール袋に入ってきたのがあったんですが、これでは売れないと、先ほど花祭りの数日前、何とか使いやすいパッケージをつくらうじゃないかということで持ってきてもらって、これだけではだめだと、レッテルも少し変わったのを張らんといかん。そういう形でやったんですよ。本当に好評なんですよ。それで、地元の主婦の方たちも使ってもらった方は非常に喜んでもらっているんですよ。例えば、おみそ汁に入れてもいいし、卵焼きでも何にでもいいんですよ。卵焼きなんか入れていると、皆さんもお弁当に卵焼きを持ってこられると思いますが、少々上手な奥さん以外は持って来たときには少しこちこちになるんですが、それを入れとったらふわとした卵焼きがいつまでも食べられるというような、すごく商品としていいし使いやすい、こういうのこそ私は広げる必要があると思っ、そういうお声がかかったときにお手伝いをさせていただいてきているんですけど、ぜひ、これはこれで終わりじゃなくて、足を何遍も運んだなら、運び損せんごと成功させてくださいよ。私は、ぜひそれをお願いしたいと思うんですよ。

それから、もう1つの「S o i S o i（そいそい）」、やっぱり、鹿島で販売しようとは思っていませんって、これはどういうことなんですか。何でも地元の人があればないと、外に広がらないんですよ。例えば、遊び場だってそうですよ、公園の一つにしたって。例えば、食堂にしたってそうですよ、そうでしょう。地元の人があそこはよかばい、よかばいって宣伝が広がって周りにも広がっていくんですよ。公園にしたってそうです、あそこはよかった、友達に1つ言うたのが全国に広がるというのはね。

だから、例えば、今おっしゃいましたが、地元の人が、ああ、あつちに少し送ってやってみようかというような、そういう商品にならんと、地元の人には当てにしませんというような、こういうことでは受け入れられませんよ、絶対に。そう思いますよ。そうじゃないですか。ここにいらっしゃる人がどれだけ使われたと思いますか。私もまだ味を知りません、「S o i S o i（そいそい）」は。この前、ガタリンピックの前夜祭のときに出されてお

ました。残ったのを持っていきませんかとおっしゃいましたが、よそから来た方に私はあげて、自分は持って帰りませんでした。一つはどういう頭があったかもしれません。食べてやるもんかというような、それは冗談ですがね。そういうことですから、絶対地元を対象にしていまませんなんてことは言わないでくださいよ。最初からそうおっしゃったんですよ、ブライダルだとかなんだとかね。

だから、そういうのに使うのなら、ああいうきれいなレットルをつくっていいでしょう。地元を使うのなら、もっと手の出やすいようにしてくださいよ。マヨネーズ1本買うのに700円も800円も、あとのペースト、パールなんて使うものじゃないですよ。もう結局捨てるだけです。そういうのじゃなくて、それはもうブライダルにはいいでしょうがね。そういう形で私はぜひしてもらいたいし、話が変に入りましたけど、この問題についてもこれで終わるんじゃないで、もう少し力を入れてもらって大豆の契約栽培にしたって、恐らくよそに手を回されている可能性もありますがね。そういうことで私はぜひお願いをしたいということをお願いします。

それから、もう1点は機械の操作の問題をさっきおっしゃったのね。機械を扱う人を探しています。私は、何で今、専門家の機械屋さんば持ってこんばいかんとですか。そこだつて、もう米粉粉碎機もありますよ、米粉を粉碎するのありますよ、その会社もね。御存じないんです。その米粉粉碎機は道具を変えることによって大豆も粉碎できますよ。しかし、それは、最初は技術屋さんがいらっしゃったかもわかりませんが、そこにいらっしゃる職員の人たちが本当に苦勞しながら、例えば、お米を何百食も炊く機械も入れてありますが、最初は何百食かパーになったとおっしゃいましたが、そういう繰り返しの中で、その人たちが努力されて使えるようになるんですよ。だから、何も今、専門家で特別技術屋となったら、それこそ思わんような高い賃金を出さんといかんと思います。そういうのにしたって、もう少し考えながら、地元の若い人たちが、今遊んでいる人いっぱいいる。そういう人たちを雇用の場として受け入れるというような、そういうことも考えながら、私はせっかくのこの施設を本当にまさに地元の人たちでつくり上げているというような形のものにしていただきたいと思いますが、何かありましたら。

**○議長（松尾勝利君）**

中川産業部長。

**○産業部長（中川 宏君）**

まず、おわびをしたいと思います。確かに私が「S o i S o i（そいそい）」については、戦略的には外で売りたいという思いはあります。ですが、確かに間違いなく地元の中でも売れるような形をとらなきゃいけないとは思っているんです、本当に思っています。そこがちょっと説明不足だったことを、まずおわびをいたします。

はっきり言いますが、この鹿島市が初めて加工品をつくったものとしては、余りにもよ過

ぎているんです。低カロリー、そして抗アレルギー、卵アレルギーがない、ドレッシング風マヨネーズということで、医療機関とか食品を販売されているところに持っていきっております。そしたら、本当にアレルギーに困っている方たちに本当に喜んでもらっています。この値段でも私だったら買うと、実は私たちもこれだけいいものになると思っていなかった部分があります。ただ、これだけいいものになったものを本当は大量につくって、安く売りたい。ですが、そこが今できない理由という事情があります。今のところはとにかくやっとな今、先ほど言われたように、鹿島の中でも余り、今、お目にかからない状態になっていますが、やっとなクレジット決済等ができる形になりました。ですから、去年つくった大豆、「オレリッチ50」を使ったのがぎりぎりあと3,000本ぐらいはできます。その販売がインターネット上でできるような形がやっとなできました。ですから、今からPR攻勢をかけたいと思っています。

ことしも大豆の作付をしてもらっていますから、その売れ方次第になりますが、さらに増産ができることを私たちとしては頑張らなければいけないと思っていますところ。

それから、民間企業のほうに製粉機が入っているのは知っておりますし、今現在、大豆ペーストをみずからできる機械を導入されております。それをみずからつくって、自分のところの加工に使ったり、そのもの単品を売ろうとされていることを知っています。ですからこそ、先ほどの話のごとく、そこを何とか応援できないかという思いを持っております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

13番松尾征子議員。

**○13番（松尾征子君）**

終わりにしますがね、本当はこれまでお話を市役所に持ち出したころからずっと努力をして、いろんな手を打ちながらなさってきたんです。おくれませですが、これからはぜひ、それなりの力をできるところは入れてもらいたいということをお願いしたいと同時に、こういう形で民間でいろんな製造をなさっている人あると思うんですよ。そういうところは、やっぱりキャッチをして、手の届く範囲じゃなくて、そして何度も言いますが、地元の人と一緒に一から考えていこうじゃないかと、そういう人たちの知恵をかりようじゃないかと、そういう立場に立っていただきたいと思うんですよ。

ただ、今、職員が余りにも少なくなり過ぎて、ちょっとまちの中を回ってさるこうかという余裕のある職員いませんね。遊んだっていいじゃないですか、町なかに行って、皆さん方の意見を聞くぐらい。それくらいの余裕を持った行政をやってくださいよ。そして、文字どおり、みんなが一つになった鹿島市政を、みんな本当によかったというような市政を、そこから私は作り出していきたいということをお願いして、終わりにしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

ほかに質疑ありませんか。14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

14番松本です。二、三お伺いをいたしたいと思えますけれども、まず最初に、補正予算（第3号）の予算書34ページ、商工業振興費、それと観光費、説明で産業祭実行委員会負担金増額400千円ということであります。来年が市制60周年、それに合わせて鹿島市の産業祭が実施されるということだと思えます。多分、今年度にプレイベントがあるというふうなことも聞いたと思えますけれども、内容的にどういうものであるのかをまずお尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

「かしま紹介フェア」という形で来年度の産業祭のプレという形で、10月16日から31日までを予定しております。場所はエイブルのエントランスロビーです。この期間にしたのは、もう御推測のとおり、全国道の駅の大会の日程に合わせたということでございます。道の駅の大会も市民会館とエイブルであるということもあります。基本的に、その間に鹿島市の企業さん、それから産品、それから文化、そういうものをパネルなり現物なりで紹介していくという形をとりたいと思っております。

それと、日曜日については、今いろいろ検討しておりますけど、イベント等をそれに盛り込んでいければということで計画を立てているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

盛大に全国道の駅大会、本当に時期を得た対応ではなかろうかと思えます。よろしく願います。

続いて、観光費、鹿島おどり補助金増額300千円であります。これにつきましては、このごろ鹿島で50周年の何じゃいあったねということで、佐賀の人から言われて、50周年何やったかにゃということで考えたような次第で申しわけなかったっすけれども、鹿島おどりだったわけですが、この鹿島おどり補助金増額、たった300千円でよかったとやろうかということで、もちろん、この鹿島おどり実行委員会というのが組織されておりますから、昨年まで市内の区長さんたちがいろんな形で対応していただいていたというようなこともありました。その中で、総額がどれくらいなのかということもまずお伺いしたいわけですが、そして、今回の鹿島おどりの日程、過去の8月7日、8日というのが去年は土、日、今回は金、土というような形で開催日が変わりました。それは時代の流れというのもあると思えますので、その辺は容認できることだと思えますけれども、一つは花火ですね、

花火はことしはなかねという事で若い人から言われました。唐津の花火に彼女ば連れていき損のうたけんが、鹿島の花火なっとんというような、若い人はデートに花火ば使うとばいねというような思いで聞いておりましたけれども、やはり花火というのは効果があるんだなということで感じましたけれども、今回は昨年までの浜の港で花火が鹿島川の下流で打ち上げられたというふうなことでありました。私も、そのとき花火を見るよりも花火を見ている人を見て回りたいなということで、鹿島のまちからずっと我が家に向けて歩いて、干拓のほうに行きましたらいっぱい出ておられるんですね、土手のにきに。それで、ピオの屋上が解放されて、もう交流プラザになっとったばんということをお人から聞きまして、ああそうね、私も屋上に1回しか上ったことなかですけれども、本当に景色のいいところですから、ああそりゃよかったね、屋台でも出て、酒でも出とったらなおよかったとこれにやというような思いで私はその話を聞きましてけれども、今後、その花火がどうなるか、それは実行委員会ですよというようなことになってくるんじゃないかならうかと思っておりますけれども、市当局として、その辺元気な有森商工観光課長がおられますので、御期待をして質問をいたします。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えをいたします。

2つ質問があったのではないかと思います。

まず1点目が、鹿島おどりに関する補助金のことだと思います。

通年は388千円補助をしております、今回、50年ということで300千円の追加の補助をしているところでございます。その300千円の内容につきましては、鹿島おどりのときの記念の最初のときの開会式のときに表彰が5チームあったと思います。その賞品なり、それと、そのイベントを行う事業費、それともう1つ、記念誌をつくられるようになっております。今現在作成中、検討中でございますけれども、タイトルとして「鹿島おどり50年のあゆみ」ということで、サブタイトルが「大災害からの復興、そして鹿島のメインイベントへ」ということで記念誌をつくられるようにしております。A4の25ページで、200部を計画されているところでございます。これは、今、鋭意作成をされているところでございます。

花火につきましては、昨年までは浜のほうで開催をされておりましたけれども、実行委員会の中で長年いろいろ課題を持ちながら、いろいろ考えておられまして、どうしようかということで結論が出ずにおりました。それもありまして、今年度は鹿島おどりが50年ということになりましたので、その50年の記念に鹿島市のほうで鹿島おどりの会場付近で上げることはできないかということで検討をされて、鹿島駅の東側400メートルのところ今年度は打ち上げをされたところであります。

私もどのようなところで花火を見られているかということでいろいろ回ってみました。そしたら、駅周辺とか、あるいはスカイタワーホテルの前で踊りを終えて、あるいは踊りを見られた方が大勢並んで見られていたのを覚えております。それと、大方の北鹿島の小学校付近で結構見られていたというように思います。

今後の花火につきましては、今年度は50年の記念の大会ということで鹿島でありましたけれども、来年以降については、まだ未定ということでございますので、今後、実行委員会の中で鋭意話されていかれると思いますので、我々もその中に入って場所の検討等を一緒にやっていきたいと思っております。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松本末治議員。

**○14番（松本末治君）**

ありがとうございました。

花火については、浜地区の祇園のときに上がっていた鹿島の花火、また今回、50周年ということで鹿島おどりのときに上がった。いろいろ事情はあろうと思えますから、その辺はしっかり話し合いをしていただいて、来年度につなげていただければというふうな思いでおります。

それでは、続きまして、この説明資料で、まず最初に14ページ、これは歳入補正概要説明書というところで、ナンバー32、高齢者健康づくり推進等交付金、これが杵藤広域圏ふるさと市町村圏基金交付金として交付されているわけですけれども、高齢者健康づくりに365千円、ゴミ減量化交付金に152千円ということですのでけれども、これは支出のところではどこに出てきとっとかなど、見つけ切らんやったものですからお尋ねをいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

土井保険健康課長。

**○保険健康課長（土井正昭君）**

まず、高齢者の分についてお答えをいたします。

同じ説明資料の15ページの一番下の行、ナンバー8、こちらで歳出で使うようにしております。これは、「元気づくり高齢者」普及啓発事業ということで、先ほども議員がおっしゃられました杵藤広域圏ふるさと市町村圏基金がございまして。これの高齢者健康づくり推進等交付金ということで、これを活用いたしましてパンフレットをつくりたいと思っております。パンフレットの内容につきましては、高齢者向けの啓発パンフレットということで、子育て支援のマップみたいなもの、便利帳みたいなものがございまして。これにあわせたような形で、高齢者用の連絡とか、そういう市内の施設がどのようなものがあるとか、そういったもののパンフレットを作成したいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

松本議員の質問にお答えを申し上げます。

もう1件のほうですけれども、これの資料の16ページの中の15番、不法投棄対策事業に使用いたす予定でございます。この内容は、市町村圏の交付金を利用いたしまして、不法投棄の看板、大きさは縦が80センチ、横が1メートル20のものを5枚、これを製作いたしまして、不法投棄の多いような場所にこれを立てまして不法投棄が少なくなるようなことを進めていくという事業でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

ありがとうございました。私がちょっと勉強不足でありました。

ただ、高齢者健康づくり推進等交付金ということであったものですから、老人クラブに行きますと、市の待遇が悪かっていることを常に言われるんですよね、土井課長も一緒に聞いたと思いますけれども。やはり老人クラブの活動費かなんかゆつとかなというふうな思いがあったものですからお尋ねをいたしました。ありがとうございました。

それでは、続きまして、同じような項目になるわけですけれども、私はひねくれて質問をいたしますから、今までの質問とはちょっと違うと思いますので、説明資料の16ページの12番、保育所運営費ということで何回か出てまいりました。七浦保育園14,000千円、飯田保育園15,900千円というような形で、本当に保育所整備事業ということで、ありがたいことあります。ただ、子供たちが少子化で少なくなっている中でありますので、今後、七浦だけを考えれば、今3保育園ありますけれども、将来的には1保育園でよくなかっちゃうかというような話もちらほらすようなときですから、1つにしてもらっちゃ困るなというようなことで、こういう形で補助金をつけていただいて、保育所の整備ということは本当にいいことだと思いますけれども、子供たちが今のままではやはり、待機児童じゃなし、保育園が待機児童というような形になってきますから、いつも私が思うとですけど、私たちが死ぬまでは高齢者はふえるばかりばいということで思っておりますから、養老保育園というような形で、少なかごたところには年寄りまで保育園に行ってもろうて、どがんかならんとかなと。そうするためには、やはり施設を敷地内にもういっちょつくって、トイレも別にせにゃいかんやろう。そして、何か一緒になって活動ができるんだというような、老人も老いては子に従えという、世の中での教育じゃなかですけどあります。やっぱり年とつぎにゃ子供の言うことも聞かんばとねというようなことにもつながってくるんじゃないかと思うます

し、今は核家族化の中ですから、そういうようなこともちょっと考えたっすけれども、どがんですかね、養老保育園とか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

今のところ、養老保育園とちょっと私もなかなか聞いたことがないということでございます。ただ、高齢者の方と幼児期の子供さんたちと一緒に、同等には扱えないんでしょうけれども、遊ばせるというのは非常にいいことではないのかなと私も思っているところでございます。

私もこれは私的なことですが、おばあちゃん子でございましたので、非常に高齢者の方とはうまくお話ができているなというふうな感じを思っております。そういった情緒の安定、その他いろんなことで必要なことだとは思いますが、なかなかその施設的に、高齢者の方の施設とこれを一緒にできるのかなという部分でちょっと引っかかっているところでございます。そういったことをやっているところもあるそうでございますので、保育とは別でございましてけれども、お預かりという形でももう少し研究をしたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

ありがとうございました。ぜひ、栗林私案でどこかの保育園で対応を近い未来にやっていただきたいというふうな思いがあります。

それでは続きまして17ページ、だいでんイノシシばかりということになってですね。やっぱり近ごろはイノシシさん、なかなか人気者であります。本当にこれについては産業部予算化していただきまして、狩猟者の方も大変喜んでおられるんじゃないかなと思いますので、代表して感謝を申し上げておきたいと思っております。ありがとうございました。ただ、300頭ということですから、5千円もらうぎにゃ600頭とれた、そいぎ予算はまた補正予算で追加できるのかをお尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

300頭の根拠につきましては、先ほど申し上げましたけれども、過去3年間の4月から10月の捕獲頭数を月割りで計算いたしまして出しておりますので、300頭程度を予定しているところでございます。

以上です。（発言する者あり）

失礼いたしました。また、そのとれぐあいによって、また考えさせていただきたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

ありがとうございました。よろしくお願いします。

というのは、私も30代で鉄砲の免許も取りました。それで、50代でわなの免許も取りました。しかし、先ほど誰かさんの質問で免許取得の一部の補助をしますよ、たったそんならじゃ誰も免許を取らんとですよ。免許取ってから金の要つとですよ。そいけん、私は鉄砲も警察にやりました。わなは後更新せんやったけんが、もう持たんとですよけれども、暇もなかし、暇はなかばってんが、更新すつためには金の要つとですよ。そういうことですから、ぜひ、そういう点もお含みいただいて何とか——遊んでイノシシをとってもらっている方ばかりじゃなかですよ。生業をやりながら、仕事を休んで1日10千円の日当をもらいよって半日休むぎ5千円、そして、わなを見て回ったらゼロ円ですね。そういうことです。

私もこのごろ、ことしですかね、箱わなを免許取った人に借りてきて設置しました。見に行ったら死んでおりました。というのは、夏の猛暑のときは1日でも水をやらんやったら死ぬということなんですよ。普通やったら、二、三日ぐらいしかもてんということですね。そいけん、私がどれくらい見らんやったらかはっきり覚えとらんとですよけれども、四、五日ぐらい見とらんとでしょうね。そしたら、それをとれたけんていうて、鼻を切って、尻尾を切って持ってくうでしたっちゃ、鼻がからからなとっけんがこれは古かということではねられるということだったんですよ。そういうふうに厳しいんですから、本当に箱わなを5つかけとったら車使うて日当をもらわじ回らんばなんというふうなことですよ。そういうことですから、後継者もなかなかできないというような状況ですから、水頭議員も言われておりましたけれども、また一般質問で時間があつたら、その辺お伺いをいたしておきたいと思えますけれども、本当に今回の場合、やっぱり11月から3月というのが、年明けてからがイノシシはおいしかとですよ。イノシシを肉として何とかできるようにするためには、年明けにとらにゃいかんということもありますので、よろしくお願いしますと思います。

それでは続きまして、次のページ、18ページ、先ほど定住促進住宅の水道メーターの話が出ておりましたけれども、竹下議員が雇用促進の看板ば外せ、私も前からそぎゃん思うとつたですけど、看板外すとあわせて、私は目の前にある市章、ピンクの鹿島市の旗は物すごく私は気に入つとつとですよけれども、あそこの3棟にこの市章をぜひ入れてもらいたいと思っております。特に300万人からの祐徳院さん参りの方がありますから、おお何のマークはって、鹿島のマークくさんというぐらい、ぜひ——誰と約束すつぎよかですかね、森田

課長、約束していただけますか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

定住促進住宅に鹿島市の市章をとということでございますが、これは私ども担当課でも一応検討を現在しているところでございます。

多分、市章を入れるとなるとかなりの架設費が非常にかかるんじゃないかということで、今のところ検討しておりますが、とりあえず見積もり等も徴集をしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

予想どおりの答弁、ありがとうございます。本当に、どがんであそけ飛び上がってかけは得んわけですから、それが大変かな、予算がかかるかなというような思いでおりましたけれども、ぜひ、とび職の方にでもお願いして、対応をしていただければと思います。

続きまして、18ページの31番、教育振興費ということになっておりますけれども、私はまたこの教育振興費じゃなくて教育長があっさりとすばらしいプラスバンドがなされていたというような答弁をされておりましたから、また肩すかし食らうて、今度は左肩ば悪うすっぎんいかんですから、小学生の部で社会教育費っていうところになろうかと思っておりますけれども、先日、剣道は大麻旗<sup>おおあさ</sup>というのがあるんですね、私は大麻<sup>たいま</sup>、大麻<sup>たいま</sup>っていち言うんですけども、大麻<sup>たいま</sup>は悪かですよ。柔道は金鷲旗<sup>たいま</sup>っていうのが本当に目標で今、高校生、中学生頑張っておられるわけですが、鹿島の臥龍徳心館という剣道場の生徒たちが優勝しました、初めてのことだと思いますけれども。その少年剣士たちは、7月から9月にかけて全国大会に違う県の県大会で優勝はできんやっばってん準優勝したけんがとか、蔵前国技館に、東京に行ってきた。また、今度は北海道に行く、次は大阪に行くというような、本当に父兄は大変だろうと思います。ちょっと言い方は悪かですから、誤解されると困りますけれども、吹奏楽部のコンクールには40名の予算をつけますよというようなことがありましたけれども、こういうふうな少年剣士たち、スポーツ少年団に対するそういうふうな処置は多分なかろうと思いますけれども、どういうふうになっておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えをいたします。

先ほどの剣道の臥龍徳心館、先月の30日に市長のほうに報告ということで、選手、監督さん、10名程度報告にいらっしやいました。このスポーツ関係の補助につきましては、鹿島市スポーツ振興基金補助金交付要綱というのがございまして、その規定に基づいて今交付をしております。ただ、せんべつ程度と言ったらあれですけど、金額的には全国大会に出場される場合には1人5千円、九州大会等でございましたら1人3千円ということで今補助をしております。

先ほど言われました7月の全国大会、それと今度の北海道、それにつきましても申請はあっておりますので、交付をするような形をとっておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

少し補足したいと思います。

この場で、文化活動とかスポーツで子供たちが一生懸命頑張っていると、ところが、成績の割にといいですか、かなりいい成績を出しているのに、なかなかそれを支援する原資が足りないじゃないかとお話がありまして、特に最近頑張ってもらっているんで、これは実は12月の議会で御報告あるいは議決をお願いすることになるかとは思いますが、昨日、市内のある篤志家の方から、鹿島の子供たちは最近頑張っていると、しかし、なかなかそれを支援する原資が足りないということで、10,000千円の寄附ということの申し出がございました。調整はいたしますが、それを大事な金でございまして、すぐぱっと使うてしもうちゃいけません、有効に使わせていただくということで、これから具体的な相談をするということになると思いますけれども、そういう申し出がございまして、ありがたくお受けするということで、これから具体的な御相談をするということになりまして、いささかの先ほどからお話がありましたいろんな音楽面とかスポーツ面で支えになればと思っておりますので、御報告させていただきます。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

本当にありがとうございます。10,000千円の寄附をいただくって、本当に涙のずっごうれしかです。ありがとうございます。

関連で議長が却下されたら却下してもらって結構ですけども、この臥龍徳心館というのは、七浦の少年剣道、浜の少年剣道は少子化になって剣士が少なくなったということで一緒になって浜の臥龍体育館と七浦の小学校体育館で交互に練習をしていただいております。今後、そういうふうな形というのがふえてくるんじゃないだろうか。幸い、父兄さんたちが統合中学校ですから、東部中学校の中の浜小学校、七浦小学校というのが大体親御さんは地元の

人が片方はいらっしゃるわけですから、うまいところ行っているんじゃないかならうかと思えますけれども、今、野球とかサッカーとかあります。この浜と七浦の今の現状を見ても、やはりもう野球も七浦だけで、浜だけででけんとじゃなからうかにゃ、サッカーにしても一緒じゃなからうかにゃ。そいぎ、サッカーも野球もすっけん、どっちじゃい急にせろということもなかなかできない。そしたら、剣道のように浜と七浦と一緒に、古枝はなしかたらんとな、そいぎ古枝もかたってとか、そういうことにもなっていくんじゃないかならうかと思えますけれども、今後、そういうふうなスポーツ少年団は社会教育やけん学校教育じゃなかもんっていうことやったら、担当の課長が答弁いただければよかわけですけれども、この点、やっぱり将来的にどういうふうにお考えなのか、どちらからでも答弁願いたいと思えますけれども。

**○議長（松尾勝利君）**

江島教育長。

**○教育長（江島秀隆君）**

社会体育、学校体育、今の場合は社会体育のほうにならうかと思えますけれども、学校体育でも中学校の場合、その学校だけで選手が足りない場合には合同でチームをつくったりしております。ですから、社会体育においても同じように考えればいかというふうに思っております。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松本末治議員。

**○14番（松本末治君）**

ありがとうございます。

吹奏楽部と比較しちやいかんとですけど、吹奏楽部は道具ばみんな用意してもらうとる。剣道というのは柔道家がこけおらすけん柔道ていうぎあれですけども、柔道は上下胴着いっちょで大したことはなかです。ん。（発言する者あり）高かつですか。しかし、剣道というのは、胴だけでも何万円ですっし、上下、面まで十何万円とか、かなりするわけですから、本当にどうなのかな、何か学校としてそういうふうな予算があつとかな、多分なかですよね。そいけん、なかけん、もう答弁は要らんですけれども、ぜひその辺もさっき市長から答弁がありました。10,000千円の寄附ば回してくださいとは言いませんけれども、やはりそういうふうなことまで気を使ってやっていかにかいのかのじゃなからうかなというような思いで、やっぱりちょっと親が、いんにゃ、そがけん剣道すっぎにゃ100千円以上もかかつとこれ、柔道していっちょけつていうようなことにはならんごと、やはり対応をしていかにかいのかとやなからうかなというような思いで考えておりました。

もう1つ、最後に柔道のことでも触れましたから、ついでじゃなかつですけど、33番、19ページですね。体育施設管理費で武道館駐車場大木伐採委託料254千円というのがあるわけです。これは、私は柔道はしませんからわからんとですけども、三道会、柔道は2階で

しよっと。（「2階」と呼ぶ者あり）2階ね。柔道の御父兄から聞いたっですけれど、今、夏の本当に真夏のぬっかとき、夜であっても熱帯夜、そのときに実際子供たちが柔道をしている子供たちも大変だろう、本当に熱中症にならんとやろうか、扇風機1台ぐらい買ってもらえんとやろうか、勝屋議員に言うぎ買ってくるっかわからんとんと私思いましたけれども、そういうことしたらまたやらるっけんね、そういうことはしちやいかんですけれども、この254千円の中から大型扇風機は今4,980円しかせんばいというようなことも聞きましたけれども、そういうふうなちょっとなかなかこいば使わんちゃよかつですけれどですね。生涯学習課長の所掌になつとですかね、扇風機の1台か2台かどがんやろうかということでお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

33番ということで伐採の委託料の補正とは関係なく、武道館の2階の扇風機ということでございますので、その辺はちょっと検討をさせていただきたいと思っておりますけど、今ここでちょっと回答は。

○議長（松尾勝利君）

14番松本末治議員。

○14番（松本末治君）

ありがとうございます。

扇風機は冬は回さじよかけん、来年の夏に間に合うような体制をつくっていただくことを御祈念申し上げまして、終わりたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

12番議員の中西です。2点御質問を申し上げたいと思います。

先ほど松尾議員からの質問の中で、オレンジロードのところにつくる施設の問題で質問がありました。どうしても私も委員会協議を通じてわからなかったことがあります。施設はきちっとしたものをつくる、運営は臨時の職員の方を雇用する、運営をしていく。予算はどこから出ていくのかなというようなことと、そして、まず、その施設そのものが研究施設なのか何なのか、非常に施設の捉え方、恐らく多面的ないろんな機能を持たせるんじゃないかなと思います、観光もと言っていますのでね。その中で、じゃあ誰が責任持って管理をしていくんだということになろうかと思えます。それを利用してつくった、例えば、極端な話、特許になるような、そういう商品の開発ができた場合の処置の問題、先ほど大豆の問題含め

て、2つのペーストの話がありましたが、1つは大豆の契約栽培をして、それをつくってもらって、誰が買って、そして、加工して販売をしてというルートがある。どこで鹿島市がどういうふうにタッチをしていくのか、どこでどういうふうなことをしていくのかというようなことが私にはよく見えてこない。例えば、大豆をつくって何か人によると、大豆は鹿島で買っているんですよという、そしたら、その買った資金とか、あと販売の利益とか、そういうのはどういうふうに行っているんだろうかなという、逆にいわゆる行政が商売をするという大きな考え方について、やはりしっかりしたものを持たなきゃいかんのかなと思うんですね。

例えば、国立大学も法人化されましたから、今までよりは先生たちも一生懸命になっています。自分の研究費を稼ぐためにね、いろんなところと連携をしてやっていく。そういう世の中になっています。行政も恐らくそのような形で行くのかなと思うけれども、やはり本来の行政の役割はどこにあるのかと、どの程度でやっていくのかということがあろうと思うんですね。

今回、そういう意味で一つの試金石なのかもしれんけれども、行政の役割と行政以外、多分連携してというふうなことになるんだろうけれども、その捉え方といいますか、それをまずお聞きをしておきたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

中川産業部長。

**○産業部長（中川 宏君）**

お答えしたいと思います。

まず、今、仮称の活性化施設につきましては当然、国の補助事業を受けながらつくって、県がつくっていただいて、それをうちに譲与いただくという形の施設でございます。ここは当然、公の施設、鹿島市の施設ということで、今年度中に設置条例のお願いをすることになります。ですから、この施設そのものは当然、うちの市が管理するものになります。その中の運営につきましても、今後、当面直営で運営をしていくと考えておまして、その状況を見ながら法人化をして、そこに管理委託というような形になってくればということで、今のところ考えております。

例えば、そこでつくったものの販売の利益はどうなるのかということの捉え方と考えていいと思いますけれども、販売して利益になったものは市のほうに入ってくる形になってきます。その取り扱いが当然、我々も独立した形の決算、その形の姿を見せなければいけないと独立した形で、例えば1つの商品、その活性化施設で売れたものはこんなものですよという形で、全てを決算の中であらわしていく必要はあると思っております。

答えになったのか、捉え方とおっしゃいましたので、ちょっと答えになったのかどうかよくわかりませんが、今、私たちが考えていることは以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

今のは実務をやる人のお話を聞いたとっております。今回、そのように施設をいただいて運用をしていく。責任者を市が出して、あと募集をしていく、運営は鹿島市がしていきますよと、その後条例化、つくりますということなんですよ。だから私が言っているのは、役所がどういうふうに変わっていくんですかと、金もうけをするために変わっていくんですかということを行っているわけですよ。だからそうじゃないんだと、歯どめがあってきちっと先ほども部長が言ったけれども、特別会計なりのそれをしていくんだと、別物なんだということを、そこを押さえてほしいというふうに行っているわけですね。そこを押さえてもらわないと、実務の論議をしたってしようがないというふうに思うわけね。だから、その考え方、これ誰がいいんだろうか、副市長ぐらいに答えてもらったらいいのかな、部長答えますか、お願いします。

○議長（松尾勝利君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

この活性化施設でできたもの、これはやはり研究であります、それと実験であります。それが実際売れる、お金になるものであれば、加工品、例えばあるとするならば、これを基本的に、この商品をつくっていただくところをまず公募をかける。我々、この活性化施設が金をもうける必要は全くないと思っております。地域の地場産業の方も含めますし、その方たちがそれに取り組みたいと思われるならば、選定委員会なりをつくって、そちらにお任せするような形になると思いますし、6次産業というものをひとつ目指すものがございます。ですから、当然、その6次産業となりますと、農業者等が主体になって生産、加工、販売という形をとられますので、その研究、そこのその研究をそこでされるわけでありまして、それが市に歳入として入ってくるということはありません。そのグループの方、自分たちで取り組まれた方たちの収入となっていくものであると思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

だから、実務的にはそのようにやっていただくということですよ。だから、今回のそういう施設は直営という言葉も使われましたので、だからちょっといかなものかなという感じがするわけです。要するに、行政の仕事がどこまでの範囲なのかということなんですよ。出資はするけど、どうするかということもありますからね。だから、それを今回を機会にし

て、一つの方針なりを鹿島市はここまでですよ、後は民間にお願いしますよ、あるいは、鹿島市と民間がタイアップしてやりますよ。いろんなパターンがあると思うので、これからやはり市もある程度、少し金もうけどんするぐらいの気持ちじゃないと、行政は今後もやっていけないんじゃないかなと思います。

ただ、僕はそれで利益を出すために、福祉を外せ、何を外せとは私は言いませんよ。そういう問題じゃなくて、いわゆる今回みたいな施設の利用の中には、やはりそういう感覚も必要なかなと。現に何とかというマヨネーズについては、大体そのような方向もあるわけなので、今後、それは庁議の中で議論をしていただきたいと思います。

もう1点なんですが、今回、企画のほうで600千円ぐらいの予算で日本と韓国の問題で交流を深めていくという費用があります、650千円ぐらいかな、あります。何で今ごろそういうものがまた新たに出てくるのかなという疑問を持っておりますが、これは、鹿島市の今までの日本と韓国の特に高興郡との交流の中、自治体同士あるいは民間同士の交流その他が今まで実績としてあったらと思っております。

そういう中で、委員協議会でも説明を受けたんですが、なかなか600千円をつけた、そして今回は観光の面でと言われています。もう少し僕は、こういう国際交流、民際交流というのが第1段階、第2段階、第3段階は何なのかということの、いわゆる仕事をする上で、あるいは事業を計画する中で、フローチャートをしっかりしていないと私はだめだと思っています。今回の予算のつけ方も何か単品といいますかね、そういうもののような気がします。旅行会社とのタイアップをしてどうのこうのっていうお話でございます。誰がどうするかよくわからないけれども、将来を見越したステップアップをしていくような形の政策であるということをしっかり言ってほしいんです。単なる鹿児島県じゃないけれども、そういうのではまた違う予算だろうと思っていますので、ステップアップしていくための一つのフローチャートをしっかり示してほしいと思うんですね。これは市長も当然、人的な交流とかいうのはしていたというのは知っているわけですね。市長もみずから選挙されたときには、その後の発展を望んでおられたと思うんですよね、人だけじゃなくて物とか、あるいは情報とか、そういうものに発展していく交流状態をつくっていききたいというのが、多分市長の選挙の中にはあったらと思っています。

今回、600千円、そういう意味で新たな形で、観光という形で出ておりますので、これについて御説明をお願いしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

打上企画財政課長。

**○企画財政課長（打上俊雄君）**

お答えをいたします。

まず、鹿島市と全羅南道高興郡との交流は昭和63年にさかのぼります。ということで、非

常に長い歴史があって、今までどういったことをやったかという、イベントに鹿島ガタリンピック、また高興郡のマッドリンピックへの人的な交流、そして文化交流、日本舞踊とか、そういった文化交流、またスポーツ交流でアゲマキの稚貝の輸入とか、高興石の輸入、そういった産業交流、そして、北鹿島小学校と高興郡の小学校との青少年交流、そういったものを試みてまいりました。

新たな交流として、その経済交流を何とかやっていきたいということで、物産の交流とかもいろいろ試みておりますが、やはり検疫とかで非常に時間とお金がかかるということですね。ことし私どもが考えておりますのが、経済交流の一環として、韓国の高興郡のツアーを何とか実現できないかということで、ことしはツアー実現に向けて地元の旅行社、これ鹿島の旅行社に随行してもらって高興郡ツアー、そういったものを模索していただきたいというふうに考えています。

こういったことで、今までどっちかという、形式的な人的な交流が多かったものを市民までなるべく広げて、市民を交えた、そして、経済効果を生む人的交流を模索してまいりたいというふうに考えています。そして、いずれは高興郡からも鹿島のほうへツアーをつくって、郡民の方に訪れていただく、そういったものをぜひ実現してまいりたいというふうに考えております。そういった一歩として、この旅費をお願いするところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

私も若いときから、フォーラム鹿島の活動を通じて、それぞれ行ってきたことがあります。いろんな場面を経験したことがあります。しかし、私たちのほうから今回の交流はやめますよと言ったことはないと思います。ただし、韓国の高興郡からは、国内の事情があって今回は来られませんよというような、ある意味では物すごく厳しいものがあるわけですね。うちから言うことはありません、今まで言うてきたことない。でも、韓国の高興郡からは、役所からはそういうことも言うてきたことがある。裏を返せば、そこには厳しい国際情勢もあるわけですね。そういう認識が私は役所に少し足りないのかなと、不足しているのかなと思いますね。今後、今、観光をメインとしたものを作っていくという人的交流をやっていくというけれども、またそれも先ほどの話じゃないけれども、きっかけは行政がつくれます、後は民間がお互いにそれぞれが観光していく。いろんな観光の仕方ありますから、そうなんですね。そこを厳しいものがあるということ、今まさにそうですよ。日韓関係というのは、今まで以上にもっと厳しくなっていますよ。そういう中で、今回の新たなステージに向けての交流をしようというわけだから、その覚悟があるかどうか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

**○企画財政課長（打上俊雄君）**

私どもも高興郡との長い交流の中で、非常に歯がゆい思いをしたというの也有ります。ただ、行政の交流団は見えなくても民間交流団は見えたと、そういったこともあります。また、釜山外国語大学は日韓関係がいろいろ厳しい時期を、これは欠かさず鹿島においでいただいでいました。そういった厳しい面も私たちも十分経験しておりますし、また人間のつながり、そういったもののきずなというのでも十分意識をして、うれしい場面も経験しています。そういったものを踏まえまして、どんなに国と国の間が厳しくなっても、やはり民間の人、市民の人、郡民の人、そういった人がやっぱり相互に訪れる、そういったルートというか、そういったものはぜひつくっておきたいというふうに思います。

そういった意味で、今までの交流を一步も二歩も進めるという意味で、この観光ツアー、お互いのものがぜひ実現できるように、そういうふうに考えております。

**○議長（松尾勝利君）**

12番中西裕司議員。

**○12番（中西裕司君）**

国際と国際はそれぞれのあり方というのがありますから。ただ、今回の予算のつけ方、これが旅費だとおっしゃいましたね。だから、それは僕は中身がわからないから何とも言えないけど、補助なのか、誰か職員が行って向こうと話をしてくるのか、それがよくわからないから説明してほしいんだけど、ただ、高興郡の皆さんと、あるいはそういう機関との事前の協議というかな、そういうのはしていますか。

**○議長（松尾勝利君）**

打上企画財政課長。

**○企画財政課長（打上俊雄君）**

この件につきましては、1年ぐらい前から、こちらから文書とか、またガタリンピックで訪れられた折に提案をいたしました。その時期は、まだツアーというのが少し時期尚早ではないかという、そういった返事がありました。

ことしになって、鹿島より高興郡を訪れた際、民間同士のこともしやってみようじゃないかということで、そういった反応もございましたので、今年度予定しておりますのは、まず、2回訪韓をしたいというふうに思います。ツアーの実現に向けて、地元の旅行会社に随行してもらって、向こうのツアーの行程表とか、向こうの御担当者の方と交渉をしたいというふうに思っています。そして、2回目も今度は実際にツアー行程を回ってみてルートの開発、そういったものができればというふうに考えております。そういったことを、まずは行政同士で少し考えてみようかなというふうに、そういったことを考えているところであります。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

昔の交流団の方は、鹿島に来て、泊まって、そして、船の関係で福岡に泊まってという感じで大体、それが標準のコースでした。でも今は交流団の方は、僕が知っている限り、鹿島に来て交流をして、そしてどこに行かれたと思いますか。北海道ですよ、北海道に行かれています。それはなぜかという、たまたまそこに北海道で酪農をしている方がいたから、酪農の見学に行かれたんです。だから、今まで私たちが想像しよった交流とはちょっと成果が違ってきている。我々は向こうに行ったときには、せいぜい高興郡の中の、打上課長とお寺へ行ったけど、お寺参りしたけれども、その瓦には、友好ということで私は瓦を奉納してきました。せいぜいその程度ですよ、正式な交流団のする場ですよ。でも、今はやはり違うのかなと思います。私はこれを否定するわけじゃないけれども、ステップアップしていくためのシナリオといいますか、フローチャートをきちっとしてもらわんといかん。これが1回で終わるような、2回で終わるようなものではよくないと思っているわけですね。その点、北鹿島小学校あたりはきちっとした形での交流をされている。もう長いですからね。だから、むしろ1つの目的を持ってしたほうがいいのか、民間は民間に任せたらどうですか。役所が音頭をとってやるのもいいけれども、何かそのように思いますけど、どうですか。民間の方は動きがもっと、僕は十分かつ積極的にやっておられるという感じがしますけど。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

ちょうど2年前、中西議員とマッドリンピック第1回のお供したのを思い出します。確かに、あのときは我々とはにかく相手の方に失礼にならないように、2泊3日いる間は全部高興郡にしようよということで、そういったことでありました。確かに、それぞれ考え方はございますので、高興郡の方が鹿島にいられて、どういうふうなルートにされるか、それに対してはいろいろ私どもの言うことはないというふうに思います。

それで、先ほどフローチャートを示してほしいということをおっしゃいました。確かに、まずそのフローチャートを示す、フローの第一歩としてですね、やっぱり韓国という外国の方が相手で、そして友好血縁も結んでおりますので、まずは行政が音頭を取って、向こうの行政の窓口をしっかりとしたルートをつくって、そして民間の旅行者とかが業として成り立つ、そういったルートを開発できればというふうに思います。

そういった意味も踏まえて、ことしはぜひ旅行会社の方も随行していただきたいというふうに、そういうふうに考えているところであります。まさに、中西議員と私どもの思いは一緒じゃないかなというふうに今感じたところであります。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

思いは一緒だから、何かがあるんじゃないのと、そこにはね。だから、今までを言われましてね。いわゆる何年かにわたってのいろんな交流があってきた。こういう実績はあるということを知っているわけですね。ただ、今度は少し役所の仕事とはちょっと違うところで、場面で出てきているんじゃないのという感じがするわけ。それは旅行という商売も、あるいは旅行という仕事もお互いにあるかもしれん、そういう意味ではわかる。わかるけれども、役所がやることという感じがする。だから、そこに、役所の仕事というのは、何かの大きな題目がなければできないじゃないですか。観光というのがどんなものですかね。新しい産業として鹿島市に根づくと思いますか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

冒頭御紹介しましたように、やっぱりいろいろな交流のやり方は模索してまいりました。定期交流、文化交流、スポーツ交流、産業交流、青少年交流、そういったものもやってまいりました。ここで先ほど申しましたように、一步進めて役所がやるというんじゃなくて、役所が民間と一緒に一つ一つのルートを開きたい。ルートに乗れば、そういった連絡の窓口、交渉の窓口、事業の窓口、そういったものができれば民間は業としてやっていけるのではないかというふうに思います。

一例を挙げれば、産業交流で高興郡の石ですね、あの輸入なんかも、今も継続してやっておられるようですので、そういうところに根づけばいいかなというふうに思っています。ルートは役所と一緒に開いていく、そういった流れ、フローチャートができていくというふうに考えます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

今、観光というけれども、いろんなパターンがあります。産業観光というような考え方があるわけですね。この前行ったときには、向こうの工場を見学させていただきました。有名な名産品ですね、ユズかな、ユズなんかを見てきました。だから、そういう単に、普通言う観光、物を見てくるだけじゃなくてやはり、例えば工場とか、あるいは向こうの産業を見てくるとか、そういうものがないと私は役所が先頭に立ってやるようなことじゃないのかなと思うわけですね。だから、一般の観光と役所がやっぱり音頭としてやるのが、少し性格を変えていく、目的を変えていくというのが必要じゃなからうかなと思っています。

高興石もわかりますよ、赤門の前にあるあれは高興石ですから、石は。それぐらいの交流をされて、輸入をされて、そして仕事をされた方も知っています。また、今は別の技術を、向こうの技術を交流することで、自分の企業のために活用されている方もいらっしゃいます。そういう意味では、具体的にいろんな交流が以前よりかは、より具体的に、より発展的にやってきたということは私も理解をしているわけですね。

そういう意味で今回、600千円というこの小さな予算をきっかけとして、大きく育ててほしいと思うわけですが、どうですか、やる気ありますか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

このプランは、やっぱり企画財政課の中でもかなり長い間温めてきたものであります。そして、大分向こうの研究もしました。先ほど議員申されましたように、一般の旅行ツアーもありますけど、やっぱりいろいろなメニューがあります。グルメとか、山登りとか、マラソン大会、韓国の映画祭とか、またマッドリンピックもありますし、最近宇宙基地もあります。非常に私も2年前に行って、20年ぶりに高興郡に行ったんですけど、非常に変わってびっくりするような変貌ぶりで十分日本人観光客を満足させる部分というのがあるというふうに思います。そういうことで、いろんなメニューも準備できると思いますので、ぜひ、これは気合いを入れて実現ができようというふうに考えています。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

最後にしますが、先ほどの宇宙基地の問題がありました。この前、県の事業の中で宇宙基地に行ってきました。なかなか厳しいチェックがあったというふうに思っております。本当に宇宙基地に入れば、これは一番いいものになるのかなという感じもします。目玉になるのかなという感じがします。そういう意味では、私が行ったときには、宇宙基地をまたこれからつくるんだという現場に行って、そして、宇宙基地ができた後もそこに行って、そして記念写真を撮ることができたと、これは一つの大きな私の思い出でもありますが、いわゆる鹿島が高興郡と交流をし始めてからきた、一番いい姿ではないかなというふうに私は思っています。私個人の問題じゃなくて、鹿島全体のこれからの生き方もあるだろうというふうに思っておりますので、ぜひ、これをきっかけにして、先ほど課長が言ったようないろんなメニューをたくさんつくる中で、商品開発というのはおかしいけれども、観光の開発をお互いにしていきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第46号 平成25年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第46号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩をいたします。午後4時20分から再開いたします。

午後4時8分 休憩

午後4時20分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

### 日程第3 議案第47号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3 議案第47号 平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。土井保険健康課長。

○保険健康課長（土井正昭君）

それでは、議案第47号 平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

議案書は11ページです。お手元に配付の補正予算書により説明をいたしますので、補正予算書の御用意をよろしくお願いいたします。

今回の主な補正の内容は、過年度分の交付金等の精算額の確定及び今年度の各種交付金等の概算支払い額の確定に伴うものです。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額歳入歳出それぞれ61,593千円を追加し、補正後の予算の総額を4,224,781千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、2

ページから4ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりであります。

5ページをお開きください。5ページと次の6ページは、今回の補正予算の事項別の明細となっております。

7ページをごらんください。

それではまず、歳入ですけれども、3款1項1目の療養給付費等負担金は2,596千円を減額しております。これは前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の決定等に伴う減額です。

8ページをお開きください。

4款1項1目、療養給付費交付金は17,487千円を増額しております。これは療養給付費等交付金の医療分と財政調整分の平成25年度概算交付金及び過年度分の療養給付費等交付金の確定に伴う増額でございます。

次に、9ページをごらんください。

5款1項1目、前期高齢者交付金です。これは703千円を減額しております。内容は、医療分及び後期高齢者支援金分について、平成25年度概算交付額及び過年度分の確定により減額をしております。

次に、10ページをお開きください。

9款1項1目、基金繰入金です。これは国民健康保険基金条例に従い、平成24年度の剰余金を積み立てていたものですけれども、今回の補正において財源の不足が生じたので、その財源として全額を繰り入れるものです。

11ページをごらんください。

11款4項6目、雑入ですけれども、これは過年度分の老人保健医療の拠出金の確定に伴い返還をされるものです。

12ページをお開きください。ここからは歳出になります。

2款1項1目、一般被保険者療養給付費は、歳入で説明しました交付金等の今年度概算払い額等の確定に伴う財源の組み替えです。

同じく2目、退職被保険者等療養給付費も、交付金等の今年度概算払い額等の確定に伴う財源の組み替えです。

13ページをごらんください。

3款1項1目の後期高齢者支援金ですが、今年度の概算払い額及び過年度分の確定により、1,840千円を減額しております。

また、2目の後期高齢者関係事務費拠出金が確定しましたので、5千円を増額しております。

次に、14ページをお開きください。

4款1項1目の前期高齢者納付金も今年度の概算払い額及び過年度分が確定しましたので、

164千円を減額しております。

また、2目の前期高齢者関係事務費拠出金が確定しましたので、6千円を増額しております。

15ページをごらんください。

5款1項2目の老人保健事務費拠出金が確定しましたので、4千円を減額しております。

次に、16ページをお開きください。

6款1項1目の介護納付金ですが、今年度の概算払い額及び過年度分が確定をいたしましたので、858千円を減額しております。

17ページをごらんください。

8款1項1目の特定健診等事業費ですが、磁気特定健診等システム用のGEAライセンス使用料67千円を増額しております。これは今年度導入予定の国保の新システム用パソコンのソフトウェアに必要となるGEAライセンス、これの使用料を計上するものです。

18ページをお開きください。

11款1項3目の償還金です。これは過年度の療養給付費負担金の精算により返還金が生じたので、61,207千円を増額いたしております。

19ページをごらんください。

12款1項1目の予備費ですが、今回の補正の財源の調整をとるために3,174千円を増額するものです。

以上、説明をいたしましたとおり、今回は過年度交付金等の確定による精算及び今年度概算払い額の確定などに伴う補正が主なものとなっております。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾勝利君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾勝利君）**

討論を終わります。

採決します。議案第47号 平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（松尾勝利君）**

着席ください。起立全員であります。よって、議案第47号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第48号

##### ○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．議案第48号 平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。土井保険健康課長。

##### ○保険健康課長（土井正昭君）

続きまして、議案第48号 平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

議案書は12ページです。お手元に配付の補正予算書により説明をいたしますので、補正予算書の御用意をよろしく願います。

今回の補正は平成24年度の決算の確定に伴うものです。

1ページをお開きください。

今回の補正は、補正予算の総額に歳入歳出それぞれ1,093千円を追加し、補正後の予算の総額を374,779千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりです。

4ページをお開きください。4ページと次の5ページは今回の補正予算の事項別の明細です。

今回の補正は、繰越金を増額いたしまして、その増額分を後期高齢者医療広域連合納付金として支払うというものです。

6ページをごらんください。6ページは歳入です。

4款1項1目の繰越金の増額です。内容といたしましては、平成24年度の決算に伴いまして、繰越金1,093千円の増額をするものです。これは保険料のうち、平成25年4月から5月にかけて納付いただいた分となります。

7ページをお開きください。7ページは歳出です。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金ですが、歳入と同額の1,093千円を増額いたしております。これは先ほど申しました25年の4月から5月、出納整理期間中にお支払いいただいた保険料1,093千円を広域連合へ支出をするもので、後期高齢者医療保険料と納付金の増額をするものです。

以上で議案第48号の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

##### ○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第48号 平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第48号は提案のとおり可決されました。

（「議長、発言をお願いいたします」と呼ぶ者あり）

何の発言ですか。（「あの後、議案については長時間時間延長が予定をされます。少し休憩の時間をいただければと思いますが、どうでしょうか」と呼ぶ者あり）まだ5時前です。

5時以降については延会を皆さん方をお願いするようになると思いますが、現在のところ、5時前ですので、議案を続けたいと思います。

日程第5 議案第58号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5. 議案第58号 財産の取得についてであります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

それでは、議案第58号 財産の取得について御説明申し上げます。

議案書は16ページ、17ページです。議案説明資料は35ページから44ページになります。

提案理由でございますが、市民交流プラザ——仮称であります——を整備するため、鹿島ショッピングセンター協同組合が所有します建物の一部を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の16ページをお願いします。

敷地権つきの建物の一部取得に関する案件でございます。

所在地が鹿島市大字高津原字柳箆4326番地1及び4355番地2になります。

取得する建物の構造、専有部分の面積は、鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建、取得する専有部分の面積は4,183.25平方メートルでございます。

土地につきましては、所在が鹿島市大字高津原字柳箆4326番1及び4355番2、地目は宅地、地積は3,500.06平方メートル、敷地権割合は1,018,375分の418,325でございます。

取得金額でございますが、146,419,127円でございます。この金額には消費税及び地方消費税5,052,851円が含まれております。

次に、契約の相手方でございますが、鹿島市大字高津原4326番地1、鹿島ショッピングセンター協同組合代表理事富田久好でございます。

議案説明資料の35ページをお願いします。

1. 財産の表示でございますが、取得する建物は地下48平方メートル、1階48平方メートル、2階48平方メートル、3階2,257.75平方メートル、4階1,781.50平方メートル、合計4,183.25平方メートルでございます。市の専有部分も含めた建物全体の専有面積は1万138.75平方メートルでございます。

備考欄には36ページ、37ページに示しておりますそれぞれの物件名を記載しております。

次に、(2)土地、敷地利用権の存する土地でございますが、鹿島市大字高津原字柳籠4326番1、2,834.11平方メートル、同じく4355番2、665.95平方メートル、合計3,500.06平方メートルでありまして、敷地権割合はそれぞれ1,018,375分の418,325となります。分母は建物全体の専有面積、分子は鹿島市が取得する専有面積を100倍して整数化したものとなります。

次に、2. 取得金額の内訳でございますが、表に示しておりますとおり、各階ごとの面積にそれぞれの単価を掛けて算出したしておりますが、この単価には土地、建物を含んだものがございます。計欄の141,366,276円につきましては、うち建物分が101,057,017円、うち土地分40,309,259円でございます。このうち建物につきましては消費税及び地方消費税がかかりますので、消費税等5,052,851円を加えた合計146,419,127円が取得金額となります。

36ページをお願いします。

今回取得いたします財産の詳細を掲載しております。今回取得いたします建物は、3階、4階の共用部分を除いた部分と地下1階、1階、2階の一部を取得することになりますが、その明細となります。

従前の建物はショッピングセンター協同組合分と旧商店街開発株式会社分の2つの縦長の建物として登記されておりましたので、3階、4階を取得するときは、協同組合分と旧開発株式会社分とそれぞれ3階、4階を1つの物件として取り扱い、2つの物件となってしまいます。それが物件1と物件2の表示となります。

37ページの物件3から物件5までにつきましては、地下1階から2階までのエレベーター部分の取得というふうになります。

38ページをお願いします。地下1階の現況平面図でございます。このうち斜線で表示しているところが今回の取得部分でございます。

同じく39ページは1階の現況平面図でありまして、斜線部分が今回の取得部分でございます。

40ページをお願いします。同じく2階の現況平面図でございますが、斜線部分が今回の取

得予定のところでございます。

41ページをお願いします。41ページは3階現況平面図でございます、いわゆる斜線ですとところが今回の取得部分でございます。階段、荷物用エレベーター、エスカレーター等につきましては共用部分でありますので、その部分を除き取得するものでございます。

42ページをお願いします。4階の現況平面図でございますが、これも3階と同じく斜線部分が今回の取得部分でございます。階段、荷物用エレベーター、エスカレーター、電気室等の共用部分を除いた部分が今回の取得となります。

43ページは位置図、44ページには地方自治法の抜粋、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の抜粋を掲載しております。

今後のスケジュールでございますが、当議案を本議会で承認いただきますと、仮契約から本契約ということになります。その後、施設整備工事につきましても、今後、議会の議決を経て実施していくこととなります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

それでは、ただいまから質疑に入りますが、先ほど話があったように、時間も大分経過しております。質問、答弁は要所を踏まえて簡潔にお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。8番徳村博紀議員。

**○8番（徳村博紀君）**

こんにちは。8番議員の徳村でございます。今回、このピオのことにしましては、鹿島市全体を二分するような大きな案件になってきております。これまでされてきた手続、あるいは市民に周知するという部分がなされていなかった部分が、このような展開になってきたんじゃないかなというふうに私は思っておりますけれども、中にはかなり厳しい質問もしますけれども、よろしくお願いいたします。

まず、先日、竣工図を見れば、アスベストが使用されているとの不動産鑑定士の報告があり、どの部分にアスベストが使用されているか確認するために、竣工図の提出をお願いいたしました。そのときは先方に聞いてから出すということで言われておりましたが、今回、ピオが竣工図を持っていないと言われたと、昨日の御答弁で執行部のほうからありました。そして、私たちの手元に渡された資料は、内部仕上げ表なるものでした。

そこで、幾つか質問をいたしますが、まず、この不動産鑑定書がここにありますが、（不動産鑑定書を示す）この中に竣工図というのが出てきます。この竣工図と内部仕上げ表を不動産鑑定士が間違っていたということで認識してよろしいですか。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

お答えします。

鑑定士は協同組合から提示された資料に基づき鑑定を行っております。その中で取得された図面がいわゆる内部仕上げ表という図面でありまして、それを竣工図という言葉で表現されているものであります。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

8番徳村博紀議員。

**○8番（徳村博紀君）**

普通に考えれば、これが竣工図なのか、内部仕上げ表なのかということは、不動産を扱っていらっしゃるエキスパートがこれを間違えるということはまずないんですよ。鑑定する場合に、内面の内装部分だけで建物全体の鑑定ができるかということなんです。骨組みとか、はりとか、こういった構造物が全部かかわってくるんですよ。そういったものがなくて、建物の金額がわかるんですか。もう一回お答えください。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

協同組合から提出された資料に基づき鑑定をされていますので、それを竣工図というふうに表現されていると思っております。

**○議長（松尾勝利君）**

8番徳村博紀議員。

**○8番（徳村博紀君）**

それを竣工図と思っています。私は先日から言っておりますけれども、それが思っていますとか、だろとかというのは、答えにならないということを言っているんです。そうです、もう確定してもらいたいですよ。それは答えじゃないんです。ですから、そういうふうな感じで内部仕上げ表を不動産鑑定士がそれを竣工図ということでされたということでございますから、この点については専門家の方にまた聞くよりほかないと思いますけれども、内部仕上げ表を竣工図と間違えるかどうかというのは、これは確認しなければいけないと思いますから。ただ、きょう1日で審議ですからね、これを確認する間もなく、きょう審議しなきゃならないんですよ。本来ならば、これは25日まで延ばして、竣工図にしろ、仕上げ表にしろ、全て専門家の手任せて判断を仰ぐべきなんですよ。それを今、ここで、私もそうですけれども、みんな素人ですよ。鑑定士の資格も持っていないわけですから、この金額が正しいのかわかりません。竣工図、見たことないんですよ、みんな。でも、私は設計士のところに見に行きましたけれども、5センチも6センチもあるような分厚いやつなんですよ。竣工図がなければ、設計図書というのもあると思いますけどね。それはもう後から質問します

けれども。

そしたら、竣工図は、鑑定士もピオも、当時設計に携わった方もお持ちでないということで間違いないですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

ピオに確認してもらっております。また、市の職員も出向いて行って探してもらっております。当時の設計会社と建設会社、問い合わせをいただきまして、建設会社保管分がないかとか、設計会社保管分がないかとか、連絡をとってもらっておりますが、その時点でないという返事をいただいております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀委員。

○8番（徳村博紀君）

おかしな話ですね。どこにもない。設計士の方は、この竣工図というのは自分が手がけた大事な建物、ですから、宝物のようにとっていらっしゃるところが多いんです。その中でこの竣工図がないというのは、私はもう疑いよりほかがないですよ。これがもうどこにもないということで、じゃあ私は認識しますけれども、よろしいですね、それで。存在しないということですからね。

○議長（松尾勝利君）

申し上げます。本日の会議時間は議事の都合上、あらかじめこれを延長します。

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

先ほども答弁いたしましたとおり、建築会社、設計会社に確認して、ないという返事をいただいております。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

ないものはないでしょうけれども、私はそれは信用できません。ですから、これも調査をしたいと思います。

あと、竣工図がないということであれば、建築確認のための内部仕上げ表以外の設計図書はあると思います。これはどうですか。申請するときに設計図書というのはあると思うんで

すけれども、最終的にこういったものがあると。大体設計図書ありますよね。いろんな業務委託も、建設委託もそうですけれども、こういう業務委託設計書、こういったものがあるんですよ。そこに設計図書をつけないといけないですよね。そういったものはお持ちですか。ないと言うのであれば、設計図書そのものの提出をお願いしたいんですけど。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

私たちが確認しておりますのは、建築確認申請書の書類一式は確認しております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

一式ということであれば、内部仕上げ表以外もあるということですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

それ以外の部分もあります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

では、その提出をお願いしたいんですけども、よろしいですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

確認ですが、今ということでしょうか。（「今、用意していただければ。進行しながら用意してもらえばいいじゃないですか」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午後4時56分 休憩

午後4時57分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

答弁を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

ピオから借りてきている建築確認申請書ございますので、一応原本を今ここにお持ちします。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

最初からあるのであれば、なぜそれを出さないんですか。とりあえず、きのう全員協議会でも竹下議員言われたように、こんな厚いやつがあるんですね、もともと。その中からのこの部分を抜粋して持ってきましたという方法をとれば、疑いがないんですよ。ただ、こういう場で質問をされて、はい、ありました。後手後手に回っていたら、それは何か自分たちに調子の悪いものは後から出しているというふうにはしか見えないんですよ。ですから、追及されるまでは出さないけれども、追及されてから出すということであれば、それは我々の議会にとってもまともな審議ができないんですよ。そういったコントロールされた情報の中で、議会が賛成、反対をやるんですよ。そういうふうな議会があつていいんですかね。情報をコントロールして、こういうふうなことをやったらおかしいですよ。議会を左右する内容なんですよ。右か、左か分かれるときに、大事な情報がない。後から言ったら出てくる。こういうふうな状況じゃ、まともな審議ができないんですよ。

ですから、こういったことを考えますと、まだまだ質問すれば、いろんなものが出てきそうですけれども、次に行きます。

今、アスベスト、ピオ全体のアスベストの検査をしているということでございましたけれども、これはどういう計画に基づいて検査はされているんですか。例えば、建物の、それさっき言われた一式の仕上げ表みたいなのがあると言われましたけれども、こういったものに関して検査をしているということですか。それとも、全体を丸々検査会社をお願いをしているのか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

基本的には先ほど申し上げた内部仕上げ表に基づき、市の職員が現地に出向き、確認しながら行っているところでございます。その中で疑わしきところの検体を取って検査に回しているという状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

疑わしいところの検査をしていると。きのうの全員協議会の中でも、それは説明がありましたけれども、建物全体をきちんと見てもらわないといけないんじゃないですか。疑わしいところだけ、じゃ、例えば、疑って物を考えますと、壁の後ろにある部分は壁を外して中を調べたり、そういったことはされているんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

壁材等につきましても、実際そこを切り取って検査をいたしております。（「壁材じゃなくて、壁の裏を切り取って、建物のはりとか構造物に対してやっているかということですよ」と呼ぶ者あり）いわゆる点検口からのぞいて、吹きつけがあるかないかを確認しております。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

それは、このアスベストの免許を持った方ですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

その方は佐賀県検査学術協会、ちょっと正式名わかりませんが、アスベストの専門家に見てもらっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

先ほど最初の答弁では、市の職員が出向いて見たということでおっしゃいましたからね。だから、私は専門家がいらっしゃるんですかと聞いているんですよ。ですから、最初から専門家が壁の後ろまで見ていらっしゃるということですね。よろしいですか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

私のほうからお答えをいたします。

昨日の全員協議会でも御説明いたしましたけど、竣工図については確認することはできませんでした。建築の竣工図については、余りつくっておられない事例が多いということを知ります。機械とか、電気、給排水設備につきましても、長年、建物をつくる関係で竣工図ですね、それは作成するけど、建築についてはつくらない事例が多いと。そして、民間の建物

については義務づけられていないというようなことでお聞きをいたしております。

そのことを受けまして、先ほど企画財政課参事が答弁をいたしましたように、その当時の建設会社、そして、設計事務所にも確認をいたしましたけど、見つけることができませんでした。

それで、ただいまの御質問ですけど、竣工図はありませんでしたけど、確認申請時の仕上げ材が、その部材等が図面がありましたので、その図面をもとに鹿島市の技師が現地に出向いて、そして、怪しいと思われる部材、そのところを切り取って、そして、それを県の化学検査協会に提出をしているということで、その確認申請の図面から疑わしいと思われる部材を検査協会に提出をしているという状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

そしたら、その検査技師の方はピオの中に入られているんですか。入られていない答弁ですよね。入られているんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

では、お答えします。

実際、検体を取られている方は検査技術協会の職員さん、先ほど申しましたアスベストの専門家であります、その方に一応取る前に点検口ですか、そこら辺からはりとかなんとかは見てもらっておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

これだけアスベストに関して厳しく質問するのは、たとえレベル1であろうが、3であろうが、アスベストはアスベストなんです。飛散性があるとかないとか、新築すればそういうこともなくなるんですよ。ただ、あの30年もたった建物を使おうとするから、こういうアスベストとか、いろんなものが出てくるんですよ。今後、鉄筋コンクリートでつくってあるのであれば、雨漏りの心配も出てくるでしょう。そういったときに、3階、4階に我々鹿島市が入るとすれば、そのとき上から漏ってきているか、下から漏ってきているか、これはわからないんですよ。鉄筋コンクリートの場合。ですから、そういった負担もこれから出てくるんです。この負担というのは全部皆さん市民からの税金なんです。市が入るんじゃないんです。市民の皆さんの税金を使って入るんです。市が入るんじゃないですよ。市民の皆さんの税金ですよ。これ大事に使わんといかんお金をぽんぽんぽんぽんこのような形で短期間

の中でこれを決めていく、これに私は腹立たしく思っているんですよ。もっと慎重にしなければいけないんですよ。これからだって、そうですよ。例えば、アスベストが入っている。そうになると、若いお母さん、どう考えるんです。入りたいと思いますかね。それとも、入りたくない。そういったアンケートも必要なんですよ、本当は。少なくとも私たちが入る分には、私は別に入っても構わないですけども、小さな子供たちがアスベストを吸うとどうなるかということ御存じですか。発症が早いと言われてます。しかも、小学生が吸うと、もう私の年代では肺気腫になるんですよ。私は今の年齢ではまだ死にたくないですよ。子供小さいですから。ですから、それだけ危険性のあるものなんですよ。ですから、もうちょっと慎重に考えていただきたいというふうに思います。

次に行きます。

きょう、この審議で最終的には判断をしなければなりませんけれども、検査の診断というのはきょうまでには間に合いませんよね。ですから、この検査結果が出てから私は審議をすべきだろうというふうに思っておりますけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

アスベストの検査の結果でございますが、正式な報告書につきましてはもう少しかかるということでございますが、電話で確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

市役所の内部はおかしいですよ。こういった内容のものが電話で大丈夫なんですか。電話で。おかしい。先ほど電話でお伺いしたということでございますから、それで課長は納得していらっしゃるんでしょうけれども、電話で聞いて審議進めていく、こういうことですね。本来は、これは市長がお答えする内容じゃないかなと思いますけれども、市長、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名でございますし、大変大事な問題ですからね、お答えしたいと思います。

少し長くなるかもしれませんが、アスベスト、今お話になっています。（「いや、もう短めでいいです。私の質問時間がなくなりますから」と呼ぶ者あり）わかりました。

アスベストという物質は、大層危険な物質。これはもう誰も知っているんですよ、国民は。

で、問題は、きちんとコントロールすれば大丈夫だという常識もございます。これは現在の規則なんです。ただ、コントロールの仕方が問題なので、飛散するものは基本的にだめと、除きなさいと。それ以外は修繕するときに、丁寧に処分しなさい。こういうルールになっています。そのルールの規制のもとで鹿島のまちはもちろんやってきた。日本もそうやってやっているんです。ただ、これは安全というルールを守るためにみんなやっていることなので、ある意味では、威張って言うことではないかもしれない。

それに加えて御心配。私も心配です。したがって、さらに一層これに安心という要請、心配を乗せると。したがって、今、話がしてありますのは、本来、あった場合には、必要とされない工事まで実施をしようとしている、そういういわば政策事業の実施状況における上乘せの規制を独自にとろうとしている。そういう状況でございます。したがって、今、そういうところに入らないとおっしゃいましたが、まさにそれが心配なので、そういうような心配がない施設にしようじゃないかということで、今、検査に出していると、そういうことでございます。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

新築だったら、何の問題もないですよ。この金額を使うのであれば、これは新築するほうが一番いいんでしょうけれども、こういうふうな議案が上がっておりますから、もうそういうふうな方向で進んでいると思いますから、もうそれで答えは結構です。

先ほどピオの全体のアスベスト検査をしているということでしたけれども、この費用はどちらが出しているんですか。自分の建物ですから、ピオがされているのかなと思いますけれども、この検査費用というのはどちらが出しているんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

協同組合の費用でお願いしております。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

先日、鑑定書がこのような形で配られましたけれども、ここの3ページに書いてあることをちょっと読んでみたいと思います。

有害な物質の使用の有無。アスベスト吹きつけ材については、対象建物は吹きつけアスベストの使用が禁止された昭和50年以降に建築された建物であるが、御提示の竣工図によれば、

当該建物の一部にはアスベストが混入されている吹きつけ材が使用されていることが確認された。現所有者によると、アスベスト含有材の撤去や封じ込め対策の実施状況は不明であり、また、専門家による建物状況調査も行われていないことから、アスベストに起因する健康被害リスクの程度については、不動産鑑定士の調査可能な範囲からは不明であった。したがって、厳密に有害物質の有無を判定するためには、別途専門機関による詳細な建物状況調査等を実施することが必要であり、後日、建物調査等により、有害物質が判明した場合には、使用状況や撤去、封じ込め等の措置に要する費用及び期間等により、本件鑑定評価額は影響を受けるといふようになっております。

私が聞いた範囲では、これが一部でも使用されているということになりますと、価格が下がるということを知っております。しかしながら、今回、このような形でそのまま146,000千円ですか、この価格で御提示をされています。本来ならば、この鑑定書を生かすためにとっているのであれば、この鑑定書が生かされなければなりません。この鑑定書に書いてあることをどのように生かされましたか。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

お答えします。

最終的にこの鑑定価格はアスベスト関係を含まない価格金額で鑑定されております。実際、ピオのほうには吹きつけアスベストは確認されておりませんので、そのまま鑑定評価として採用させていただいております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

8番徳村博紀議員。

**○8番（徳村博紀君）**

吹きつけアスベストがないということであれば、この鑑定評価そのものもどうなのかなということになってきますよね。1カ所間違えていれば、2カ所、3カ所、4カ所、いろんなところが間違っているとすると、鑑定評価書そのものの疑いが出てくるんじゃないですか。ですから、そういった部分も含めて、本来、予算を組んだり、いろんな大事なことをするときには、成果品ということが決まっていると思いますよ。6月の時点では成果品じゃない、それを使ったわけですからね。6月の21日にこの審議をしたんですよ。そして、6月24日にこの鑑定評価書が出てきたんです。議決した後、3日後に出てきているんですよ。ですから、そういった部分も何のためにこの鑑定書を取ったのかという意味がわかりませんよね。ただするために、これを取ったのか。形をつくるだけのために取ったのか。そういうふうな感じもいたしますけれども。

続いて、ここの部分にもう1つ質問なんですけれども、吹きつけアスベストというふうに書いてありますけれども、昨日の全員協議会の中では、石綿ケイ酸カルシウム板ということで説明がございました。鑑定書にはアスベストが混入されている吹きつけ材というふうに書いてありますけれども、石綿ケイ酸カルシウム板ですか、これとまた間違えていらっしゃるということによろしいですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

鑑定士のほうからもらいました情報によりますと、そのケイ酸カルシウム板ということになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

この部分も私たちはわかりませんから、これも専門家に聞いて、このような形でケイ酸カルシウム板というふうにきちんと書いてある固形物、そして、こっちの吹きつけアスベストと書いてあるもの、これを専門家の方がこういう表示の仕方を間違うかどうか、これもチェックをしなければいけないですね。ですから、これは素人ではわからないんですよ。ああそうなんだって、理解すればそうなんでしょうけど、でも、そうなんだと言うからには、裏づけが必要なんですよ。この裏づけがない状態で、我々はああそうなんだと思って賛成というわけにはいかないんです。一応そういうふうな形でここの3ページに書いてある有害な物質の使用の有無というだけ、もうここだけ見ても、もう2カ所違いますよね。2カ所。1ページに2カ所間違いがありますけれども、まだこれ100ページ近く、何ページですかね、四、五十ページあるんですかね。ですから、これ自体のそのものをきちんと専門家の方にまた見てもらわないと、どこの部分が我々は間違っているのかわかんないんですよ、実際。

そこで2つがまた違っているということでございましたので、私はこういうふうなものが違っているということであれば、もう市そのものがきちんとこの鑑定会社に抗議をするべき内容ですよ。この頭3行を読みますと、違法建築物のように書いてあるんですよ。ですから、本来、ピオはこのことに対しても鑑定会社に対して何ていうことを書いてくれるんだということを抗議しなきゃいけない内容なんですよ。それをしないというのはどういうことなんですか。しないといけないんですよ。例えば、自分が住んでいる家、それをこういうふうにかかれたら通常は頭に来ますよ。ですから、それをそのままにしておくというそのものが、私はちょっと理解ができませんね。

今、この鑑定書で2カ所間違いがございました。これ間違いなのかどうか、ちょっとはっ

きりわかりませんが。文字面だけとってみれば、全く違うものですね。

このほかに、この鑑定書の中に間違いがあると思いますか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

同じく有害物質の有無ということで8ページのほうに同じような記載がありますので、そこは確認できますが、それ以外については確認できません。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

数字は間違っていないですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

間違いないと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

先ほどから言っていますけれども、間違いないと思っておりますじゃないんです。間違っていないと言わなくちゃいけないんですよ。この予算を通してもらうわけですから。間違っていないと言えますか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

不動産鑑定士というのは国家資格の鑑定士でございますので、そこは間違いないというふうに思います。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

なぜこれを聞くかと言いますと、この不動産鑑定書の中身に、先ほども言ったように2点間違いがあるということ指摘しました。ですから、これそのものが本当に正しいのかどうかというのは、また、別の鑑定士に見てもらわないといけないんじゃないんですか。私が少

し目を通しただけでも、何となく違和感がある部分があるんですよ。例えば、建物の中にアスベストというものが使われているというだけで、商業ビルですからね、心証が悪くなるんですよ。それは収益額に反映されてくるんですよ。積算価格というのはそのまま動かないんですよ。その収益価格というのに反映されてくる。ですから、そういったものを考えれば、本来、もうちょっと下がるはずのものなんだろうと思いますけれども、私は素人ですからそれを判断できません。ですから、本来ならば、これはきちんとした専門家に。もうこの方も専門家ですよ、ただ2カ所違うって課長がおっしゃっていらっしゃるからね、課長が2カ所違うって言うから、私は言うんですよ。私はこの鑑定書を信じたいですよ。それはもう専門家、エキスパートがされたものですから。ただ、課長がここ2カ所違いますからと言っているから、私はそれをちょっと本当に信用できるのかということは今申し上げているわけですから、これは不動産鑑定士を疑うんじゃないくて、課長が言われたこと2点が違うから疑っているんですよ、私は。よろしいですね。

この鑑定書というのが、先ほどから言っていますように、信憑性の問題というものが出てくるわけですが、この鑑定書ができ上がってきた際に、部長も、課長もきちんと目を通して確認をされているんですよ。それで、成果品ができ上がったということで、支払いをされている。間違ったものに今までこうやってお金を出してきたんですか。部長、課長、もう文章を読むエキスパートじゃないですか。3ページに書いてあるこれがわからなかったということないんですよ。ですから、この部分をとってみても成果品ですよ、これはもう成果品です。成果品というと、ケーブルを見ていらっしゃる方はわかんないと思いますけれども、完成品なんです、これが。それにお金を出されているんです。お金、これ誰のお金ですか。公金ですよ、これも。こういった内容のものに市民の皆さんの税金を使ってやっているわけですよ。また、新たに取らなくちゃならないということになれば、今回これで1,000千円ぐらい使っている、それも無意味なお金になってしまいますよね。自分の財布の中から1,000千円出ていったらきついでしょ。でも、それが税金だったり、人のお金だったりすると、痛みを感じなくなる。これが間違いなんですよ。こういった不完全な成果品にお金を払っていいんですか。

**○議長（松尾勝利君）**

打上企画財政課長。

**○企画財政課長（打上俊雄君）**

まず、この成果品をいただいて、やはりここの記述というのは気になりましたので、それはピオのほうにその協同組合のほうに今までのアスベストの検査とか、そういった履歴の確認をいたしました。そして、不動産鑑定会社のほうにも、ここに表記をしてある場所の特定と、そして、設計図書の特特定をいたしました。ということで、これは不動産鑑定を行う上での一つの報告として出してもらって、そこを我々が検証を行って適切な対応を行う。そうい

った意味では、この不動産鑑定に無駄なお金を支払っているという、そういった認識ではありません。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀委員。

○8番（徳村博紀君）

少なくとも私だったら、やり直してくれって言いますね。違いますもん。こういう状況を読んでわかるようなところだったら、後日、訂正してくださいということで、この3ページの部分だけでも訂正してもらえばよかったですじゃないですか。なぜそれをしないのかというだけのことですよ。ただそれだけのことなんです。ですから、それをしなかった理由がどこにあるのか、私はわかりませんが、ただ、ここに書いてあることを出されたら、皆さん信用しますよ。ですから、これを出すときに、この表記がしてあるということはわかった状態で議員16人に全部渡したわけでしょう。もちろんこの表のほうには、開示の範囲ということで、売り主、鹿島ショッピングセンター協同組合、鹿島市議会、2つ開示の範囲が書いてございます。ですから、本来、これに関しても情報開示請求があったと思いますね、前回。7月22日です。このときに3枚か、4枚の薄いものを出しましたよね。ここに開示の範囲は鹿島市議会と書いてあるのであれば、16人の議員にきちんとしたものを配らなくちゃいけないでしょう。それを8月の末に委員会があって、そのときに出してくれと言われて出したものでしょう。そのおかげでこの審議がきょう一日でこの短い時間でやるわけですよ。もっと早く出しておけば、もっと変わったかもしれませんね。ですから、こういったことも含めて、これも本当に大丈夫なことなのか。

次に行きます。

先日、部長は全員協議会の中で、鑑定額だけがわかれば、それでいいということで言っておられましたけれども、アスベストによって鑑定評価額は影響を及ぼすと書いてあります。このアスベストの撤去費用以外にも、先ほど言った建物の印象等で変わるという収益価格の部分がございまして。調査結果も待たずして本契約をする。自分たちがこんな大きな買い物をするときに、調査結果を待たずして、そして、その建物全体の実態も把握しない状態で、部長、買い物されますか。自分の家を買うときに、どうされましたか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

基本的におっしゃっていることについてでございますけれども、アスベストというのは、レベル1、吹きつけアスベスト、これについては高度な処理が必要である。それがあるとするならば、鑑定評価額に影響及びますよという報告書であります。ということでありまして、我々もこれはどうなんだということで実態調査をさせました。これはもう過去全て検査をし

ていて、全然異常ありません、レベル1はありませんということでございました。この鑑定評価書に書いてあるように、この鑑定評価の額についてはアスベストについては考慮をしておりませんと書いてあります。そういうことですから、我々といたしましてはこの鑑定評価額についてはそれでいいということで契約を進めさせていただいたということでございます。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

アスベストそのものの危険性というのは、レベル1、2、3あるというふうに思いますけれども、実際、最終的には30年もたっているわけですから、解体というのはもう視野に入れておかなければいけない部分ですよ。アスベストの入っている部材を使っている建物のこの解体、最後はどうされるおつもりですか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

これは全員協議会の折にもお話をいたしました。基本的に建築基準法上の縛りはありません。レベル1、レベル2につきましては。でも、そのレベル2、レベル3、まあ、レベル2はないというのは確認しておりますが、レベル3がもしあったとしたら、それは全て今回の工事の中で公共施設の例にのっとり、きれいに撤去をするということでお話をさせていただいたところでございます。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

レベル1とレベル3のちょっと逆になっていましたね、今ね。いや、私が言っているのは、最後解体するのはどっちの費用で解体するのかということを知っているんですよ。市が解体するのか、それとも、もう先の話でわからないと思いますけれども、それは無責任ですよ。私たちの子供たちがみんな背負うわけですから。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

ただいま申し上げましたように、今回の大規模改修においてアスベスト製品については全てこのピオの施設から撤去をして使用したいと思っております。そういうことですから、私どもは30年後にまですぐにこれを解体するというよりは、とにかく長く大事に使っていきたい、そういう思いで丁寧なメンテをしながら十分に長く使っていきたい。でも、その中にはもう今回の改修後にはアスベスト製品は全てないということになります。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

そのアスベストの撤去費用というのわかりますか、幾らぐらいかかるか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

それは今現在調査をやって、まずは部材の特定をやっておりますので、その部材ができましたら、今度は詳細設計の中でそれを計算をいたします。そういう中で金額は出てくるものと思っております。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

例えば、金額がわからないということでございますけれども、先日、このアスベスト部材が出てきた場合には、ピオが全て自費で撤去をされるということを申されました。金額がわからない状態で言うのも質問しにくいんですけども、例えば、これが30,000千円、40,000千円撤去にかかるということになるのであれば、ここに書いてありますよね、撤去費用は鑑定額から差し引く。だから、見つかったから、後からするということじゃないんですよ。あくまでもその調査をやった後に鑑定評価をするというのが、本来の不動産取引の中でのやり方なんじゃないですか。何でそういうことになるか。もし、最終的にピオがもうお金がないからもう撤去できませんとなったら、この150,000千円どういうふうになるんですか。じゃあ、市がしましよかって言うんですか。その部分を考えたら、今150,000千円の決裁をすることそのものも疑問なんですよ。後の祭りですよ。もし、もしの話はしたくないと言われますけれども、もし見つかって、ピオがお金ないということをおっしゃられたら、どうしますか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

基本的に今調査をいたしております。ただ、ある程度の我々もこれは可能性があるなというのは大体把握いたしております。そういう中では一応見積もりというものは腹の中に入っておるわけでありまして、それを含めまして、ピオとショッピング協同組合とお話をさせていただき、そういうことで先ほど申し上げましたように、基本的に専用部分についてはお互いの責任を持って撤去をするということをお話をさせていただいております。また、私どもの専用部分の増嵩部分、アスベストがもし入っていたならば、工事費、処分費に若干上乗せ

になる部分については、ピオに負担をお願いするという方向で今了解をいただいているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

いや、本来は建物全体をしなきゃいけないですよね。建物全体をピオが持つということでしょう。3、4階、出てきたから、3、4階は市がしますよということじゃないですよね。建物全体ですよね。耐震だって建物全部するんでしょう。今の答弁もおかしいですよね。それ大体見積もり額が頭に入っているというふうにおっしゃいました。これは今言えない金額なんですか。幾らですか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

今、私どもの増嵩分、これは平米当たりの単価差ということでいきますと、我々でピオに負担を求めるのは1,000千円を超える金額、これは概算の概算ではございますから、実際に設計をしてみないとわからないということではございますが、その程度の金額でございます。私どもの工事部分についての負担分でございます。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

私どもが負担する金額が1,000千円、1,000千円ですか。部長、1,000千円。撤去費用が1,000千円ですか。（発言する者あり）もう一回。（「ピオさんに負担いただくのが」と呼ぶ者あり）撤去費用が、ピオにもらう分が。えっ、そしたら、市が主体的にやって、ピオからお金ももらうというやり方なんですか。じゃないですよね。やり方としては、市がピオに払って、それで撤去をしてもらうんじゃないんですか。違うんですか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

何度も申しておりますように、お互いの専用部分についてはもうお互いに撤去しましょうというのが、これはルールであります。ただ、3階、4階の我々の専有部分につきまして、もしもアスベストが存在したならば、その撤去費用についてはピオに負担いただきたい、概算の概算、もし、ここが出たならばということでは、先ほど申しました1,000千円を超える金額程度、これはもうちょっと概算の概算ではございますから、そういうことで御了承いただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

入居してから入っていれば、もしくは、今調査をしている段階でそれがわかったら、大体これぐらいの金額ということですね。これ以上にならないようにしとかんといかんでしょうけど。

そういったもろもろの契約というのはきちんと交わされるんですか、契約書は。私がしますよ、ピオがしますよという契約書は交わされるんですか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

理事長と事務局、それから、複数の理事さんともお話をさせていただいていますが、我々のこの方向について確認をいただいておりますというところでございます。最終的には文書として取り交わしをしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

わかりました。

次に、これも私、全員協議会の折に質問をいたしましたけれども、仮鑑定書、この鑑定書が出てくる前に、仮鑑定書というものがあつたと思います。これは中西議員が6月の質問の中で藤田部長が答弁されたのじゃないかなというふうに思いますけれども、5月30日と6月11日に、多分ですけど、ちょっと確認はしていないんですけれども、この仮鑑定書が提出をされておりますということで答弁があつておりました。先日、仮鑑定書を見せてくださいというふうにお問い合わせをいたしましたところ、仮鑑定書は寺山参事が私の判断で破棄をしましたということをおっしゃいました。昨日の全員協議会では、鑑定士側との間で本鑑定書ができたら破棄するようにと約束をしていたということを言われました。1回目と2回目の一貫性がないですよ、お答えにね。伏せなくてはいけないような約束をするのが普通なのかどうか分かりませんが、その程度のものであれば、もう捨てていただいていいですよというのが普通ですよ。この捨ててくださいというような約束というのは普通ないですよ。この仮鑑定書というのは多分金額だけが入つたということをおっしゃいましたから、金額だけが多分入つている仮鑑定書のものだったのかというふうにも思いますけれども、これは6月議会の予算案のもとになっている大事な資料なんですよ。この仮鑑定書、これを不動産鑑定士に再度提出をしていただくようお願いできますか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

確認してみないとわかりませんが、ない可能性もあります。これは確認してみないとわかりません。

以上です。（発言する者あり）

済みません。ちょっと言葉の訂正をさせてください。仮鑑定書となっておりますけれども、速報値という形で、仮鑑定書というものがあるわけではございませんので、その計算する過程のそこの速報値という形で部分部分のファクスでいただいたというふうになりますので、仮鑑定書じゃなくて速報値でお願いします。

**○議長（松尾勝利君）**

8番徳村博紀議員。

**○8番（徳村博紀君）**

そしたら、何で藤田部長が速報値という言葉を使わないんですか。仮鑑定書と言われたら、私たちは仮鑑定書というものがあるというふうに思うんですよ。ですから、そういうふうに速報値という言葉を使っていれば、私も再度速報値の提出をお願いいたしますということと言えますよね。先方のほうに確認をとって出すということですか。あるか、ないかわからないということですか。そこはまだはっきりした返事、今されていないんですかね。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

先ほど申しましたとおり、そこは速報値ということですので、それ専用につくられているところではございませんので、既にもう製本の中に綴じ込んで入ってしまっていて、そのデータがない可能性はございます。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

8番徳村博紀議員。

**○8番（徳村博紀君）**

公文書の管理の方法として、これは間違った取り扱いの仕方ですよ。公文書の管理法というのがあろうと思うんですよ。鹿島市にも鹿島市文書管理規定というのがあります。これが右側のほうに、議会だったら議何号とか、企画だったら企何号というのが入っているはずなんです。ですから、企画財政の場合は企画財政第何号というのを番号を振って、それで回覧をしなければいけないとか、それで保管をしなければいけないという文書なんです。この文書の統括するのは総務部長ですよ。（発言する者あり）総務課長。総務課長、間違いないですか。私、先ほど鹿島市の文書管理規程というのを読んで今言っているんですけど。

部長でしょう、統括するのは。違うのかな。まあ、どちらでもいいんですけども。じゃあ、総務課長がその書類を管理するというのであれば、総務課長はこの文書を見られましたか。

**○議長（松尾勝利君）**

藤田総務部長。

**○総務部長（藤田洋一郎君）**

文書管理のことでお尋ねでございます。

基本的に文書については、先ほどおっしゃいましたように、取得したときに起案をし、それが正式文書であれば、それは公式に保存文書になっていくという流れになっております。ただ、こういった短期での資料収集というのは十分にあり得る話であります。

そういう中で、文書の保存年限、それから、文書の廃棄という項目があるわけでございますけれども、保存年限は、これは37条のただし書きでありますけれども、保存年限の期間中であっても保存の必要がないと認めるものは所管課と合い議し、廃棄することができるということになっているわけでございます。そういうことで、基本的にこの文書については、本鑑定のそれが提出されたことについて、その速報値の保管が必要じゃなくなったということで、数値のチェックを行った上で文書を廃棄したということでありますから、それは通常の対応だと思っております。

**○議長（松尾勝利君）**

8番徳村博紀議員。

**○8番（徳村博紀君）**

この文書の管理規定のことを先ほどおっしゃったと思いますけれども、これ処理期限とか、処理方針とか、これのこの一連の流れが完結するまでの経過を明らかにしておかなければならないとなっております。文書規定の中にね。ですから、これを捨てるということになると、その一連の種類が必要なんじゃないですか。これは明らかに公文書、行政文書に当てはまるんですよ。ここの部分を言っても、私たちは違うって、見解の相違があるかもしれませんが、私は鹿島市文書管理規程を見た中では、それに文書等機器材という、この部分に当たるだろうというふうに私は思っております。ですから、この部分はどうなるのか、私はわかりませんが、そういった認識がなかったというのは非常に甘いというふうに思いますので、ぜひこういったことも気をつけなければいけないということですよ。

で、ここまでしてこの計画を実行していることを市長は御存じでしたか。

**○議長（松尾勝利君）**

樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

今のお答えの中で2つあったと思います。

文書管理については、やや私は議員とは意見を異にしますので、全ての文書を、今おし

やったような形で処理しないとイケないとなっているか、私の知っている限りでは、起案文書の場合はそういうふうになる可能性は極めて強いと思いますが、役所に来たいろんな資料とか、文書全てそういうふうにするかどうかは、現物を確認した上で判断をする窓口がきちっとあるんじゃないかと思います。それはそういう判断をした上での処理だと思います。だから、番号をとっていないから全て違法だと——管理規則ですか、違うということにはならないと思っております。

それから、途中で全て大変なことでございますから、情報は聞いておりますが、文書管理の扱いについてそういう処理がなされていると、つまり、何と申しますか、やってはいけないようなやり方を、処理をしているというふうには私は思っておりませんでしたし、現在もそういう疑念があれば、きちっと話さないといけないと、それはそう思っております。

**○議長（松尾勝利君）**

8番徳村博紀議員。

**○8番（徳村博紀君）**

その原案を見なければわからないんですよ、我々も。原案を見る前に、そういうふうに捨てられると、情報開示を今からしていいんですか、その件に対して。ですから、この速報値、速報値の情報開示していいんですか、今から。もし、やるとして、情報開示した場合に、この速報値というのは出てくるんですか。どういった感じで、廃棄されましたという形で出てくるんですか。そういったことなんですよ。だから、この一連の一番大きな流れの中のまず一端なんでしょうけど、それも情報開示をしてくださいと言われたときに、開示する前に、こういうふうに破棄したということになると、これは情報開示もしようがないですよ。開示請求のしようがない。ですから、この文書の取り扱いについては、どういうふうに取り扱っていらっしゃるのか、私にはよくわかりません。ただ、このピオに関するこの一連の流れのものとして、1枚でも、これは絶対とっておくべき書類なんですよ。それを簡単に捨ててしまうということそのものがおかしいんですよ。普通じゃない。しかも、自分一人の判断で捨てたとおっしゃっているわけですから。私も知った県庁の職員いろいろいらっしゃいます。話を聞いてみました。まず、そういうことはあり得ないと言われましたね。ですから、それをしたということは、そこ何かあるというふうに疑われても仕方ないんですよ。何もなくても、疑われて仕方ないんですよ、そういうことをしたら。

ですから、この部分については文書の取り扱いについては後からまた聞きたいと思いますが、次に——ああ、これはもう最後になりますけれども、最近、町なかでピオさんが敷金を返していないといううわさが走っているんですよ。私もつい先日聞きました。その敷金を返還してもらっていないという事業主がいらっしゃって、まだその敷金を返還してもらっていないということを口外しないでくれというふうに言われたと、ピオの方が実際に来られて、そういうことを言われたということが出ているんですよ、表に。それはどうです、把

握されています。調べられていますか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

その発言をされたということですか、それとも、敷金が返還されていない。（「そういう事実があるかどうかというのを把握されていますか」と呼ぶ者あり）その敷金が返還されていないという事実ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、把握しております。このことは1月の議会特別、2月でしたか、ピオの財務諸表ですね、公表いたしました折、ピオのほうからの文書で一部敷金等の返還が滞っているのがあるという、それは議会のほうへも報告があったというふうに思います。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

そしたら、幹部の方が口外をしないでくれということを書いていらっしゃることは知っていらっしゃいますか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

はい、把握はしておりません。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

しかも、何日か前だったんですけれども、きょうのこの150,000千円が可決した場合、この150,000千円の中から敷金を返しますという話もうわさで出ております。ですから、こういうことがあって、公金をそういうふうな使い方をしていいんですか。これ税金なんですよ。ですから、こういうことが表に出るといってそのものがもうおかしいですよ。私の知っていらっしゃる方は、みんなこれを知っていらっしゃいます。ですから、こういう状況の中でこの150,000千円可決されたら、議員の皆さんもおかしなことになりますよ。ですから、こういったことが話が表に出ているということを今ここで言いましたから、もう皆さんもこれを知ったことになりますからね。ですから、これが本当なのか、うそなのかということぐらい調べられたらどうですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

鹿島市が支払う取得の金額から敷金等を返還するという事は、現実的にはこのお金というのはピオはピオの施設整備等に充てられるということになりますので、それはないというふうに思います。（発言する者あり）

○議長（松尾勝利君）

答弁、訂正ありますか。打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

済みません。もう一回ちょっと質問のほうをお願いします。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

ですから、先ほど一連の質問をしましたけれども、この部分をきちんと調べられたらどうですかと言っているんです。こういううわさが立っているんですから、いや、本来、手続上はもう売買が済んでしまえば、その後、どういうふうな使い方をされるかというのは形式上は多分問題ないでしょう。でも、その渡される前に、そういううわさが走っているんですよ。ですから、それを知らない状態でまず出した、可決するという事に、私は問題があるんじゃないかということを行っているんです。

そして、もう1つ、この不動産鑑定書の中にも敷金の返還のことが付記事項で書いてありますよね。ですから、その部分もこれをきちんと金額から知っておかないと、鑑定評価額にも影響するんですよ。ですから、そういったことを含めて全部がたがたなんですよ。ですから、この部分については、市としてこれが本当なのかどうかということ調べてなくちゃいけないんじゃないですか。打上課長どうですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

財務諸表の中にあります未払い金の内容、それは把握をしております。で、先ほどのような発言があったか、これはちょっと今、確認すべきかどうかと言われたのはちょっと非常に迷うところなんですけど、適切なことではないと思いますので、そこは議会の中でこういった御質問があったということで、それは確認したいというふうに思います。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

未払い金を確認しているということですが、実際に金額、金額はこの場では言えないかもしれないですけど、実際その金額を知っているということであれば、その部分はこの不動産鑑定評価額に反映されていますか、されていませんか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

このことは不動産鑑定書の中に1つの付記事項として載っております。この債権が新所有者、鹿島市に継承されるものであれば、不動産鑑定額に影響するというふうに思います。このこの債権はあくまでも協同組合とテナントの債権債務ですので、それは鹿島市には引き継ぐことはありませんということで確認をいたしておりますので、その部分については影響はありませんというふうに認識しています。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

敷金ですね、これが返還されていない。今度、ピオの3階と4階に入るわけですけども、その3階と4階の入っていらっしゃる方の敷金というのはどうなんでしょうかね、返還されているんでしょうかね。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

未払いの敷金のどこのテナントかは把握はしておりません。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

先ほども言いましたように、この150,000千円が可決されたら敷金を払いますって言っていらっしゃる状態であれば、3階と4階にはまだ敷金返還の未払いが残っているんじゃないかというふうに私は思いますけれども、その点いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

この建物にその債権が附属しているとは考えておりません。これはあくまでも協同組合とテナントの債権債務というふうに、そういうふうに整理をして取得をするということになります。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

このような、もうぐでんぐでんですよ、中身が。ですから、このようなぐちゃぐちゃし

た中身の中に、何でここまでしてピオの3階と4階に入居をしなければならないかという疑問を感じるんですよ。例えば、高齢者であれば、3階、4階じゃないですよ。私だったら、平家をつくりますね。そして、四方八方、きちんと安全に火事が起こっても逃げられるようにつくってあげます。3階と4階だったら逃げられませんよ。長崎の件だって、そうだったでしょう。2階ですよ、あれは。2階でもああいうふうには3人、4人逃げおくれで亡くなられるわけなんですよ。今回、3階と4階ですよ。しかも、高齢者の方見ていると、エレベーターのボタン1つ押すにしたって物すごく苦労していらっしゃるんですよ。ボタンが押せなかったり。ですから、そういったものを全て排除してあげて、優しい建物をつくっていくのが福祉なんですよ。子供たちが4階に入りますよね。アスベストの問題が出てきました。レベル1、2、3、飛散性がある、ないかわからず、やはり印象的によくない。果たして今、子育てをされているお父さん、お母さん方がこの建物に常時遊びに来るか、一抹の不安を覚えますね。

ですから、そういったいろんなものが関係して、今回、多くの市民の方々がこの計画に反対をされているわけです。今、署名活動だって、鹿島いっぱい起こっております。これがどれぐらいの数になるかわかりませんが、ただ、耳にしているだけでも何千かは集まっているみたいですよ。こういう状況の中で耳をかして、そして、一旦立ちどまって、そして、きちんと整理をして前に進んでいけばいいんですけども、その聞く耳を持たずに、そのまんま暴走しているじゃないですか。ですから、これに対して市民は怒っているんですよ。この後、採決になりますけれども、採決の結果はどうなるかわかりませんが、ただ、少しでも一旦立ちどまるぐらいのことはして、そして、多くの市民の方の理解を得られるような形をとっていかなければ、この事業そのものは後々もお金を使うんですよ。

例えば、今予想されることだってあるじゃないですか。例えば、駐車場の件、足りませんよね、あれじゃ、全く。全く足りないです、あれじゃ。そしたら、近くに市営駐車場がありますね。これ市営駐車場が年間18,000千円収益が上がっていると思いますけれども、月額1,500千円ですよ。これを単純に無料で開放してしまうと、マイナスの1,500千円になりますね。2,700千円、今あそこの共益費がかかるということで報告を受けていますけれども、それから1,500千円またかかるということなんですよ。そしたら、4,200千円になりますよね。そういったもろもろのことがこれから想定されてくるわけですよ。

最後に1点だけお伺いします。もし、ピオがきれいに建物に、これ10億円も使ったら、きれいな建物になるでしょう、そうなったときに、商店街の地価、不動産の評価額、土地、建物、こういったものの評価額というのはどうなるんですか、上がるんですか。上がれば、固定資産税も上がりますよね。以前、ピオができたときに、周りの商店街の人たちはみんな言われていました。ピオができたから、私たちは固定資産税が上がったと。ですから、今回もそういうふうになるということがあるのかどうか、ちょっとそれを聞かせてください。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

税務課の範疇でありましようけれども、私のほうからお答えをさせていただきます。

基本的には固定資産税の評価というのは総務省の基準に基づき、地価の鑑定評価を3年に1回の評価をやっていくということであります。ですから、例えば、ピオがぽんときれいになったからすぐにそれが周りの地価に影響すると、そういうことではありません。基本的にはこの鑑定評価の地価というのは、国の基準、それから、県の基準値の1年1年のその鑑定評価をもとに、それをもとに税の試算に使っていきます。そういう中で、例えば、そこに人がたくさん集って、どんどんどんどん人が入っていく、そういう活性化する施設になれば、地区になれば、そこが土地の評価も上がっていくし、だから、人通りのない、シャッターがおりてしまうというようなところがあれば、地価の価格としては下がっていく、そういうものだと思っております。

○議長（松尾勝利君）

8番徳村博紀議員。

○8番（徳村博紀君）

中心部を活性化させるためにあれができるわけですから、最終的には、じゃあ、固定資産税上がるというふうになりますね。ですから、先ほどの答弁で、部長の答弁だと、そういうふうになりますから、私はそういうふうに理解をしております。

もう時間がございませんので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩します。午後6時30分より再開いたします。

午後6時20分 休憩

午後6時30分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

質疑ありませんか。6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

6番議員伊東です。きょうのこの議案、ピオの3階、4階の区分取得の件、今まで3月議会、6月議会、そしてこの9月議会、全員協議会、ニューディール調査特別委員会、ここでもいろいろお話をして、聞き取りをしてきましたが、本当にこれは矛盾、行政側の御説明には矛盾点が非常に多い。ますます私はもう不信感が高くなってきております。

それでは質問を始めますが、先ほど徳村議員のほうからも質問があった不動産鑑定評価書、これは6月議会が終わった後、一番最初、これから抜き取った四、五枚を提出され、そこに

評価額が書いてありました。しかし、その下にはページ数を明記されており、それが抜き取られていたということに気づきました。それで、私が調査特別委員会のために完全な評価書、不動産の評価書を提出してくださいということで、この（資料を示す）3、4階の取得部分の分と地下、1階、2階、その分の鑑定評価が出てまいりました。ここで私が感じる矛盾点をまず質問させていただきます。

この鑑定評価書の3ページに、この鑑定評価の実施調査日、平成25年4月22日、立ち会いのもと、この立ち会った人は、行政側は財政課参事、寺山参事、あなたが立ち合いをしていますね。私たちの質問の中で2時間立ち会ったとおっしゃっております。そして、書類と各フロアの確認をしたと、この3ページの中に物的確認資料、建物のところに竣工図と書いてあります。しかし、先ほどから竣工図はピオも建設会社も、そして設計をされた方も所有されていないと、あなたは立ち会って見たんじゃないんですか。どうですか。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

お答えします。

たしかに、その場に立ち会いましていろんな図面が置かれているのを確認しております。それが今思えば建築確認書の青焼きのこの図面、ですから、いわゆる竣工図と言われる本になった分ではなかったというふうに記憶しております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

6番伊東茂議員。

**○6番（伊東 茂君）**

じゃ、寺山参事は竣工図というものはもともと見たことがなく、ここに鑑定士が書いてある竣工図、それが先ほどからお話しになっている何ですかね、四、五枚この前いただいた分、それに当てはまるということなんですね。

それでは、次の質問をしますが、先ほども質問の中にあつたように、有害な物質の使用の有無のところにお示しの竣工図によれば、アスベストが一部に混入されている、吹きつけ剤が使用されていることが確認されたと、しかしそれも否定をされました。しかし、この調査をされたときに、さまざまな書類をこの鑑定書は見ているはずでしょう。そして、あとからいただいたアスベストをピオ側が調査したというこの日付、2005年11月30日、2011年3月3日、こういうふうなものも鑑定書は見たんじゃないんですか。しかし、ここにはこういうふうに書いてありますね、専門家による建物状況調査も行われていないことから、アスベストに起因する健康被害リスクの程度については不動産鑑定士の調査可能な範囲からは不明であった。ここには専門家による建物状況調査も行われていないって書いてあるんですけど、これ

はどういうことですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

後日、ピオと鑑定士に確認しましたところ、その提出の授受があってないということになっております。その当時、ピオは提出していないし、鑑定士ももらっていないということです。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

議員の方も市民の方も議会等を見られて、もうおわかりだと思いますが、全て説明が後づけですね。最初からそういうふうな説明をしていただければ、まだ理解できますよ。そこはどういうふうに思われていますか。自分たちのこの進め方、悪かったなと思っていらっしゃいますか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

説明の手順、方法に反省すべき点があったと認識しております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

今はっきりおっしゃいましたね。反省すべき点があると、そしたら反省すべき点があると感じたときに一旦この計画は中止をして、そして第三者委員会の設置をするか、別の鑑定士に再度鑑定の依頼をするのが行政側の務めじゃないですか。どうですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

先ほど申しました点は、私がお住み、議会に対する説明に反省すべき点があったということでありまして、この鑑定評価書自体には国家資格である鑑定士が評価しておりますので、それについては再度やり直す必要はないというふうに感じております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6 番伊東茂議員。

○6 番（伊東 茂君）

それは行政側の考え方ですよ。何としてもこの計画を進めたい、なぜかわからないけど。そうなんでしょう。しかし、先ほど徳村議員からお話があったように、本当に日増しに——一番最初はこれは何かおかしいなという市民の声、しかし、もう今は態度を明確にされています。この計画には反対と。これだけこの鑑定評価書に不備な点といたしますか、疑問が残る点がいっぱいあるのかかわらず、今度はこの評価額は適正と考え、この金額を今回上程される、これもまた矛盾があると思いますが、先ほども自分の立場に立ってみて考えてくださいというお話がありましたが、みんな市民の方、こういうふうに二転三転していく、この内容に。これが適正な評価だと思えますか。お答えください。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

私のほうからお答えします。

鑑定をお願いした業者ということでございます。この鑑定業者は不動産鑑定士の方が4名在籍しておられまして、福岡県から営業、不動産鑑定の許可書をとっておられるところでございます。

私どもに指名願という形で提出がっておりますけど、その指名願調書を見ますと、ここ2年間、2億円程度の業績を上げておられまして、私どもから言いますと信頼を置けることができる鑑定士ということで感じているところと思っております。

○議長（松尾勝利君）

6 番伊東茂議員。

○6 番（伊東 茂君）

副市長がおっしゃられたとおりに、私たちもこの鑑定評価書の完全版が出てきたから、私はこれに基づいて審議をしていこうと思ったわけです。この評価額について。しかし、先ほどからこの3ページに書いてある有害な物質の使用の有無とか、さまざまところに疑問点が残る。だから本当なんですかと、幾ら国から補助を受けて、そしてピオ側もお金を出してこの事業を進めたとしたとしても、最終的には市民の皆さんの血税、ここから出される部分がやはり多いわけですよ。納得できないことを何でここまで強引に進めるのか、私は本当に疑問ですね。

アスベストに関して続けていきますと、原因追及の鍵となる竣工図がないということであれば、しかし市長は先ほども心配だと、これは解明をしないと、そうなれば、地下から4階まで全館の天井、床を剥いでアスベストの検査を行いますか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

これは、前日の全員協議会のほうでも申し上げましたが、確かに竣工図というものはありませんでした。ただ、建築確認時の仕上げ表を現況訂正したものがあつた。これが、いわゆる当時の部材であろうということで、それを私どもの建築士2名現場に出向きまして、その仕上げ表と現物の建物、部材を確認いたしております。

そういう中で、若干改修がっておりますので、変わった部分については、それは変わっていると、変わっていない部分について、今度はその中でアスベストの——これはもうレベル1はありませんけれども、アスベストの部材を含まれたような建築資材が入っていないかという観点からいろいろ調べ、そして今調査をいたしているということでもありますので、その調査をもって、その後これは全て今回の改修の中で適用していきたいと、そのように思っております。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

アスベストが見つかったら、その除去作業もピオ側の負担ですと、そういうふうにおっしゃいますけど、もう市長と語る会のときから一般市民の方から声が上がっていたじゃないですか。どうしてここ30年使ったところをするんだと、だからこういうふうな問題がいっぱい出てくるじゃないですか。

再度お聞きをしますが、一旦この進め方をとめて、再度検証し直す必要が私はあると思いますが、その可能性はありますか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

基本的にアスベストについてはるる御説明いたしておりますように、吹きつけアスベスト、これがもうハイレベルでの対策が必要であるということでございます。これにつきましては、もう現況ないということを実に確認いたしております。それでも、やはり市民の皆様の安心・安全についての思いというものを我々は受けとめ、それで先ほど来、申し上げておりますように、我々建築士が現場に出向きまして部材を確認し、その部材について問い合わせをし、もしかしてこれが入っているとすれば、それはどうだろうというようなことで専門家に来ていただき、その調査を今出しているということでございます。

その調査の結果を見て、再度その建築確認基準法上は何も問題がない部材ではございませんけれども、それは今回の工事の中でピオと私どもで一緒になって適用していきたい、そのように申し上げているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

今の藤田部長の御答弁を聞いていると、何か行政側とピオは一蓮托生、運命共同体みたいな言い方ですね。非常に私は疑問を感じますね。

行政側としては、アスベストの危険度、レベルが1から3の3に近いというふうな解釈、それでは、この市役所の中に健康被害についてどのような調査をされたのか、環境下水道課ですかね、このアスベストについては調査されましたか。

○議長（松尾勝利君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

伊東議員の質問にお答えを申し上げます。

私どものほうでは調査はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

突然、福岡課長に振って申しわけございません。指示もなかったんでしょう。アスベストのところは今までも御答弁をいっぱいいただいていますから、そういうふうに進めていくということで、それで納得は到底できませんが、次の質問に移らせていただきます。

8月23日のニューディールの特別調査委員会で、私が市長に対して質問をしたと思っております。このピオに根抵当権320,000千円がまだついておりますが、これは契約前に設定を抹消というか、真っさらにするとおっしゃいました。

それでは、8月29日の仮契約時点でこれは抹消されているのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

現在、根抵当は150,000千円と170,000千円、2種類入っております。

現在、その150,000千円についてが土地と建物と全体にかかってない関係もありまして、150,000千円については、現在、抹消の途中でございます。あと手続をすれば抹消できる状態であります。残り170,000千円については、土地、建物全体にかかわる形で根抵当が発生しておりますので、鹿島市が所有権登記をする前にそれは抹消するという形で担当の銀行とも話がついておりますので、そのときに抹消の処分をすれば可能というふうになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

それじゃ、銀行とお話も続いているんでしょう。非常に大きい金額、これを抹消できるということですね。それでは、抹消された時点で本契約になるんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

本契約となりますのは、今議案を議決された時点で本契約となります。契約上の中に附帯条件をつけておりますので、所有権移転する前には所有権以外の権利は外しておくというふうになっております。（「ゆっくりいいですか」と呼ぶ者あり）

済みませんでした。契約書の中に、この契約は契約締結後における乙、鹿島市ですけれども、最初の議会において議決されたときに本契約となるということになりますので、この議案、議決の時点で本契約となります。ただし、第5条に権利の消滅というのをうたっております。甲、これは協同組合ですけれども、乙に対し平成25年11月30日までに乙の工事に支障のないよう本物件の占有を移転させるものとする、この場合において、本物件に所有権以外等の権利、根抵当を含みます。がある場合は、甲はあらかじめこれを消滅させておかなければならないとなります。

ですから、実際、所有権移転の登記ができる段階では、鹿島市の占有物件にかかる根抵当の部分はその時点では外さなければならないということになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

仮契約書を見ればそういうふうなところ、文言が入っておりますから、多分そうだろうと思っております。寺山参事、ゆっくりとしゃべっていいですよ、時間はまだまだありますから。いいです。

しかし、もともと今回、約12億円ぐらいの事業の中で、市側が9億幾ら、それからピオが工事負担額がある、それに加えてこういうふうな抵当権の抹消に相当なお金がかかってきますよね。そこのあたり、行政側としてそのピオの経営状況、新たに私たちには平成24年の3月末までの決算の貸借対象表と損益計算書の回覧をさせていただいています。25年3月31日付の決算状況はどうですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

一応、25年3月末の財務諸表及び附属する資料等は、私たちのほうで中身の確認をいたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

持っていらっしゃるじゃないですか、資料。今、それを出してくださいと請求してもいいんですけど、そういうふうなのを前もって出していただきたいですね。

先ほど徳村議員からお話があったテナントの敷金ですか。未払い金、私がここにメモしている部分で昨年度の決算で未払い金68,870千円というのがあったと思いますが、このあたり変わりはなかったですか。今、お手元の分でどうですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

今、伊東議員言われた財務諸表上の未払い金の総額ですので、一時的な未払いもあります。ですので、これが全て敷金等の未払いではありません。その辺はちょっと誤解がないように、ちょっとこれはよろしくお願いをしたいと思います。

これについては、大きな変動はなかったというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

それは今おっしゃったように私も先ほどの発言は訂正をさせていただきます。

ピオにとっても不愉快な面でしょうから、それは訂正をいたします。申しわけございません。

それでは、こういうふうにいるいろいろアスベストの件が新聞に掲載をされたりしている中、じゃ、ピオ側の今の状況、1階、2階のフロアコンセプトは進んでおりますか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

ピオ独自の努力、または市との連携において進んでいるというふうに報告いたします。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

私は、市民の皆さんの不安を払拭するためにも、積極的にピオはそういうふうなのを打ち出してきてほしいと思うし、行政側も要請をするべきでしょう。充実した施設になしたいんじゃないんですか。現状のまま3、4階に移るだけで、それでいいわけですか。それこそ市民の皆さんが待ち望んだような施設になるんでしょうか。そのあたりも少しおこなっていると思いますが、どうですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

伊東議員言われますように、当然行政との複合的な施設ですので、あの建物全体のフロアコンセプト、私たちもやっぱり一日も早く御披露したい気持ちはあります。ただし、地下、1階、2階はやはり商業施設としての営業上の戦略がありますので、その状況等の公表というのは、これはピオ、共同組合の責任において適切な時期にやっていただけるものと考えております。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

今の御答弁を聞くと、どれだけ危機感を持ってこの事業を進めていこうとしているのか、私はちょっとわからないですね。

特別委員会で佐賀のエスプラッツ、これについて視察をし、そして資料もいただきまいりました。あそこは、でき上がってから非常に早くまちづくり佐賀というのが破綻をしまして、そこで行政側が損失の補償をしております。これも特別委員会で質問が出たと思っております。そして、その後、今のような再整備事業、これに930,000千円近く佐賀市は出していってしまいます。全体的に、最初に市街地の再開発事業からすると35億円という巨額を出していってしまいます。今、佐賀市はあそこを一生懸命再生、活気のあるところにしようと頑張っていってやる、それは担当課の方からお話を聞きました。しかし、現実的になかなか思うようにはいかない。

私たちは、このエスプラッツの視察の後、数名の議員と話をしました。これが鹿島市の交流プラザピオの行く末にならないのかと。どれだけの自信がありますか。こういうふうにならない。そこまでの自信は持っていってやるんでしょう。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

エスプラッツを成功事例と見るか、失敗事例と見るか、これは評価が分かれるところであ

ります。

今のエスプラッツのやっぱり御担当者は、必ずしも今は失敗事例という、そういうふうな目では見られているとか、そういったことを言われたということもお聞きしておりますので、そういった事例を十分参考にしながら、私たちは失敗しないようにやっていく、そういった決意であります。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

失敗の材料として見るかどうか、これが成功の事例とは誰も思っていないでしょう。こういうふうにならないために、私たちはこうやって質問をしていくし、食いとめていきたいという願いから質問しているわけです。

次に移りますが、少し話は変わるかもわかりませんが、今、市民グループの皆さん、本当に熱心に子どもたちや孫の代にあそこで本当に子育て支援とか高齢者のための施設、本当に大丈夫なのかということで、さまざまな行動を起こされています。

そういう中、今週の初め一人の方が私のもとに訪れました。その方は身障者で障害者手帳を持っていらっしゃる。その方が今回のこのピオの計画に異論を唱えるために、どこの課かわかりませんが、企画課なのかかわかりませんが、出向いて、少し口調は荒い、荒かったのかもわかりません。その方がここの1階、庁舎裏の、いわゆる職員のたばこを吸う喫煙所、そこに連れて行かれた。そして、その中の一人の方が警察官の出身者、刑事上がりだと名乗られたということです。今、警察官を退職された方で臨時雇用をこの庁内、採用していますか。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

現在、総務課のほうに警察官の職員のOBの方で嘱託として来ていただいている状況にあるところです。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

先ほど私は言いました。その方は障害者手帳を持っていらっしゃる。私も見せていただきました。そういう方をある場所に連れていき、その警察官上がりの方と、あと若い方が数名いらっしゃったそうです。そして、周りを囲んで自分は刑事上がりだということ、その後の内容はお互い押し問答のようでしたので、特別ここで言うことはないんですが、そういう方を、障害者の方を別室に連れていき、数人で取り囲む、恫喝じゃないんですか。そうい

うふうなこと、報告というか、誰か課長、部長、見られているんじゃないですか。連れていくところ、どうですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

その方は私も面識のある方であります。そして何回かお会いしたこともあります。当日は、ちょっと市民課ホールのほうでうちの担当者が対応をしておりましたが、少しちょっと大きな声を出されたということで、そういったことでちょっと市民課ホールに移動をした、そういうふうな報告は受けております。決してそういった失礼な扱いをしたというふうな認識では私たちはおりませんでした。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

今のお話を聞くと、打上課長はこのことを知っている。あなたもその部屋まで一緒に行ったんですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

私は、後日報告を受けました。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

松浦課長の総務課のほうにいらっしゃるということですが、松浦課長は御存じでしたか。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

私のほうは、当日10時から市内ではありましたが会議に出ておまして、そこに一緒にいたということはありませんが、帰りましてから後だって報告を受けたところです。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

その方にその後に出向いておわびされていますか。どうですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

状況として問題とは捉えていなかったもので、その後、連絡はとっておりません。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

問題と捉えようが捉えまいが、それはあなた方の行政側の勝手な判断であって、一般的に私以外にもほかの議員にも聞いていますよ、このお話は。電話もかかっています。これは問題にしようかと私たちは思っています。

そういうふうな行政側の姿勢、自分たちが推し進めようとする計画、これに異を唱える者に対して、そういうふうなことを今までもしてきたんですか。どうですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

その方を含めても、いろいろ電話とかそういった訪問者もいらっしゃいます。できるだけ時間をつくって、そして丁寧に対応するように、そういうふうにしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

今、多くの市民グループの方とか個人でも、やはり今いろんなところから情報をとることができます。そして、情報開示請求もすることができます。それは、この鹿島のまちづくりを一生懸命考えていらっしゃるからやられるんですよ。何も、何か別に理由があって、ピオが嫌でとか、そういうふうなことじゃないですよ。まちづくりの方向性に問題があるということで今行動を起こされているわけですよ。そういう方に対して、本当に私は失礼なことをされたなど、それが今のこの鹿島市役所の内面、そういうふうに部下の方にも指導をされているんですか。今後、どういうふうに指導をされていくおつもりなのか、お聞かせいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

話だけ、私が直接見たわけじゃないから、本当に詳しい事情はわかりませんが、これまでもその警察OBの方、いろんな苦情といますか、そういう場合に立ち会ってもらった経緯はございます。そこでも私が今回ではないんですが一緒に対応して、特に高圧的なことで対応されているとか、あるいは警察のOBだから変に威圧的に対応されたというふうな状況

はないと思っております。また、職員そのものに対して接客態度と申しますか、それはいろんな若い人から職員全体にいろんな場を捉えて研修等を行っているところです。

○議長（松尾勝利君）

6番伊東茂議員。

○6番（伊東 茂君）

私ももちろんその現場に居合わせたわけではないですから、ただその方は、よく自分なりに調べてきた今回のニューディール構想について資料を持ってこられたり、お話を私に聞きたいと、自分の話も聞いてくれということでよく来られます。ですから、私は誠意を持って対応をしております。そんなに悪い方だと私は思いません。もちろん、話ぶりは少し荒く言うときもあるかも知れませんが、そのあたりは本当にお話しを聞いていて100%その方だけの言い分を私が聞くわけではないですが、先ほども言ったように、現場には居合わせていませんでしたが、しかし、これはどうしてもおかしいなということで、この場で申しわけないですが、やはり言うておくべきだろうということでお話をさせていただきました。

50分近く、こうやってから質問をさせていただきましたが、やはり今回このニューディール構想、そしてこのシビックセンター再整備構想、この目的というのは、やはり中心市街地の活性化ということをして市長はおっしゃいます。しかし、これはもう頓挫していると私は思いますよ。市民の皆さんの感情の中で。もう一回、言葉が合うかどうかわかりませんが、この計画はリセットすべきだと思っております。どうしてもこの場所じゃないといけないというのだったら、春の時点から私はお話をしております。この施設を全館買い取ってください。そのほうが市民の方は納得すると思います。しかし、そこにはまた取得金額、そのあたりが出てくるでしょう。そう考えると、先ほど徳村議員も話をしたように、まだほかのところ、いっぱい市が所有する遊休地、そういうふうなところに土地を取得したくなかったら、そこにもっと安く、安価で建てたほうが市民の方にきっと喜ばれると思います。

この後、反対討論にも私は述べさせていただきますが、そういう思いであります。この後、質問をされる皆さん、議員の方、賛成の議員の皆さんの質問も聞いてみたいと思います。ぜひともお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。1番中村一堯議員。

しばらくお待ちください。

暫時休憩します。

午後7時16分 休憩

午後7時35分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

1 番中村一堯議員。

**○1 番（中村一堯君）**

1 番議員の中村です。財産取得の件で質問を何点かさせていただきます。

ほかの議員もされているので、なるべくかぶらないようにしますけれども、質問します。

まず初めに、6月議会でこの議場の事業予算が可決されて、それから、さまざまな状況の変化がっております。大きいのは今までも触れてあるとおおり、不動産鑑定書だというふうに思っています。この不動産鑑定書によると、一部にアスベストが使用されている、そういうことで今大変な議論がなされています。徳村議員、伊東議員も申されましたが、6月にこの不動産鑑定書が市に出されて、8月末に議会の特別委員会のほうに提出がっておりますけれども、その間、これを発表しなければいけない、そういう認識というのはなかったのでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

お答えします。

鑑定評価書製本が出されたのは6月24日であります。その時点で、いわゆる3ページに書いてあるところあたりを確認したところでございます。その時点で、ピオさんと一応確認事項に——ちょっと二、三日おくれますけど27日に確認に行っていました。その当時、ピオさんについては、いわゆる北側の搬入口というところを2回されていますよということで聞きましたので、その当時、写しをいただきまして、これで一安心だなということで、そこで一応納得したという状態でありました。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

1 番中村一堯議員。

**○1 番（中村一堯君）**

調査書をそのときに見たというふうにおっしゃっていましたがけれども、それでは、6月24日、これを、鑑定書を見て確認したのは、誰がそのときに確認したんでしょうか。市長とか副市長、総務部長は確認されたでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

一応、その委託料については部長決裁となっておりますので、私が見て打上課長が確認し、総務部長が確認しております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

それでは、市長と副市長が確認されて、アスベストの件、3 ページに載っていましたが、それを見たときに、市長はさっき大層危険な物質で心配だと今もそういうふうにおっしゃっていましたが、それを議会に公表するとか、そういうふうなことは市長と副市長は考えられなかったのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

私がアスベストがピオの部材に使ってあるということをお聞きしたのは、8 月に入ってからでございます。これは、議会の皆さん方に資料として鑑定報告書をお渡ししたときに、私もそれを見て確認をしたところでございます。

そのことについて、ちょっと総務部長に尋ねましたら、その6月24日時点でアスベストに関する記載があるので、ピオの担当者に聞いたら、建築基準法で定められている吹きつけのアスベストではないというようなことの確認はとれていると、それも検査結果があるというようなことの報告を受けておりましたので、法に触れない二次製品であるというようなことで、私どもは日常の生活に影響ないというようなことを聞いておりましたので、そういうことで問題視はいたしませんでした。しかし、その当時はピオの担当者からも検査結果を受けているというようなことを聞いておりましたので、私も一安心をしたところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

市長も同じ時期に知って、同じように考えられたということでもいいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

基本的に同じタイミングで同じような報告を受けた記憶がございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

それでは、藤田部長にお聞きしますけれども、6月24日の以前にこのアスベストが含まれ

る可能性がある部材が使用されているというのは御存じではなかったでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

私が6月24日以前にこのアスベストが入っているということを報告書に書いてあったのは存じておりませんでした。

○議長（松尾勝利君）

1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

同じ質問ですけど、打上課長や寺山参事もそれは同じですか。6月24日以前には御存じじゃなかったのか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

報告書が出るまでは、認識しておりませんでした。知らなかったということです。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

鑑定評価書を見て、初めてその状態に気づいたという状態であります。

○議長（松尾勝利君）

1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

それでは、市役所内で6月24日の前までにアスベストがあるかもしれないということはわからなかったと、調査されていることとかもわかっていなかったということでもいいんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

検査されていること自体、27日に出向いて行って確認して、検査書を見て初めてわかっているという状態でございます。

○議長（松尾勝利君）

1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

アスベストは、やっぱり何年か前に非常に国のほうでも問題になって、今も大阪らへんで

は訴訟をされている裁判もございます。深刻な発がん性物質ということで亡くなられた方もたくさんいらっしゃいます。その6月24日以前には、市役所内にはもうそれを知っている人はいなかったと、調査を含めて知らなかったということになってはいますが、アスベストの規制が厳しくなって、平成18年3月13日に宅地建物取引業法施行規則が改正され、アスベスト調査、耐震情報について、買い主に対して重要事項として説明することが追加され、平成18年4月24日から施行されたということがあります。

その対象となる建物について、アスベストの使用の有無に関する調査があるときは、その内容を買い主に説明しなければいけないと、それは市役所側だと思うんですけど、これは借りるにしても同じです。

そういった説明というのは、ピオ側から受けてはいなかったでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

お答えします。

協同組合さん方も実際その17年、23年ですか、北側搬入口の実際吹きつけ部分を調査されておりますし、それはないということで検査をもらわれておりますので、その時点で、もうアスベストに関する物証はないという認識でおられたと思います。ですから、今回話をしに行ったときにも、それについてのお話はあってないということでございます。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

1番中村一堯議員。

**○1番（中村一堯君）**

この宅建法というんですかね、宅建法では、アスベストの調査がされたこと自体も買い主に対して説明をしなければいけないという責任があるというふうになっていると思いますが、説明がなかったのは、これは法に触れているとか、そういうことにはならないのでしょうか。どういう認識でしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

済みません、ちょっと宅建業法に詳しくないので、ちょっとわからないんですけども、個人、個人の売買でも宅建業法というのは影響してくるのでしょうか。ちょっと……。もし、そこに条文をお持ちでしたら読んでもらうか、確認させていただいてよろしいでしょうか。

宅建業法の第何条何項でしょうか。（「いや、そこを宅建業法……」呼ぶ者あり）

**○議長（松尾勝利君）**

ちょっと待って。もう一度、再度質問をお願いいたします。1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

担当の課でそのアスベストの調査があった建物に関しても、そういう宅地建物取引業法施行規則というのが改正されて、施行されたということは触れてない、その認識とかは、そこは把握とかはされていなかったということでもいいんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

いわゆる宅建業法施行規則に関する部分についての認識についてはありませんでした。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

それぞれの事例のことは見ても、説明を受けてもやっぱり納得できないところが非常に多いです。それは、今の件に関しても、不動産鑑定の入札に関しても、本当に正しくされているのかなど、調べられてからしたのかなというふうなことをやっぱり思わざるを得ないんですけど、これはどうでしょう。もし、何か触れとったら、言う責任があったら、これはもしピオ側が言う責任があったら、それは言わなかったと、それは何か法を犯しているとか、規則を犯しているとか、そういうことにつながるのではないのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

協同組合さんからは、先ほど申しましたように平成17年度、23年度、検査されておりますし、そういう「ある」というものはないということになります。仮に、それを隠して売買したとしても、瑕疵担保責任というのが出てまいりますので、それはそれなりに becoming いくのかなと思います。基本的には、ピオさんの的には全く頭がないという認識です。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

公的な立場の市役所のお仕事というのは、憲法があって法律があって、それに基づいて仕事をされていると思うんですね。全部規則によってされていると思いますが、その規則を守られないと、そういう認識でお仕事されて、本当にいいんでしょうか。

市長、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

答弁ではないんですけれども、適用されない法律を言っておられる可能性があるので、ちょっと休憩してから確認されたほうがいいと思いますよ。

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午後 7 時 55 分 休憩

午後 8 時 5 分 再開

○議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩します。午後 8 時 15 分から再開します。

午後 8 時 5 分 休憩

午後 8 時 15 分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

先ほど、私たち公務員は法令を遵守しなければならないという趣旨の御質問がありまして、それはそのとおりなんですよね。ただ、法令にはきちんとした、いわゆるいろんな義務が書いてあるんですけれども、私の聞き取りに間違いなければ、今、中村議員が言われたのは、宅地建物取引業法の施行規則じゃないかと思うんですよ。よろしいですか、それで。今、おっしゃった話は。とすれば、本来この取引には適用されない法律でございますから、その話は何といたしますか、私どもとしては、そもそも適用されないものを守るか、守らないかという議論には入れない。

したがって、ひっくり返せば、いわゆる不動産屋ですよね、そういう方を規制するための法律の改正であって、明らかにそういうアスベストのことについてはコメントしなさいという改正が行われたということはあったと承知をしています。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

業者間の取引のときに適用されるということで市長はおっしゃいましたけれども、ある意味では、そういう民間では適用されている、しかし、公的なこの市役所とか、公の官庁とかいうものは民間よりも厳しく審査をして、耐震化工事でも商業施設としての耐震は1.0以上

と、でも県とか市の施設が入るには1.25耐震の値が必要でしたよね。民間よりも公の公的な機関というのは、非常に厳しくなるのは一番そちら側が御存じじゃないですか。（発言する者あり）いや、まだいいです。そういった民間では適用されるようなアスベストの調査についても報告しないといけないと、民間ではなっている、不動産の業者を入れたらなっている。しかし、市とか公の機関には、もともと例えば同じような事例があつて、ある建物がアスベストをもし使われていたと、それを市に売るときには、実はアスベスト入っていませんでしたよと、そういうのを一切言わなくていいと、そういうことになるのかなと。

今の市長の答弁を聞けば、市長がおっしゃられていることは、本当に公の人の言うことかなというふうに思いますけれども、これは打上課長や寺山参事はどういう認識でアスベストの調査のことを言われてないと、どういうふうなことで進められてきたというふうなことで認識していいんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

前半の部分については、私の答え方がいかにも事務的でおかしいというお話のようですかからお答えをしますとね、これが仮に、市役所が売り主でアスベストが入っているのと言わないで売るということになれば、多少とも今の論理は成り立つ可能性があると思うんですよ。これは、売り主が宅建業者、プロなんです。ピオさんが適用されることになります。おっしゃるような論理でいけば、売るほうに。買うほうに適用されてないんですよ。そこはちょっと牽強附会の部分があります。余り解釈を無理されないほうがいいと思いますから。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

余り解釈を無理されないほうがいいとおっしゃいましたけど、アスベストが入っているかもしれないという調査が2回も行われている建物について何も報告がなかったと、これは余りにも売り主としても責任があるんじゃないかと、普通の一般の人が考えてそう思うわけなんです。民間同士で——これは業者ですけど、何もアスベストがなかったと、アスベストが入っていると言わなくて、売ったときはよくて、これは何で普通の施設が、商業施設が何も通さんで、するときは言わんでいいのか、そういう商業施設の良心的な部分もあるじゃないですか。アスベストの調査があつとる、そういうのも何もなかったら言えるんじゃないですか。一般的にやっぱりおかしいんじゃないかなというふうに思うわけです。

寺山参事、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

お答えします。

協同組合さんもその当時の法の基準にのっとって疑わしき吹きつけ物は検査されております。その結果、そこには含有せずという結果、さらに2回目、検査項目をふやしたときにもされております。その時点で、普通やったら自分のところはもうオーケーなんだなど、そういう認識じゃないかと思われまます。

ですから、ピオさんの的にはあえて検査は終わっているからという認識でおります。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

1 番中村一堯議員。

**○1 番（中村一堯君）**

ピオさん側の認識をして終わっているというふうにおっしゃいましたけど、実際に今も調査しているでしょう、10品目。心配だから調査しているんじゃないですか。違いますか。心配じゃなかったら調査しないでいいじゃないですか。もしかしたら入っている可能性がある、わからないですよ、調査結果出てないんだから。私はそういった意味で聞いているんです。確かに2カ所調査はされていた。でも、本当に今の場所は大丈夫なんですか。今、調査されているところは。そういうふうな話になってくるんですよ。疑いを持っているから調査しているんでしょうと、安心したいから調査しているんでしょうと。私たちも同じですよ、もし入ってしまったら、これは責任ないとはやっぱり言い切れんと思うわけですが、打上課長はこの調査結果が出ていない現状で判断をしろというふうに私たち議会に言えるんでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

打上企画財政課長。

**○企画財政課長（打上俊雄君）**

今のピオの建物状況で一番気になるのは吹きつけアスベストですよね。吹きつけアスベストの部分は現在ないと。これがあったらやっぱり非常に大きな鑑定評価にも影響しますし、現在、私たちが確認をやっているのは、二次製品である成形物ですね、その確認を念のためにやっているわけですし、必ずしもこの二次製品の製品を建物に使用しているのは、これは違法な状態ではないということなんです。しかしながら、さらに安心度を増すために二次製品であっても検査をし、もしそこにアスベストが検出されたならば除去をしようと、そういったことを今進めているわけであって、違法建築のものを私たちが取得をする、そういったことをやっているということではないというふうに考えます。

**○議長（松尾勝利君）**

1 番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

そしたら、今のお話では、安心したいから今検査をピオにしてもらっているというふうなことなんですけど、入っていたら除去費用は向こうが払うというふうなことでおっしゃっていましたが、国家資格を持った不動産鑑定士が出された不動産鑑定書によれば、アスベストが入っていたら何らかの影響を受けると、これは吹きつけ剤が吹きつけであるかどうかにかかわらず、これは影響ないと、レベル1以外のやつだったら鑑定評価に影響ないということがはっきりと言えるのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

先ほど申し上げておりますとおり、影響を及ぼすのはレベル1の状態であります。ですから、今回、仮に二次製品である非飛散性の素材であります部材があったとしても、その辺についてはまずは解体目的等であれば影響を及ぼすことがあろうかと思っておりますけれども、普通の取引関係では影響を及ぼさないというふうに聞いております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

影響を及ぼさないというふうにおっしゃいましたが、これは先ほど徳村議員でしたかが質問された除去費用の件でちょっと関連して聞きたいんですけども、概算でたしか1,000千円ぐらいが必要であろうと、概算の概算というふうにおっしゃってました。概算の概算というのは、前に何か全協で藤田部長が言われていたんじゃないかなというふうに、概算の概算という何か言葉を今思い出したんですが、これはどこの部分の費用が1,000千円なんですか。もし、その二次製品とかがある場合に、ピオ全体のアスベストを取り除く、そういった工事をされたときに1,000千円なんですか。もう少し詳しく教えてもらっていいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

私が申し上げましたのは、3階、4階の私どもの購入フロアにかかわる部分で、これがもし入っていればというようなことで試算し、それが通常の――我々はそのほとんど工事をやるつもりでございましたけれども、その工事以上にかかる部分、これについて負担をピオにお願いする、そういうことになろうかと思っておりますけれども、それが概算1,000千円であると

いうことで申し上げました。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

今の言葉でいうと、もし入っていて今の事業費以上にかかればピオに払ってもらおうというふうなことでおっしゃっていましたが、それでは、今の事業費の上にオーバーした分を払うということでもいいんですね。これは、もともとピオがすべき工事なんじゃないんですか。今、私が聞いた感じでは、今ままではピオが除去費用を全部賄うという、僕はイメージで聞いていたんですけど、今の話でいうと事業費があって、それ以上になったら費用はピオが賄うというふうなことで認識、答弁されたと思うんですけど、それでいいんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

これは全協のときにも申し上げたと思いますが、我々がピオに負担を求めるのは、アスベストの部材が入っていた場合に、それが通常の工事以上の手間賃、処分費、そのあたりがかかる分について、それはピオさんに負担をいただくということで申し上げておりますので、そのようなことでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

もう最初の事業の件からそうなんですけど、最初は鹿島市が65%、ピオが35%負担を耐震化工事についてはする予定だったと、それが結局は市側が約83%だったと思うんですけど、そのほかはピオが負担することになった。結局、アスベストの除去費用も幾らになるかわからないけど、鹿島市が予算内ですると、それ以上の分はピオがすると。（発言する者あり）違いますか。

済みません、僕がわかってないみたいなので、もう一度いいですか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

私の説明が悪いのかなんですけれども、基本的にこのアスベストを起因として、それで通常の工事以上のかかった部分、処分費とか手間とかあろうかと思います。それはまだ今から詳細設計しますと言っていますけれども、それが出た部分については、それは業者に負担をいただきたいということで申し上げているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

その部分はわかりました。

それでは、その同じようなレベルの工事というのを地下と1階と2階もピオさんにしてもらおうということでいいのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

お答えいたします。

今、調査をしております。その中で、そういう二次製品のレベル3のものが出てきたとした場合には、それは我々の3階、4階のフロアは我々で、それから地下、1階、2階、その部分についてはピオさん責任で除去をするということでお願いをし、そういうことで了承をいただいております。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

それは仮の契約書、8月29日に交わされたという、そういった資料、契約に文書として記載はされてあるのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

これは、今から調査をし、そして場所、部材を特定し、工事費を積算し、そういうことで確定をしていくものでございますので、冒頭申しておりますように、レベル1の吹きつけアスベストについては鑑定評価に影響を与える、でもそれはなかった。ですから、我々はこの仮契約の中では、この鑑定評価額の単価に基づきまして契約をさせていただき、そして今度は工事の中で出てきたときには、それは全て安全・安心のために除去をさせていただくということでお話をさせていただいたところでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

もうそれは今までの説明で十分わかっています。私が聞いたのは、仮の契約書にそういった事項もきちんと書かれてあるかということなんです。8月29日に仮契約されたら、それには書かれてないんですか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

先ほどから申しておりますように、鑑定評価額には影響を与えないということでございますので、その仮鑑定書にはそれは記載をしておりません。

ただ、先ほどの徳村議員だったと思いますけれども、文書での確認をとということでございますので、これについては今後のためにも文書で確認をしていきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

そういったきちんと詳細まで詰まっているのかといたら、ケーブルをごらんになっている皆さんも感じていらっしゃると思いますが、決まってないんですよね。本契約にそしたら書くんですか。そのアスベストのレベル1、2、3にかかわらず、除去費用についてピオが負担するというふうな話をいつどこで誰とされたんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

この話については、もう先週前からこういう問題を我々も認識をいたしまして、いろいろな想定、ケースを考えながらピオさんの関係者とはずっと協議を重ねてきております。最終的には昨日、理事長を含め、事務局長、それから複数の理事とはこういう形でいきますよということで確認を行っております。

ですから、最終的にはこれを文書化して、協同組合の理事会等で確認を、議決をいただくと、そういう手順になっていこうかと思っております。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

そのピオさんの理事会では、そしたら承認をされたんですか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

先ほど申しましたように、今後、開かれる正式な理事会の中で、この件については承認をいただくということで、ピオの代表者の方から責任を持った回答をいただいているということでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

部長、これはまだ決まってないんじゃないんですか。本当に全てを負担してくれるかと、3階、4階については市が入る施設なので負担してくれるかもしれませんが、1階と2階と地下まで同じレベルの工事が行われるのか本当に疑問なんです。なぜかというと、私は情報公開条例でいろんな資料の請求をしていますけれども、もともとピオの内部設備は市と同等の工事費を早稲田大学の入江研究室が想定されていたと思いますけど、実際出てきた議案書を見ると、ピオが負担できないということで、工事のピオの内装設備の負担割合が減っていました。同じように、地下と1階と2階、ここが同じように工事されるのか、もしかしたらできないんじゃないかなという心配もあるんです。部長、その点どうですか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

もう私は昨日ピオさんのところに参りましていろいろな話をさせていただいて、そういう市の方向性と、確認できたのは地下、1階、2階、3階、4階ありますけれども、その持ち分の占用部分についてはお互いの権限、そして、とにかく鹿島市が公共施設として求めているアスベストの対策を施すということを確認しております。

それから、鹿島市の工事部分についての増工分については、それはピオさんに負担をいただくということで確認をいたしておりますので、そういう方向で文書化は進めていきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

こういった一つ一つ詳細に聞いていかなければならないのは、今までこのシビックセンターの計画がいろいろ変わってきたと、ことしの1月はこうだった、2月、3月、6月、まるっきり違うような計画じゃないですか。しかも、人体に影響を与えるアスベストが含まれているかもしれない。しかも調査結果は出ていないというふうな中で、これは本当に進めているんだろうかというふうに私は少なくとも思いますけれども、市長の見解はいかがなんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

大変大事な政策ですから、長い時間皆様がいろんな御意見をいただいている、これはありがたいことだと思います。むしろ、私は事態の変化とか、いろんな状況が変わっていくことによって、何も動かさないで突っ張って、そのまんまというほうがむしろおかしいので、い

ろんなことが起きたら、その状況に合うようにそれなりにいろんな修正をしていく、改善をしていくということはちっともおかしくないと思うんですよね。だから、その時点、時点で変わったからおかしいというんだったら、原案が一番よかったみたいな話になりかねないんで、そんなかたくなな態度はとりたくない、やっぱりいろんなことで変わってきますから、そのとき、そのときの情報とか条件を取り入れながら、少しずつ修正なり改善をしていくというやり方は、決しておかしくないと思っております。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

いや、本当言葉も言いようだなというふうに私は今思いました。本当に言いようですよ。最初の計画は、賃貸して、工事費を払って進む計画だった。それが3、4階を売買する。不動産鑑定すると、する前は金額が違っていた。いろんな状況がある中で、いい方向に変わっていけば、それはまた市長がおっしゃるようないい計画、事業になっていくんじゃないかなと思いますけれども、問題点がこれだけある中で進むのが果たしていいのかなと、あらゆる方向に進路を変えながら、ああ、こっちが水漏れした、こっちが水漏れしたというふうな船に乗っているんじゃないかなというふうに私は思いますけれども、本当に柔軟な発想が、柔軟に変えていくのがいい計画につながっていくのか、それは市民の皆さんの意見とかも聞いていると一概には言えないんじゃないかなというふうに私は思っています。

これを最初からずっと頑張って進めてこられた打上課長は、この件についてどう思われますか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

基本的には問題があればそれを解決していく、それで事業が進められているのであれば推進をしていく、そういった立場でおります。ですから、アスベスト問題も時間は余りなかったですけど、一生懸命全庁挙げて知恵を絞って、そして、こういうふうにやったらやれるんじゃないかと、そういったものを導き出して御提案しているところであります。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

済みません、提出してもらったいろいろ資料を見ながら、また後で質問をしたいんですけど、50分残して。いいでしょうか。見る時間がちょっと余りなかったので。

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午後 8 時48分 休憩

午後 9 時21分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

ただいまの議会運営委員会の結果について、議会運営委員会委員長の水頭議員より報告をお願いします。委員長より。

○議会運営委員長（水頭喜弘君）

先ほど議運を開かせていただきました。その中で、中村議員の資料のことについてお話をしていきたいと思います。

この資料に関しては、執行部のほうに尋ねたところ、これはピオからのお借り物ということで、正式にはピオの許可を受けなければできないということで、そこで、議運の結果としては、今の段階では見られないということで決まりました。

そして、これからの審議ですけれども、今の模様では多分12時過ぎるんじゃないかということだと思います。それで、そのことを踏まえて、中村議員がこれから議論をされるのかされないかですけれども、その点については中村議員の判断に任せます。

○議長（松尾勝利君）

それでは、議案審議を続けます。

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

議運を開いてくださりありがとうございます。私はまだ気になる点があって、もう少し知りたいのと、詳細に調べないと、私は市民の皆さんから1票いただいて当選したその責務、責任というのを果たせないと考えておりますので、しっかりと勉強してまた審議をさせてください。この残りが私、今49分ぐらいありますけど、それは、それを勉強してからまた質問させてください。よろしくをお願いします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

12番議員の中西です。質問をいたします。

今回の先ほどからの審議の状況をお聞きしますと、まだまだかなり不十分な資料提供なり答弁があっておるように私は感じております。私自身は3月議会の補正予算の問題でこの問題については反対をしてくておりますので、今回、反対を前提じゃありませんが、市民の皆さんに説明するために、私は皆さんのテーブルに乗った上で質問をしたいと思います。

まず1つでございますが、先ほどから不動産鑑定書の前後の問題のお話があります。

私も情報公開条例で実は取りました。書類としては、やはりこんなに製本されたものじゃ

なくて、コピーしたやつを2枚か3枚かいただいたのかなと思います。で、そのときに私も実は気がついておりません。ページが飛んでおるということを全然認識をしておりませんし、開示をする側もそれ以上の説明はなかったというふうに思っております。ですから、私はその鑑定書を信用したんですね。でも、その記載は主に金額が中心でした。そして積算をした価格は、2種類の考え方からこれを積み上げましたよということで私は理解をした。今あいている部屋を利用価値というかな、利益をとれる、とれないの問題でその不動産の価値は変わると、これが大きな要素があると思っております。通常はそのようになりますが、私はピオについては価値がないというふうに思っておりますので、全体の金額もちよっと高いかな、まだまだもう少し議論を重ねていけばもっと低くなるかなというふうに僕は理解をしていたわけでありませぬ。

ところが、6月議会に私は多分、鑑定士についての報告をお願いしたと思っております。で、6月30日までに出てくるのかなと思ったら、7月23日は何枚か、そして8月23日に要求がされて、改めて製本という形で私たちが今、手元にあっている状態が出てきた。これが私の手元に来たのは8月26日です。そのときに初めて私は自分の家でつらつと読みよっていたわけですね。そうすると、同僚の議員が問題点のあるごたあよということで、何ねと話を聞いたら、そういうこと、2つの問題。

1つは、不動産鑑定士のいわゆる意見——意見ではないな、その書いてあるところ。もう1つは、敷金の問題が、いわゆるそれが固定的なものであれば鑑定額にも少し影響がある。ただ、それは私は民間サイドのやりとりだから、市のほうとは直接関係ないかなと思った。

問題は鑑定書の中身ですよ。きょう皆さんが指摘しておるとおりです。それがどうのこうのという問題がありますね、今。でも、僕はそれをいただいたときに、当然これは読んだ人ならば必ずチェックをしなければいけないところ、そういうところだと私は常識として思います。何とかが1か2か3とか、そういう問題ではない。まずもってその鑑定書を読んだ人は、常識的には、あっ、これは何とか検討しなければいけません、あるいは確かめなければいけませんというのが本来の人の姿ですよ。民間であれ役所であれ、それが市民の皆さんの健康を守っていく、安全・安心のまちづくりをするならば、まずそのことに気がつく。そして、それを指摘してあるとおりの専門家をお願いをする。

うちの1級建築士じゃだめですよ。それはなぜか。第三者の機関にしっかり任せること、それがその検査結果の信用につながっていくものなんです。継ぎはぎの状態の説明をされても、これは役所の仕事ではない、私はそう思いますね。一般常識として、アスベストの問題が書いてあったら、それが1であれ2であれ3であれ、まず検査をする。特に今回、商業施設を役所で使う、そういう前提のもとに区分所有する財産を、財産の中身を何もわからないで買う人はいますか。いないですよ。買う人はいません。

だから、その結果、何で役所がそのようなことをした結果になったかというのが8月29日

付の仮契約書ですよ。仮契約書見てごらん下さい、何が書いてありますか。さっき部長が言ったようなことは、ピオと打ち合わせをしました、何をしましたということは仮契約書には何も書いていないよ。10条に一般的な条項は書いてある。契約書以外に決めていないような条項とか、そういうものは改めて協議しましょうというようなことが書いてある。

役所の仕事ですよ。役所の仕事の仮契約書に単なる一般的な協議の事項だけあるというのは、これだけ問題を指示されている物件ですよ。それを仮契約といえども、何もそこに条件がない。それは絶対よくない、役所のやることじゃない。はっきり言って素人ですよ、皆さん。自分でそう思いませんか。今、多分みんな反省をしているはずですよ。みんな知らないんだから、こっちは。自分たちだけやってんだから。環境とかそういう専門家に聞いてみるとか、指摘されてから初めて動いているわけですよ。

だから、8月29日にはそういう問題がありながら仮契約を結んでしまっているわけですね。そこに特記事項と言われるようなものが何もない、一般的条項で終わっている。だから私たちは不安なんですよ。だから本契約をきょう出されても、146,000千円の金だけの問題じゃないんだよ。将来にわたって何が残されているかということが心配だから、だからきょうの議論になっているわけよ。

いいですか。だから私は今どういうふうに思っているかということ、そのように思っているわけ。気がついた人が何でチェックしなかったの。しかも、民間とか役所にいる1級建築士とか、そういうものじゃなくて、いわゆる第三者、そういうのに何でさせなかったんですかということなんですよ。まず、そのことからお聞きしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

北村副市長。

**○副市長（北村和博君）**

不動産鑑定の結果を第三者になぜ鑑定に出さなかったのかというような御質問でございます。

今回、私どもが参考にさせていただきましたのは、鹿島警察署の移転用地につきましては、不動産鑑定を行って、そして取得をしたというのは皆さん御存じだと思います。それで、それを参考にさせていただきました、そのときも鑑定業者さんは1社でございました。それで、このことにつきましては県警本部とも相談をいたしましたけど、県警のほうから、この金額でいいだろう、鑑定結果が出たらその額で進めようじゃないかというようなことでお伺いしたものですから、今回も私どもはそういうことで、不動産鑑定士を信頼するところに、その鑑定結果につきましては評価をしたというような状況でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

12番中西裕司議員。

**○12番（中西裕司君）**

副市長は僕の質問には答えていない。不動産鑑定士を信用するというならば、あそこに書いてあったアスベストの問題について、その理解がお互いに違ったんじゃないですか。だから不動産鑑定士に文句言ったんじゃないの。今までの議論を聞いていると、そういうふう聞こえるよ。

信用しているって、それは樋口市長だって、この前の8月29日——7月かな、8月かな、特別委員会で、私が業者のことについて信用がないと言ったら、それを全て議論から全部業者に伝えますよというようなことを市長は言った。だから、私は業者から名誉棄損で訴えられるからという話をした。信用しているんでしょ、不動産鑑定士を。そしたら、何で不動産鑑定士と意見を違えんばらんようなことを言わなきゃいけないの。それはアスベストの1、2、3の問題があるからでしょう。

私が言っているのは、アスベストという問題があったね、不動産鑑定士が指摘しているわけですよ。そして、それを確認したら、ピオのほうの現所有者は余りようわかったらんと言っているわけですよ。多分、不動産鑑定士はピオの現所有者に対して確認をしたかったと思うんですよ。それがわかっていないから、なかったと。だから、自分は今回のアスベスト問題については触りませんでしたと。だから、何かあったら価格に反映していくし、高くもなれば——ああ、高くなるということはないですね——安くなることはあるということ指摘しているわけですから。何でもっと、そんなに素直に物事を考えませんか。不動産鑑定士が悪いから、どんどん文句を言ったってしょうがないでしょう。そして、今は信用していると言っている。それはやはり私から見れば、その議論はとりえない。

だから、6月24日付で出ているのに、何で8月まで2カ月あるのに、何らそこに手当てをしなかったかということですよ。単純に言えばそうですよ、僕から言えば。幾ら内側でごちゃごちゃごちゃごちゃした、特別委員会にもろくに報告せん、あるいは6月の予算についても何ら言及していないわけよ。だから、皆さんが言うのは、6月24日前にもう知っていたんじゃないのって言っているわけでしょう。それをだから、皆さん確認しようとしているわけよ。わかっていたら、それを議会で言わなきゃいかんでしょう。そして、この問題についてはこうしますと。6月議会で150,000千円の予算をつくったんだから。だから、その手続きがしっかりしていないということを言っているわけ。わかりますか、僕の言わんとしているところ。

だから、副市長が言う信用している、信用しているって、信用していたらなおさらのこと、それをやらにゃいかんでしょう。何でその手続きをしなかったんですか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

6月の時点におきましては、6月議会で予算を計上するために全ての不動産鑑定書を私ど

もは見ることはできませんでした。取得額154,000千円やったですかね、その金額の記載を確認して、それを了としたところでございます。

アスベストにつきましては、今回、不動産鑑定書の中にアスベストが含まれている建材が使われているというようなことで、そのことにつきましては、先ほどもお答えをしておりますように、ピオのほうに確認をいたしまして、県の環境技術協会からオーケーの返事をいただいておりますということもありますし、また、佐賀県のほうでも定期的な調査を実施されてきて、それでも合格というようなことで、県のほうもそれ以降の調査はされていないということをお聞きしたものですから、そういうことで、アスベストについては特に問題ないという判断をいたしたところでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

副市長の言われることは、私たちから見ればごまかしでしかない。1、2、3の問題じゃないんだと。じゃ教育長、聞きます。鹿島の学校建築の中でアスベストを使ったので、1については今ないと言っている。それについては、全てやり直しなり保全なり措置していますか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

既に措置済みでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

今、東部中学校とかその他いろいろね、僕が中学校のときに育った校舎が今回いろいろなる。昭和50年以降はアスベストの問題は使っちゃいかんということになっているんだろう、ちょっと法律のことはよくわからないけれども、そういう問題。措置をしていると言うけれども、一番新しいのでいつ措置されていますか。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

これは東部中学校ではございませんで、古枝小学校で吹きつけのものがございました。これが平成17年12月に、吹きつけのところをボードで上を張ると言うような形で、囲い込みという形で、封じ込めという形で措置をいたしております。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

そういうのは事実として、どういう法律に基づいて、どういう行政指導のもとに基づいて、それは古枝小学校以外にも全て措置をそのときされていますか。どういう状況ですか。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

しないといけない。アスベストを使っている可能性がある部材で、特に吹きつけが危ないというようなことで、その部分で全小学校を調査して、そのときに古枝小学校に使っている部分があったということで、そこは措置をしたということでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

それは、そういう部材が使ってあったというものは何から知りましたか。竣工図ですか、建築確認図ですか。あるいは、その仕事の途中のいろんなことですか。どういうことでチェックをされましたか。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えをします。

自分が確認したわけではございませんし、竣工図なのか、あるいは設計図といいますか、図面なのかはわかりませんが、うちは施設を持っておりますので、全部の小学校の図面がございます。そこに使ったという部材も書いてありますので、それで確認をしたものというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

ね、いわゆる教育委員会の所掌は子供たちの安全・安心ですよ。それが一番優先するんですね。だから、そういう中でちゃんとチェックをされているわけですよ。役所の中にもチェックをすところとしないところとある。職員の中に、そんなにレベルが高い、低いという問題があつていいんですかね。少なくとも皆さんが信用する不動産鑑定士の報告書にそういうのがあつたらば、とりあえず第三者機関にするとか、庁内でもっと議論をして、より

ベターな方法を探るとか、そういうのをしなきゃいけないでしょう。何でそれができなかったのかというのがわかりませんね。

そして、それが8月になって仮契約まで、我々が知ったのは8月26日ですから、2カ月近く遊ばせているというのはおかしいけれども、それはどう考えますか。本当に担当として、それでよかったと思っていますか。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

お答えします。

6月24日の鑑定書が出てまいりまして、その後、一応現場のほうも出向きまして、平成17年と平成23年に吹きつけ材の確認を行っているということが判明いたしまして、そこで安堵したということもありまして、その後、ちょっと私個人的なことで、参議院選挙であるとかそこら辺の業務多忙な時期も入っておりまして、確認事項ができていなかったという状況でございます。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

12番中西裕司議員。

**○12番（中西裕司君）**

一応打ち合わせらしきものはしたと。その中で、ここにも検査報告が3回ぐらいのやつが出ていますけどね。ただ、先ほど参事は言うけれども、6月24日出てきた。その前には何も知らなかったということが答弁になっているんですけど、もう一回確認しますが、そうですか。

**○議長（松尾勝利君）**

寺山企画財政課参事。

**○企画財政課参事（寺山靖久君）**

お答えします。

6月24日の鑑定書以前に、ピオ関係でアスベスト関係の情報は知りませんでした。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

12番中西裕司議員。

**○12番（中西裕司君）**

そうすると、6月24日の鑑定書が出てくるまでは、まだわからなかった。しかし、6月の予算はつくった。電話でもらったと言ったっけな、金額ね。鑑定書が正式に出てくる前の報告は、予算に反映するためには電話かなんかでもらったと言っていたね。そうだったと思

ますけど、ちょっと確認します。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

先ほど申し上げましたとおり、速報値という形で金額に関する部分をいただいております。

以上です。（「その手段は何」と呼ぶ者あり）ファクスであります。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

速報値としてファクスでいただいた。それは金額だけですか、あるいは何か説明事項があったとか、そういうことはどうですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

速報値でいただいたのは、基本的に総額並びにその積算根拠——建物の1階からずっとありますけど、そこら辺、当時の積算根拠についてはいただいております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

普通、建物の状況あたりはやはり、積算根拠の中にどの範囲で書いてあったかちょっとわからないけれども、この報告書を読めば、ある程度具体的に書いてあったかもしれんなど。というのは、その数字は6月の予算書に反映するやつだったと思うんですよね。だから、当然いかげんな数字ではなかったと。ある程度根拠のある、そういう数字であったろうと私は理解をします。

そこで、何も知らない——24日になって初めて知った。6月議会は6月二十何日で終わったね。だから、その前に私は、6月24日以降に情報公開条例で取ったということになりますね、書類はね。何枚かの書類を取った。それで金額を確認した、積算根拠を確認した。でも、ピオの現在の状況については何ら書類としてはいただいているのでわからないと。当然、私は別の意味でピオの3、4階を区分所有するという予算案については、もう前回反対しておりますので、反対した理由を述べておりますので、ここではあえて言いませんが、そういうことでしたので、余り関心はなかった。そのときには価格が問題だった。ただ、今思えば、

やはり24日の報告書が出た時点でもっと早目に気がついてしていただければ、こんなにまではならなかったんじゃないかと。

要するに、行政はやるべきことをやってほしいんですよ。きのう全協の一番最後のてんまつ書の一番最後には何を書いてありますか。とにかく僕が読めば、金をつぎ込んでもいいから、子供たちの安全・安心のためには、疑わしきものは全部取り除いて安全・安心な施設にしたいって、それが結論じゃなかったですか。僕はそう理解しましたよ。ただ、その費用を誰が持つか。あるいはその前に、何で買う人が不動産鑑定書が出る前に、今のピオの現況についてチェックをしなかったかということですよ。外づらだけ見て、30年たっているとか、あと知っていますか、最近の雨があったときに雨漏りがしよったという、そういう現認者もおんさあごたあですよ。

だから、区分所有する場合に、何で建物の現況をチェックしなかったかということですよ。専門外の不動産鑑定士が指摘して初めて建築士の出番——自前ですよ、自前の建築士の出番になっているわけですよ。普通は、あれだけの大きな買い物は、大体買う人はちゃんと調べますよ。何でそれをしなかったかという、実際は単なる空き家対策だからですよ。単なる空き家対策。それから始まっているから、こういうことになっちゃうんだよ。みんな、あと子供たちとかお年寄りの施設については全て後づけ。だから、そこに行政が本来ならしていなきゃいけない、物を買うといたときに、ちゃんとした条件なりいろんな全てのことを調べなきゃいかん。ピオの経営状況も含めてチェックをしなきゃいかん。みんな後づけだったじゃないですか、今までの私たちに対する説明は。で、今度またそういうことをやろうとしている。だからみんな心配するんです。

何で30年たったやつに今ごろまた大修理をして何億かかけて、買って修理をしてやって、そして、地下、1階、2階の地権者のために鹿島市が金を出す、そのような構図にしか受け取れないんです。それを払拭するためには、ちゃんとした適正な手続をする、それが行政の本来の役割。そして情報は公開すること。それがなかったじゃないですか。認めますか、認めませんか、どちらですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

昨年のニューディール構想の提起以来、いろいろな場面でできるだけ情報の提供、その場その場で、できるだけことはやってまいったというふうに思っております。ただ、いろいろ私たちが行き届かなかった部分は、それはあろうかと思いますが、そこはフォローをしながら、そして、問題があればそれを出しながら、そして、この問題に対してはこういうふうに対処をしていきます、そういうふうなものをずっと出しながら、この1年間の提案を行ってきたというふうに私たちは考えております。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

まあ内部では一生懸命やってきたんだろね、何人かで。福祉事務所の所長なんかは、市民部長なんかは、そのときに何もしていなかった。アンケート調査もとっていない。今度、市長は演告の中で何を言っているかということ、市の職員のアンケート調査をとってどうのこうのという説明をしている。後づけでしょう、それは。福祉計画があって、その中で手続を決めて、そして何を持っていくかということなんです。単に福祉会館の施設を持っていくということだけだったら、余りにも空き家対策と一緒にじゃないですか。そういう政策というのはお互いに連絡をし合って、市長は今、計画はどんどんどんどんいいほうに姿を変えていくと言ったね。私は悪いほうに行っていると思うけれども、市長はいいほうに行っているんだと。いろんな組み合わせをしていくんだと言う。最初から組み合わせなかったじゃないですか。それはもう事前に指摘しているから、この場では余り言わないけれども、そこなんですよ。

じゃ、1つちょっと話題を変えて質問します。

副市長は鑑定士のことを言われました。多分、入札その他、適正な手続でやられて、ただ、予算は流用したと言った。1,000千円じゃなくて1,070千円かかっている。予算は1,000千円だった。でも、結果的には1,070千円かかっている。そして、金額を支払いをしたと言ったね。それを確認しますけど、どうですか、副市長。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

最後ちょっと質問が聞き取れなかったんですけど、不動産鑑定士料については支払いが済んだのかというような御質問でしょうか。（「済んだと言ったのよ」と呼ぶ者あり）再度お願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

だから、不動産鑑定士の費用ですよ。費用を支払ったと僕は聞いたから、そうですかと聞いているわけですね。だから、そうじゃなかったらそうじゃないと言えばいいじゃないですか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

不動産鑑定士料につきましては、2回の契約をいたしておりましたけど、2回とも支払っておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

何でもう支払っちゃったんですか。契約工期は11月の末だったと思いますよ。多分29日か、この仮契約の日付に合わせてあったと思いますよ。契約工期がまだあるのに、もう支払いしちゃったんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

当初、3階、4階部分の鑑定評価の契約につきましては、専有面積の変更、確定できないということで、一応工期を延ばしております。ただ、6月追加補正を上げるに当たりまして、緊急に鑑定額の数字が必要になりましたので、6月21日にいわゆる速報値をいただきまして、最終日6月24日に鑑定書の製本を出していただいたということになります。ですから、鑑定書の製本を出していただきますと、その時点でうちがもらうべき鑑定書はでき上がっておりますので、検査確認を行い支払いを行ったというところでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

僕はまだ契約工期があると思っているわけ。変更契約しましたか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

一応工期内で業務は完了しておりますので、短縮の変更契約は行っておりません。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

6月の時点の中では、結局、当初入札で590千円ぐらいでとってね、みんなほかの業者は950千円ぐらいで入札しているのにそこだけ極端な金額で入れて、そして、その次は随契でまた650千円ぐらい何か金額ふやして合計1,070千円にした。そして、24日の製本ができた時点で工事完了として金を払ったと。11月まで延ばした理由はまた別にあったんじゃないです

か。契約工期が延びた時点で、そのときそういう説明しませんでしたか。どうですか。理由が違っているような気がしますけど。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

そのときは専有すべき面積が確定していないということで、最長11月二十何日ぐらいまで工期を延長しております。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

契約工期は延ばした。でも、図面が出てきて報告書終わったから、工事完了として代金を支払ったと。そしたら、いつ払いましたか。日にち、何日に払っていますか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

今回の件でございますけど、不動産鑑定士のほうから業務完了報告書の提出を受けまして、それで、うちの部長、課長が検査確認を行いまして、成果品に間違いがないという判断を認めまして、そして、支払いが7月10日でございます。2回目の契約につきましても、支払いにつきましては、同じく7月10日に支払っておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

工期がまだ11月までであるのに工期変更もしないで、仕事が終わったからといって7月10日に支払いをしている。何か矛盾感じませんか。

というのは、6月24日に出てきた鑑定書に基づいて、今、市は単純に言えば鑑定書に対して文句を言っているわけですよ。金は支払っているんですよ、完了届出ているんですよ。何で文句言えますか。答弁ください。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

現在、鑑定士のほうと鹿島市のやりとりでは、提出のあった根拠の確認であります。そこから辺を行っておるところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

私は今までの議論を聞いていて、鑑定士と鹿島市で見解が違うので、鑑定士のほうに協議をしているというふうに感じているんですけど——いい意味で協議よ、そういうふうに僕は受け取ったんですけど、仕事が終わった人に後でそのことについていろいろ文句を言ったところで、何か契約書にいろんなことがあれば別だけれども、1,070千円の契約にですよ。どうなんですか。後で文句言えると思いますか。どうですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

現在、鹿島市と不動産鑑定士とのやりとりの状況ですけど、文句を言っているとか、鑑定書の修正を求めるとか、そういった状況ではありません。今、鑑定書のここの表記の部分の確認、そして、この判断に至った根拠、そういったものを確認いたしまして、ピオのアスベストの存在が疑われる場所を確認して、その適正な対応を行っている、そういった状況でありますので、文句を言っているとか、そういった状況ではないというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

文句を言っているというのは、不動産鑑定士と鹿島市の間がそういう状況なんだろうと言っているわけですよ。単純に、一般的にはそういうふうに言いますよ。もう契約は終了して、金は払って、完了届も出とって、そして、今になってピオさんからどうのこうのとかピオの都合のいいことを言ったり、自分たちがきちっとした仕事をしなかった、そのことの取り繕いじゃないんですか。そう感じませんか。僕はそう感じますよ。

打上課長とは昔から鹿島のいろんなことを議論してきた、若か者のときからしてきた。ちょっと意味が違うんじゃないかなと俺は思うけどな。よく鑑定士がそれにおつき合いしていると思いますよ、逆に。私のところの仕事はもう終わったと、何を今さらそういうことを言われる筋合いがあるんですかということになりますよ。そう感じませんか。僕はその会社、余り信用していないけど、そのように思いますよ。

じゃ今、鑑定士と鹿島市ではどういう審議というのはおかしいな、協議をされておるんですか。ピオのことわかりましたよ。アスベストの問題、1、2、3の話もわかりますよ。そういう、私たちから見れば不動産鑑定書に書いてあったことは、うそということでございま

すか。うそではないけれども、不動産鑑定士の分析がまだ足らんやったよと言いたい。どっちなんですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

不動産鑑定士の方には、鑑定士としての責任を持って説明責任を果たしてもらっているというふうに考えております。私たちは、この納品があって正式に受け取っておりますが、やっぱりわからない点、疑問点というのは当然質問をいたします。その質問に対して誠意を持ってお答えをしてもらっている。その答えをもとにアスベスト問題についても対応している、そういった状況であります。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

不動産鑑定士に今、そのようなものをしている。不動産鑑定士は、僕は6月議会では大体6カ月ぐらいかかるよねという話をしていた。余りにも早い中でやってきた。だから、11月まで工期が延びるのはいたし方ないかなと思っていた。でも、もう金は払っている。そして後、今、成果品についてはお聞きしたことで聞いている。何で6月24日にできないんですか、そういうことを。それをしなかったということでしょうが。何を今さらしているんですか。6月の末までにはそれを終わらせていなきゃいけない、成果品が出ているんだから。金も7月10日には払っているんだから。

自分たちの仕事が忙しいけれども、難航しようけれども、予算を立ててそれを議会に出す以上は、それぐらいの覚悟を決めてもらわんと審議できませんよ。私は嫌みを言っているわけじゃない。僕が市長ならそういうことを指導しますよ。おかしいと。どうだったんだ、結果はと。金だけの問題じゃなくてね、何かほかにもいろんなことあったかと聞きますよ。で、その結果を早目早目に対応していくのが役所の仕事じゃないですか。民間の普通の我々素人にできないことが役所ではできるわけですから。だから、そこを僕は言っているわけ。もっと真剣に考えてよと。今思えば、何でそのときそういうことをしなかったのということなんです。で、今の混乱になっているわけですから。それが結局、きょうの議題の仮契約書には何ら反映されていない、ここの議会で議論をしているのがね。じゃ、全てを附帯条件につけますか、協議の中に。その作業をしますか。待っていてもいいですよ、そういう作業をされるなら。だから、そこですよ。

そしてもう1つ、少しさかのぼります。副市長が信用の問題を含めてあった。どういうふうな指名の基準でなされたか、まず教えてください。普通、鹿島市の指名の基準は、鹿島に本社がある。その後、数が足らなければ、どうなのかな、市内に支店があったり営業所が

あったりする、あるいは県内まで含む。物によっては、どこまで指名をするというようなことがあると思いますが、そのときの指名の基準というのを教えてください。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

鹿島市では、鹿島市建設工事等入札参加資格に関する規則を設けております。その中で、委託業務ということで不動産鑑定業務という項目がございますけど、この不動産鑑定につきましては、入札に参加しようとする者は、別に定める入札参加資格審査申請書を鹿島市に提出していただければ鹿島市の指名を受けることができるということがございます。建設業につきましては県の登録等を準用しておりますので、県に登録されたら鹿島市の指名に入るとのことがございますけど、不動産鑑定業務につきましては、県の登録とは関係なしに、鹿島市に申請をしていただければ鹿島市の指名、当然書類の審査は行いますけど、それで指名を行うということになっております。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

僕がこれを聞く理由ね、そういう原則はある。県内にも不動産鑑定士の業務を行っているのはいる。通常3社以上おればいい。何で福岡の業者を入れてあるんですか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

今回、鹿島市には不動産鑑定業務を行うコンサルはおられませんでした。それで、県内から抽出をいたしたところがございます。今回お仕事を依頼した業者さんにつきましては福岡の業者さんでございますけど、鳥栖のほうに営業所を設けておられますので、その中から指名をしたということがございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

そこなんですよ。鳥栖にある営業所は、営業所ですか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

訂正をさせていただきます。鳥栖にあります佐賀支店でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

皆さん、別のことを僕は言いよると思うけれども、一連の作業の中で、今度の仮契約に至るまでの話をしているわけなので、関連じゃありませんからね。本当のことを僕はお聞きしているんですから。

で、佐賀支店と言いました。支店というのは登記簿上どうなりますか。登記しますか、しませんか。

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午後10時20分 休憩

午後10時20分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

ここで10分程度休憩します。10時30分から再開いたします。

午後10時21分 休憩

午後10時30分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

執行部から答弁を求めます。北村副市長。

○副市長（北村和博君）

失礼をいたしました。佐賀支店が登記がなされているかという御質問ですけど、平成22年の5月21日に登記がなされております。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

これは大きなそごがあります、そごが。支店で登記。登記簿上の登記というのを支店はしなきゃいかんと思うんですね、営業所とした場合ね。そして、鳥栖にそれがしてあって、じゃ、逆に聞きますけれども、法律上は支店であるけれども、実態はどうですか。実態調査しましたか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

支店、営業所等の実態調査はということでございますけど、県内全ての鹿島市に指名願が出ている事業所等の実態調査ということは事務的にも不可能でございますので、いたして

おりません。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

確かに建設業と違って、不動産鑑定士の業というのは、今、副市長の答弁を信用すると、支店登記がしてある。本社はどこですか、福岡でしょう。福岡に本社があつて佐賀に支店があつた場合、どうなると思いますか。福岡の知事登録では済みませんよ。2県にまたがる場合には大臣の登録が必要になってまいります。副市長の今の答弁で考えると、今回の不動産鑑定士の会社は大臣登録でなければなりません。それはなぜか。2県にまたがるからです。2つの県にまたがる場合には、上級官庁が登録をする、あるいは建設業の場合は許可をいたします。今回、不動産鑑定士の報告書を見ますと、福岡でしょう、知事登録でしょう。

私は、このことについては福岡県庁まで、該当する鑑定士の鑑定会社の一番もとになる登録という仕事をしっかりしているかどうかということで、実は確認に行っています。その際、もともとになる書類を拝見しましたが、担当からも、やっぱり書類としては知事登録なんですよ。そうですか、佐賀に何か鳥栖に営業所らしきものがあつて、そこで営業をなされているんですが、それが今回の元帳に——元帳というのはおかしいけれども、登録の申請書にありませんね。当然、支店となると登記簿等上の要件になりますから、全然普通の営業所と違ってまいります。副市長そういうことを言われた。これは大きな問題ですよ。

そして、そこで勉強してきたことを言いますよ。不動産鑑定士の法律の中で言う事務所というのは、実際、契約とか、いわゆる年間契約を出しているとか、そこの所長さんとか支店長さんにそういうことをしてあるとか、あるいは常時契約業務をやっているとか、そういうのが実質的な営業所なり支店なんですよ。でも、知事登録を見る——申請書を見る限り、その姿はありません。確かに指名参加願にはその他、私の記憶違いがあるかもしれんけれども、鹿児島とか、ほかの県にもそういう記載があつたというふうに私は理解をしています。

となると、支店となると、もうこれはごまかしがきかないわけですよ。いや、単なるそこは隠れみののための事務所ですよとかですね、あるいは契約はそこではしないんですよとかね、そういうことを言えなくなっちゃう。支店には必ず専任の技術者を配置しなきゃいかんだったのかなと私は理解します。

現に指名参加願見てください。多分あつたと思いますよ。全部で4人いるけど、それぞれの営業所、あるいは支店に技術者を配置してある。そして指名参加願出ていたんじゃないかなと私は記憶をしていますが、仕事をする上で、会社法上の適用はもちろん受けます。建設工事をやろうという場合は建設業、不動産鑑定士は不動産鑑定士の業務の法律に基づいて、それはとらなきゃいかん。それは登録であつたり許可であつたりするわけです。

今回、知事登録ですよ。大丈夫ですか、そういう指名の仕方をして。勘違いですか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

私どもが今回、この不動産鑑定会社が福岡市に本社があるということは知っておりました。それで、大臣許可を得ているということは書類上はとっておりません。それで、鹿島市が指名願を受け付けるに当たりましては、この会社から2年以上は佐賀支店のほうに委任状を出されておまして、その中で、契約締結に関する事とか工事の施工に関する事項等が記載してありましたので、書類上不備はないということで登録を受け付けているものでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

そうなると、そこまで言われちゃうと、完全な営業所というふうに私は理解をいたします。そしたら何で知事登録って、報告書の中の確認をしてみてください。私、手元に今ないからわからないけれども、何て書いてありますか。知事登録何番の何号って書いてあるでしょう。それをちょっと課長、言ってください。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

不動産鑑定業者登録は第9の88号ということで、平成22年2月1日の登録ということでございます。（「知事でしょう」と呼ぶ者あり）そうです、福岡県知事です。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

副市長には多分瑕疵はないと思う。ないと思うけれども、今の言っていることを見れば、一連の業務の中で契約は誰としましたか。本社でしょう。佐賀支店じゃないですよ。確認します。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

契約の相手方は、佐賀支店の支店長でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

契約は支店長ということですね。そうすると、私は不動産鑑定評価書というのもいただきましたよね。その中には、福岡県知事登録9番の第88号、株式会社何々保証、代表者の名前があって、不動産鑑定士の名前があって、連名をしてある。これ、どういうふうに考えればいいですか。

○議長（松尾勝利君）

時間かかりますか。

暫時休憩します。

午後10時43分 休憩

午後10時44分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

本店のほうから支店のほうに委任している事項は、読み上げますと、入札及び見積もりに関する事項、契約の締結に関する事項、工事の施工に関する事項、代金の請求及び受領に関する事項、副代理人の選任に関する事項、工事完成保証に関する事項ということで、この6項目が佐賀支店のほうに委任されているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

年間委任状が出ているという確認もできた。入札業務、あるいは契約業務までできるとなっている。仕事もできるようになっている。これは完全な営業所ですよ。となると、佐賀にも支店という営業所があって、福岡にもある。法律違反の疑いありませんか。これに登録の期間は5年間だそうですけど。そこまでしっかり鹿島市と契約を結んで、年間委任状も出ていてということであれば、2県にまたがって営業所があるということになるじゃないですか。何で気がつかないんですか、知事登録のままということ。それはどうですか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

先ほども答弁いたしましたように、確認することが事実上できなかったということで、今になって思えば反省をいたしているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

確かに鹿島市にいろんな方面から指名参加願が出て、それを一つ一つチェックすることはできないかもしれない。でも、担当としては、少なくともそれぐらいの常識はなければいけない。不動産鑑定士法の条文読んでください。2県以上にまたがっている場合には大臣の登録を受けるってなっているんですよ。指名参加願上わかるでしょう。福岡が本社で佐賀が支店——これ2県にまたがっているのに、何で福岡県の知事登録なのと。それぐらいのチェックができなければ、担当はやめたほうがいいんじゃないですか。みんなそれでしのぎを削っているんですよ。僕だって建設会社に就職していたときには、それが営業の基本なんです。建設工事の場合は許可ですけれども、許可の申請をして、営業所の調査を受けて、そして、ちゃんと専任技術者を置いて、そして業が成り立っていくわけですよ。

その本来のことを、今さら副市長に言ってもしょうがないかもしれんけれども、うちの書類の中でそういうのが判明しているじゃないですか。私は何も福岡まで行かんでもよかったじゃないですか。もともとの書類を見に行ってきたわけですから。それで担当と話をしていたら、いや、営業所はありませんね、単なる連絡事務所みたいですねというようなことですよ。そのための注釈がある書類を僕はもらってきていますからね。ええ、そうですか。ああ、どおりで本社が契約しているんだね。報告書には出しているんだねということを知っているわけですよ。

報告書の不動産鑑定士と佐賀の支店におられる鑑定士の方は多分、別な方だと思いますけど、ちょっと念のために確認をいたします。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

鑑定士は本社勤務でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

指名参加願を確認しなきゃいけないんですがね、報告書の鑑定士の名前、要するに契約をしたのが支店だと言っているんですからね。4人いるから、誰が報告書をつくろうとその人でいいんだろうけれども、私は、契約をしたところにおるならば、その人が報告をするべきだなというふうに思います。そんな二元的な考え方は僕はしない、一元的に考えれば、素直に考えれば済むことだなと思いますね。

だから、私はいいですよ。もう仕事をしてしまっただけで金まで払った。今さらその鑑定士が、おおい、登録の受け方がおかしかったぞ、だから資格がないんだとは、そこまでは言わななくても、また、県庁へ行っておかしいですよということを指摘しておかなきゃいかん。

それで、申請、登録のやり直しをしてほしいと。それが、みんなしのぎを削っている商売人が最低それはしなきゃいけないこと。しかも、公の仕事をとるときにごまかしをするような業者であってはならない。我々の勉強会で、この前、経営事項の審査を受けてくれと、少なくとも公の仕事をする上では経営事項の審査を受けましょうと、そういう業者をしっかりと形で指名してくださいねというお願いを委員会での前した。まさにそういうところですよ。一番ルーズであってはいけない契約の業務。だから今みたいな後づけばかりの説明になってしまっているわけですよ。

それに、登録をした、指名参加願が出た、指名をした。そして、入札を行った、契約をした、契約が2つにまたがった。一連の書類の中で何か不備なものがありますか。全部整っていますか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

不備はないと思います。不備はありません。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

不備はないということだから、情報公開条例で申請をせんでもいいだろうと思って信用しますが、今みたいな状態での業務遂行をされているとなれば、私は非常に残念ですね。

行政の仕事というのは、公平・公正、そして情報公開ですよ。適正な手続、適法な手続をしないと信頼されません。みんな後づけで物事を処理しようとしている今の体質には、私は到底、今回の件については賛成はできません。

特に今回、議案として出てきた周辺のことと言うけれども、肝心な仮契約の中身についての紹介が何もない。テレビを見ている市民の方は意味がわからない。だから、僕が第10条をどうですかと言ったときに、仮契約書といえども中身が整っていない。金額が書いてあるだけじゃないですか。せいぜい登記の問題も心配されているから、登記の問題が少し書いてある。でも、肝心なピオとの協議とか、口頭で説明してそれで終わりにする。

6月24日にこの問題は既に出てきているわけだから、その間に協議が調ったものについては、少なくとも仮契約書に条項としてなければならない。あるいは別冊として特記事項を書いて、お互いの話のまとまった部分は契約書として出さなければならない。それをしないで、まだ検査が終わっていません、どうしましょう、どうしましょうと言ってどうするんですか。ピオのほう負担をするからいいというような話も、今、逆に考えればそういうことを言える。そうじゃない、買うほうもきちっと検査をせよよということですよ。何も今回、多分していない。

だから、そこが今回の普通の建物の売買契約の一番よくないところ。単に壁を外して、竣工図はありません、建築確認の図面は何かあるみたいですよ。業者も持ちません。じゃ、どのようにして修復事業をするんですか。詳細設計をするんですか。鉄骨1本どこにあるかわからない、全部ふたをあけてみなきゃわからないんですよ、そうなるよ。もとの図面があって、そして、それを検査する中で、新しい今度の今の修復事業をするというのが手順でしょう。今の状態で何もなくて詳細設計って、新しいものを別につくったほうがよっぽどいいですよ。

そういう困難な仕事待ち受けているんですよ。アスベストの問題だけじゃない。単に床をはがして1カ所、2カ所を探しているという問題じゃない。全部はいでしまわなきゃいけないような状態になる可能性だって今の状況ありますよ。だって、竣工図がないんだもん。空想して描きますか。何らかの根拠があって、詳細設計が今度の手続としてできるわけでしょう。

仕事のやり方がちぐはぐです。だから信用はできません。私たちが市民の方に説明する上では、今回の仕事については足りない部分がいっぱいあります。それは6月議会を通じて、あるいは3月議会の予算の審議のときにも公にしてきました。今回、仮契約書が議案で通ったとしても、また今度、建設工事、これはまた議会物になりますよ。そしたらまた同じようなことの質問が出てくる。もっと、もっともっと大変な質問が出てきますよ。そのときにどうするかということも考えてですよ。

何か私も今まで20年ちょっと議員をして、いいかげんなところもあったかもしれんけれども、ここまで私は本気になってチェックをしたことはありません。ああ、これは彼が一生懸命つくったんだろうから、それでいいねというぐらいでした。でも、今回はそういうわけにいかない。幾ら若いときから友達であって、いろんなことを議論したけれども、立場が違う以上は、これはいたし方ない。

もう時間がないから終わりにしますから、改めて今後の取り組み、てんまつ書に書いた一番最後の文章ね、市民の安全・安心のためにちゃんとやると書いてある。どっちが費用負担するかは私にはわからない。でも、アスベストの1、2、3でいろいろ皆さんが弁解してきたけれども、そうじゃなくて、市長の結論は、安全・安心のためにこれは撤去をするとか、封じ込めるとか、そういうものであろうと思うんですね。費用がどっち持ちになるかわからないけれども。だから、そういうのをきちっと仮契約書にはうたってほしい。そうしないとこの議案は通せませんというのが私の結論です。

市長、最後にてんまつ書に書いてあった、教育委員会はそのようにしてちゃんと手当てしたと言っているわけですね。これは役所の仕事だからしなきゃいかん。民間だったらせんでよかときもあった、ごまかしとつてもよかったときのある。でも、今回は民間の商業施設だけれども、公で使うという前提の契約になっていますので、そういうときの責任のあり方ですよ。市長はトップとして責任のあり方、これを一言お聞きして終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

先ほどもお話をしましたけれども、アスベストは大変危険なものだというのは、もうこれは普通の感覚の人はみんな知っているんですよ。ただ、あることが問題じゃないと。だから、さっき言われたように、タイルをあけまして、一定の封じ込め、あるいは除去、そういうことをやると。その危険度に応じてといいますか、飛散度の可能性に応じてやると。さっきいみじくも言われた古枝小学校、これと同じレベルを実はピオはやったということです。やっていたと、過去ね。

ただ、今回はそれだけではなかなか、安全はもう確保されていても、安心というレベルでは皆さん御納得いけないでしょう。だから、本来はやらなくてもいい、そういうレベルまで一気にやりましょうねということでございますから、安全・安心の確保には、法律制度で要求される以上のそういう安全度を確保する対応をするということでございますし、これを今、総務部長がやる御説明をしておりましたように、文書で確認するところを、我々としては今ピオに求めているという状況です。なるべく早くまとめて、なるべく早くお見せをできればと思っておりますが、そういうことを既に事実上、約束をもらっているということは、先ほどからるる答弁をしているとおりでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

市長の決意は承りました。その決意を自分の部下に対して、担当に対してきちっと物事を申してほしい。そうしないと、いわゆるレベル1、2、3以上のことを今回、市民に対して示そうとするのが市長の立場でしょうから、1、2、3、いや、よかばい、悪かばいという問題じゃない。やはり商売をする上でも、あるいは子供たちやお年寄りがそこに来て1日過ごすような環境は安全・安心でなきゃいけないわけですよ。そういう風評が立って信用をなくすような施設であってはならない。私はゼロにしなければいけないと思ってるんですよ。それがきょうの時点では仮契約書に対して何もうたっていないから、それは皆さんの日ごろのちゃーぎゃぶんの協議でしょう。しっかりした文書にすることが役所の仕事ですよ。そうしないと市民は安全・安心では生活できない、そのようになります。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

皆さんにお尋ねいたします。あと何名質問される議員がいらっしゃるでしょうか、手を挙げていただきます。——おろしてください。

ここで議会運営委員会を開き、今後の日程について協議をしたいと思います。暫時休憩し

ます。

午後11時5分 休憩

午後11時12分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

先ほどの議会運営委員会の結果に基づいて申し上げます。

本日中に議案第58号の審議の全部を終了することができません。議事の都合上、議事日程中、議案第58号の議案審議を27日金曜日に延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、延会することに決し、9月27日に継続して議案第58号の議案審議を行います。

本日はこれにて延会とし、明14日から16日までの3日間は休会とし、17日、18日の両日は決算審査特別委員会を開催し、19日は文教厚生産業委員会を開催します。

次の会議は9月20日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後11時13分 延会